

---

# 第2期高石市 子ども・子育て支援 事業計画(素案)

---

令和2年〇月

---

高石市

---

令和2年2月6日時点



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 計画策定の背景と目的            | 1 |
| 2 計画の性格と位置づけ            | 2 |
| 3 計画の対象                 | 4 |
| 4 計画の期間                 | 4 |
| 5 計画の策定体制               | 4 |
| 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定 | 5 |
| 7 子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯  | 6 |

## 第2章 高石市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 人口や世帯の動向                | 8  |
| (1) 人口の推移                 | 8  |
| (2) 子ども人口の推移              | 12 |
| (3) 就労状況                  | 14 |
| (4) 世帯の動向                 | 16 |
| (5) 配慮が必要な子どもを取り巻く状況      | 17 |
| 2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要 | 19 |
| 3 次世代育成支援行動計画における取組と課題    | 33 |
| 4 新たな計画策定にあたっての主要な課題      | 37 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|           |    |
|-----------|----|
| 1 計画の基本理念 | 38 |
| 2 計画の基本目標 | 39 |
| 3 施策の体系   | 41 |

## 第4章 施策の展開

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 基本目標1 子どもの成長と自立を支えるまち   | 42 |
| 基本施策(1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実 | 42 |
| 基本施策(2) 学校教育の充実         | 44 |
| 基本施策(3) 多様な交流・体験機会の提供   | 46 |
| 基本施策(4) 児童の健全育成         | 47 |
| 基本施策(5) 家庭や地域の教育力の向上    | 48 |
| 基本目標2 親と子の健康を守るまち       | 50 |
| 基本施策(1) 親と子の健康確保        | 50 |
| 基本施策(2) 思春期保健対策の充実      | 51 |
| 基本施策(3) 小児救急医療体制の充実     | 52 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 基本目標3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち   | 54 |
| 基本施策(1) 児童虐待防止対策等の充実         | 54 |
| 基本施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進       | 55 |
| 基本施策(3) 障がい児施策の充実            | 56 |
| 基本施策(4) 心の問題を抱える子ども等への支援     | 57 |
| 基本施策(5) 子どもの貧困対策の推進          | 58 |
| 基本目標4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち      | 59 |
| 基本施策(1) 多様な保育ニーズへの対応         | 59 |
| 基本施策(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実     | 61 |
| 基本施策(3) 地域における子育て支援ネットワークづくり | 62 |
| 基本施策(4) 子育てを大切にする職場環境づくり     | 63 |
| 基本目標5 親も子も安全・安心に暮らせるまち       | 65 |
| 基本施策(1) 快適なまちづくりの整備          | 65 |
| 基本施策(2) 交通安全教育の推進            | 66 |
| 基本施策(3) 防犯・防災対策の推進           | 67 |

## 第5章 事業の見込量と確保方策

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 事業の見込みについて             | 68 |
| 2 将来の子ども人口               | 69 |
| 3 教育・保育提供区域の設定           | 71 |
| 4 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策    | 74 |
| 5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策 | 77 |

## 第6章 計画の推進

|           |    |
|-----------|----|
| 1 計画の推進体制 | 89 |
| 2 計画の進行管理 | 89 |

## 資料編

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 計画の策定経過          | 90 |
| 2 高石市子ども・子育て会議条例   | 91 |
| 3 高石市子ども・子育て会議委員名簿 | 93 |
| 4 用語の説明            | 94 |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と目的

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されました。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策を推進することとしています。

近年の主要な動向のひとつとして、平成28年6月に児童福祉法が改正され、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、幼児教育・保育の無償化について、令和元年10月から一部先行で実施し、令和2年4月から高等教育を含めて全面实施される計画となっています。

また、ひとり親家庭等の支援策については、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正（平成26年10月）により、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになり、ひとり親家庭等の自立支援の取組の重要性が高まっています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されており、令和元年6月に成立した同法の改正により、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

本市においては、「次世代育成支援行動計画（後期）」の取組と課題を踏まえるとともに、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援のための計画となるよう、平成27年3月に「高石市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

このたび、「高石市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度末をもって終了することから、市民からの子育てに関するニーズ調査を実施し、市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「第2期高石市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

## 2 計画の性格と位置づけ

### ① 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に定める市町村計画であり、また、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）」を一体的なものとして策定しています。

#### ■本計画の法的根拠／子ども・子育て支援法の市町村計画について

##### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### ■本計画の法的根拠／改正次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画について

##### 「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

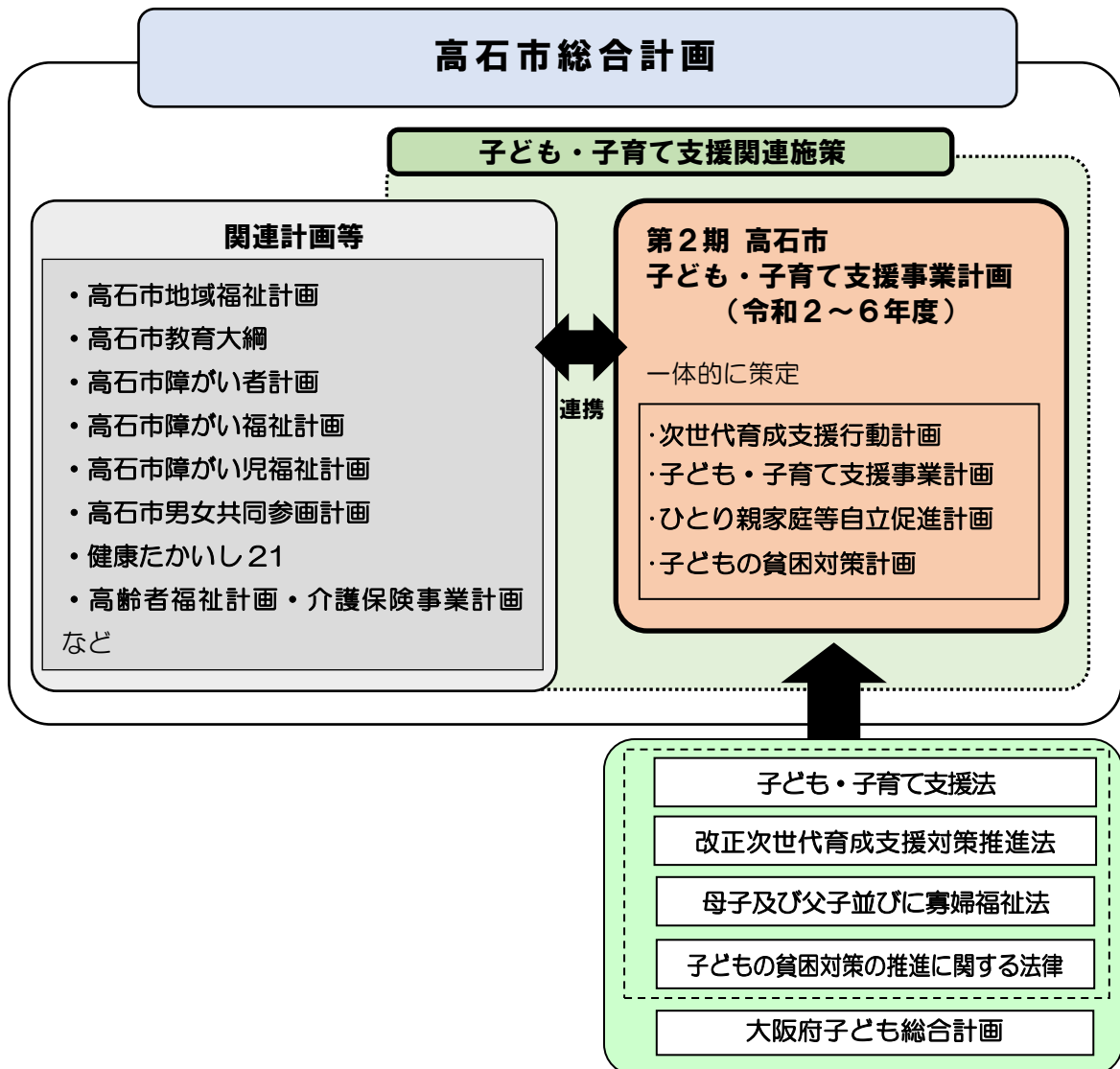
市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### ② 計画の位置づけ

本計画は、高石市の最上位計画である「高石市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や大阪府の「子ども総合計画」とともに、高石市の関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。本計画は、「次世代育成支援対策行動計画」とともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を含む計画です。

■計画の位置づけ



③ 計画の性格

本計画は、子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

### 3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

また、子育て支援等を行政と連携・協力して行っていただく、関係機関、企業、地域住民、関係団体等も対象になります。

#### ■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

##### 「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

### 4 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間で計画期間とします。

| 西暦 | 2015 年度          | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度             | 2021 年度 | 2022 年度     | 2023 年度 | 2024 年度 |
|----|------------------|---------|---------|---------|---------|---------------------|---------|-------------|---------|---------|
| 和暦 | 平成               |         |         |         | 令和      |                     |         |             |         |         |
|    | 27 年度            | 28 年度   | 29 年度   | 30 年度   | 元年度     | 2 年度                | 3 年度    | 4 年度        | 5 年度    | 6 年度    |
|    |                  |         |         |         |         |                     |         | 見直し<br>(予定) |         |         |
|    | 高石市子ども・子育て支援事業計画 |         |         |         |         | 第2期高石市子ども・子育て支援事業計画 |         |             |         |         |

### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議条例を制定して「高石市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

また、就学前子ども保護者及び小学生保護者を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その結果について事業の見込量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

さらに、本計画に対する市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。  
(予定)



## 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）。

本計画では、「必須記載事項」及び「任意記載事項」をともに定めます。

### ■必須記載事項

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 1 各年度における教育・保育の量の見込み
  - 2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
  - 2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### ■任意記載事項

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- (7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

## 7 子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯

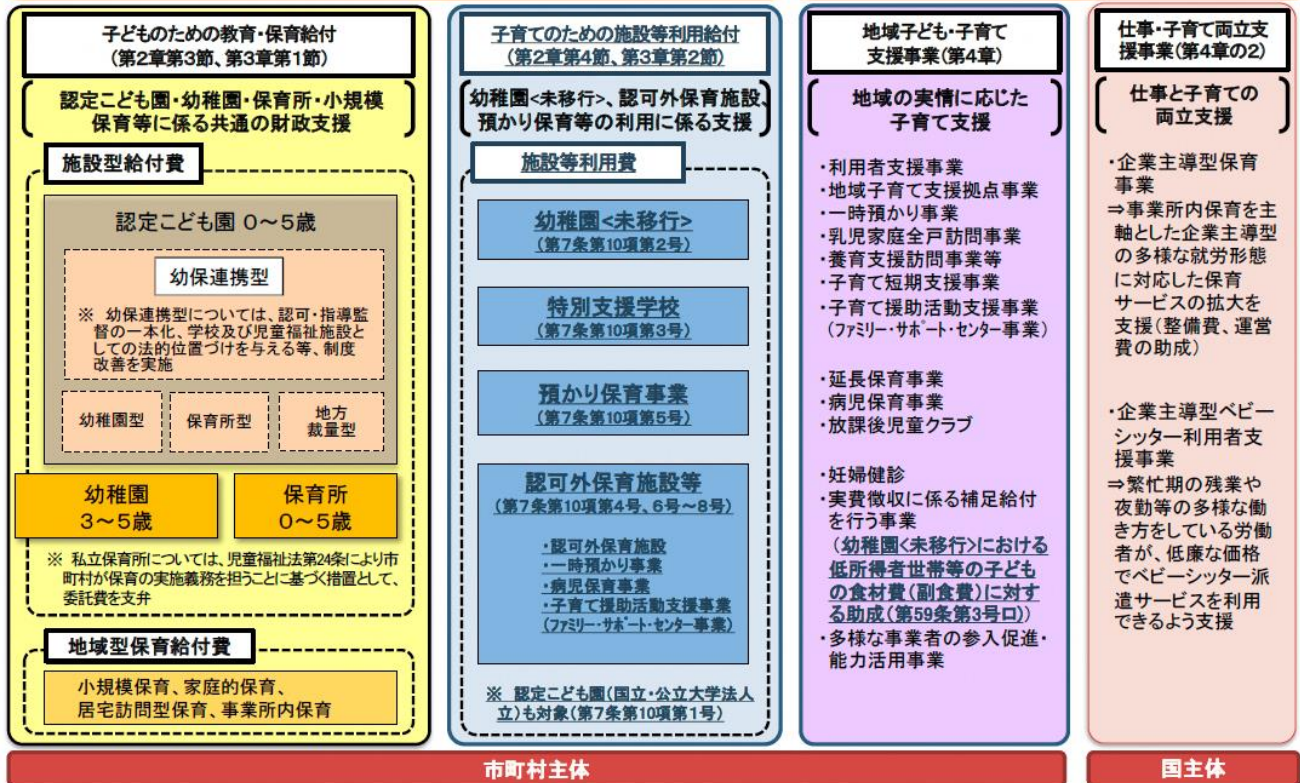
|                               | 法律・制度等           | 内容                                                                                                     |
|-------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年<br>(2015 年)           | 子ども・子育て支援法関連3法施行 | ・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記                                                                                   |
|                               | 保育士確保プラン         | ・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度（2017年度）末までに7万人の保育士を確保。（⇒平成27年（2015年）に9万人分に拡大）                            |
|                               | 少子化社会対策大綱改定      | ・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚<br>・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化                                |
|                               | 次世代育成支援対策推進法     | ・令和7年（2025年）3月末までの時限立法に延長                                                                              |
| 平成 28 年<br>(2016 年)           | 子ども・若者育成支援推進大綱   | ・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示                                                                             |
|                               | 児童福祉法の一部改正       | ・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが権利の主体であることを明言<br>・児童虐待防止対策の強化<br>・子育て世代包括支援センターの法制化                                  |
|                               | ニッポン一億総活躍プラン     | ・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善<br>・平成30年度（2018年度）以降も保育の確保に取り組む                                                 |
|                               | 切れ目のない保育のための対策   | ・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化                                               |
| 平成 29 年<br>(2017 年)           | 子育て安心プラン         | ・令和2年度（2020年度）末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成                                                  |
|                               | 新しい経済政策パッケージ     | ・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる                                                         |
| 平成 30 年<br>(2018 年)           | 子ども・子育て支援法の一部改正  | ・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ                                                                   |
|                               | 基本指針の一部改正        | ・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示                                                                     |
|                               | 新・放課後総合プランの策定    | ・放課後児童クラブについて、令和3年度（2021年度）末までに約25万人分を整備して待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度（2023年度）末までに計約30万人分の受け皿を整備する |
| 令和元年<br>(2019 年)<br>10 月 1 日  | 改正基本指針の公布        | ・幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正                                                                   |
| 令和 2 年<br>(2020 年)<br>4 月 1 日 |                  | ・その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正                                                                         |

## 子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



## 第2章 高石市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 1 人口や世帯の動向

#### (1) 人口の推移

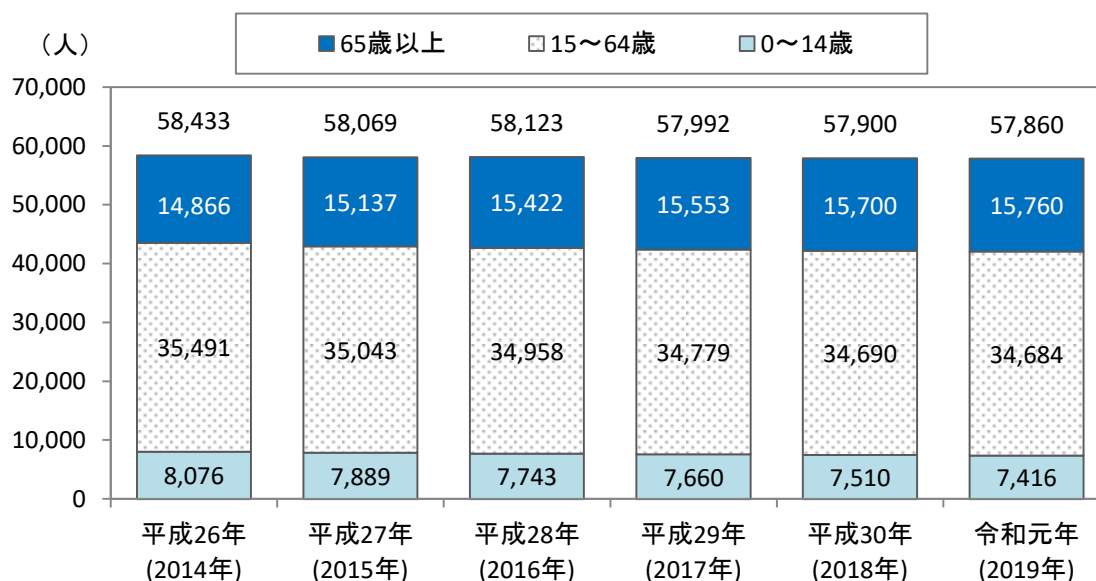
##### ① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

高石市の近年の人口は、5万8千人台から5万7千人台へと減少傾向で推移しています。令和元年10月1日現在の人口は、57,860人となっています。

平成26年からの人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は年間平均110人の減少、15～64歳の生産年齢人口は年間平均約130人の減少を続け、令和元年には0～14歳が7,416人、15～64歳が34,684人となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成26年の14,866人が令和元年には15,760人とおおよそ6%増で、年間平均約150人の増加となっています。

##### ■ 総人口の推移

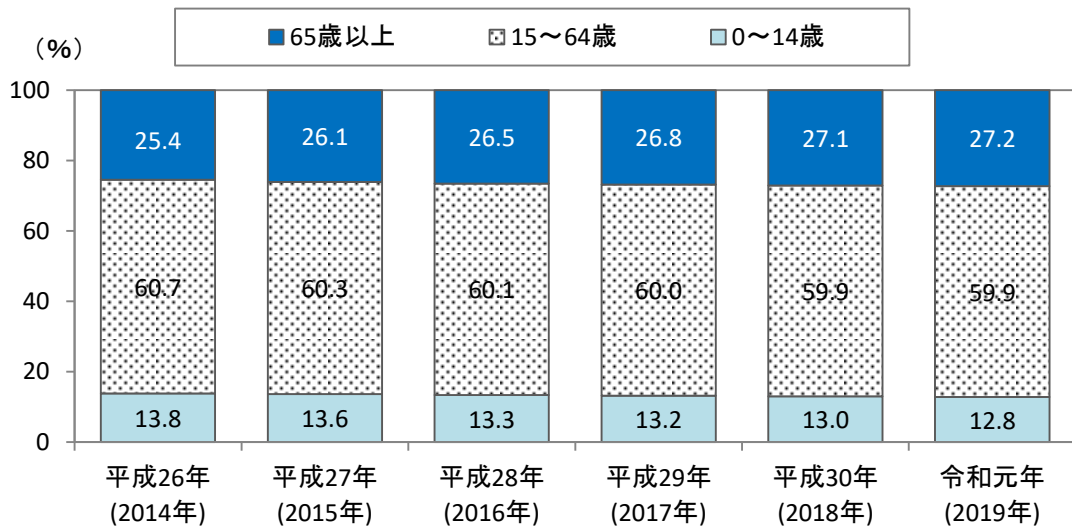


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口を構成比の推移でみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は低下が続いています。65歳以上の高齢者人口は上昇し続けており、少子高齢化が進行しています。

令和元年の構成比は、0～14歳で12.8%、15～64歳は59.9%、65歳以上は27.2%となっています。

## ■ 年齢3区分別人口構成の推移

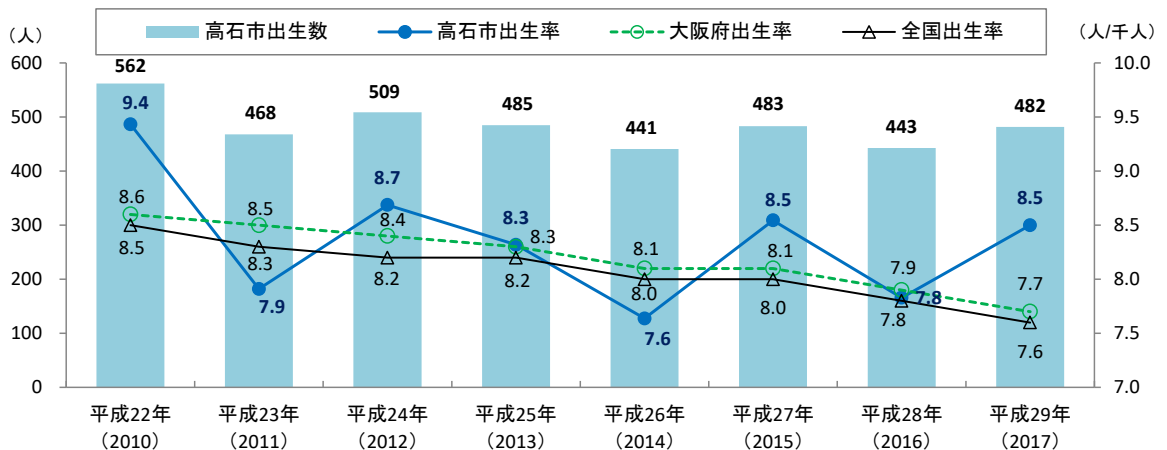


資料: 住民基本台帳(外国人登録含む)(10月1日現在)

## ② 出生の動向

高石市の出生数は 500人台から400人台で増減しつつ推移しており、平成29年に482人となっています。出生率は年による変動はあるものの、平成29年には全国や大阪府の値を上回っています。

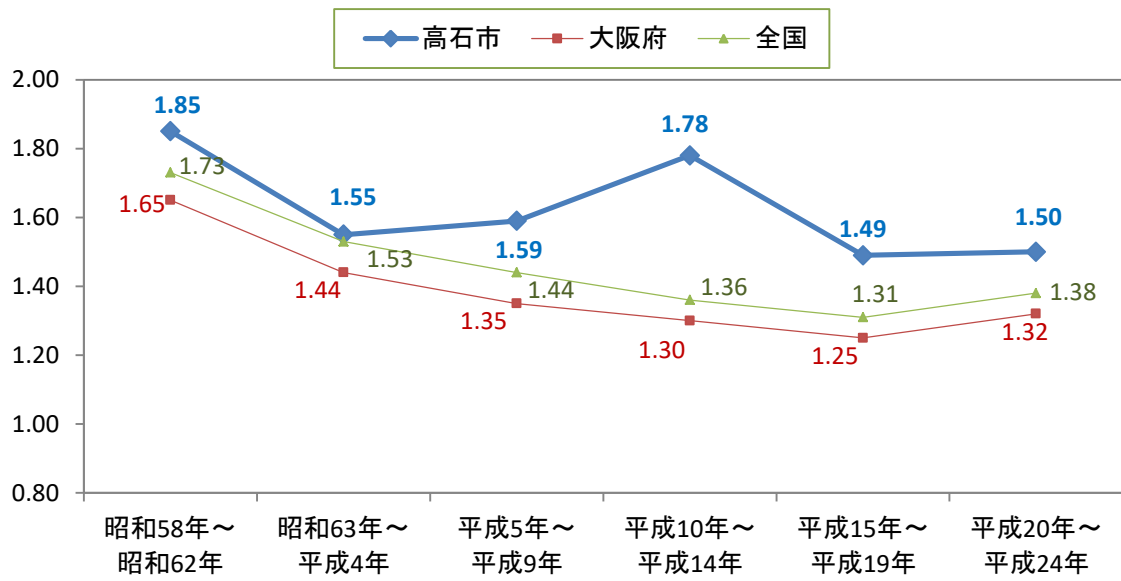
## ■ 出生数の推移



資料: 大阪府人口動態統計

ベイズ推定による高石市の合計特殊出生率は、全国及び大阪府を上回って推移しています。しかし、平成15～19年値から平成20～24年値の上昇率は、全国及び大阪府よりも低い状況となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



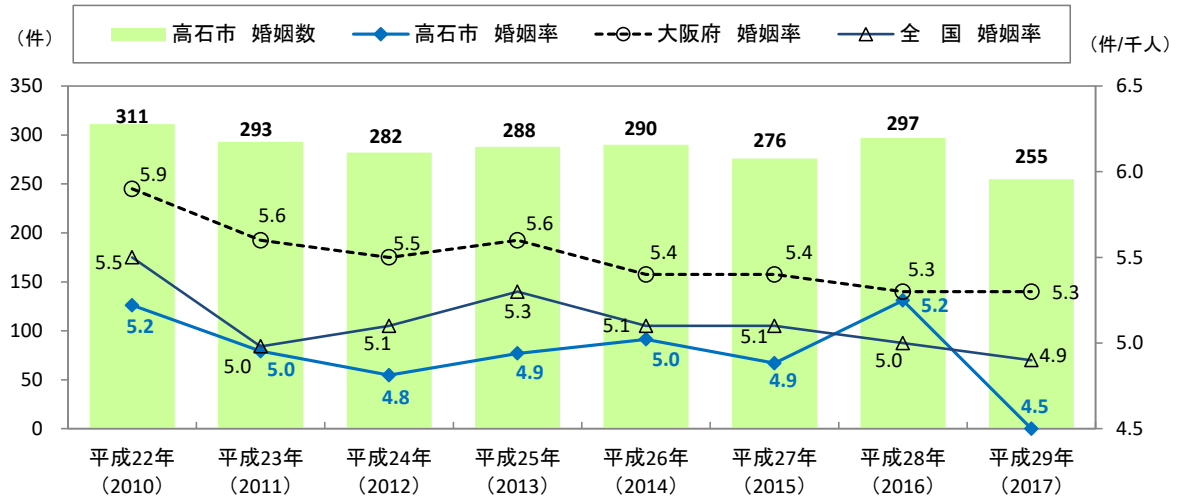
資料: 厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

### ③ 婚姻・離婚の動向

婚姻件数は300件弱で概ね横ばいで推移しており、婚姻率は5.0前後で推移しています。婚姻率は概ね全国や大阪府よりも低い値で推移してきましたが、平成28年に全国の値を上回ったものの、平成29年には4.5と低下しています。

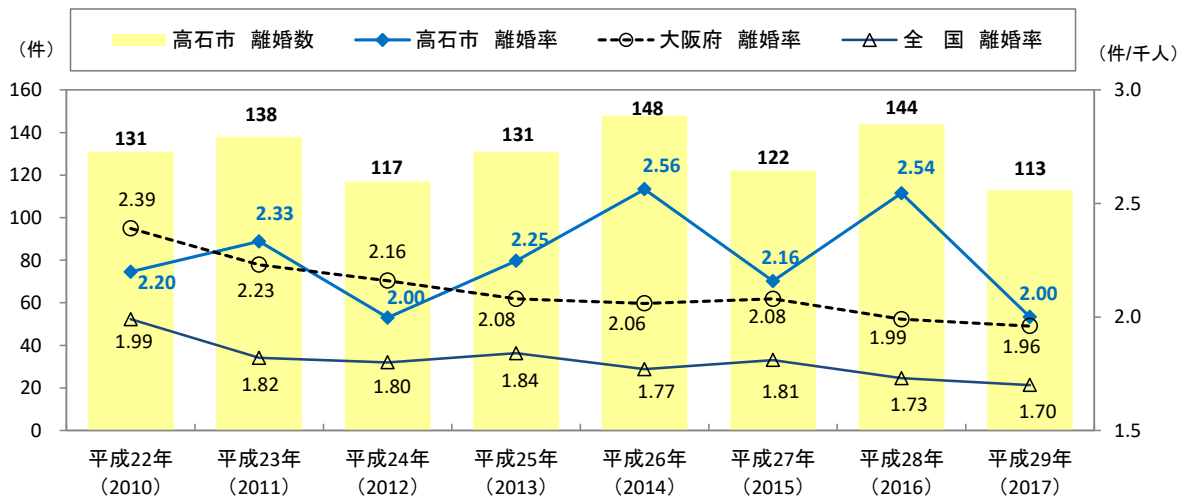
一方、離婚件数は110～140件台で推移しており、離婚率は2.0から2.5の範囲で推移しています。離婚率は全国よりも高い値で推移し続けています。

#### ■婚姻数・婚姻率の推移



資料：大阪府人口動態統計

#### ■離婚数・離婚率の推移



資料：大阪府人口動態統計



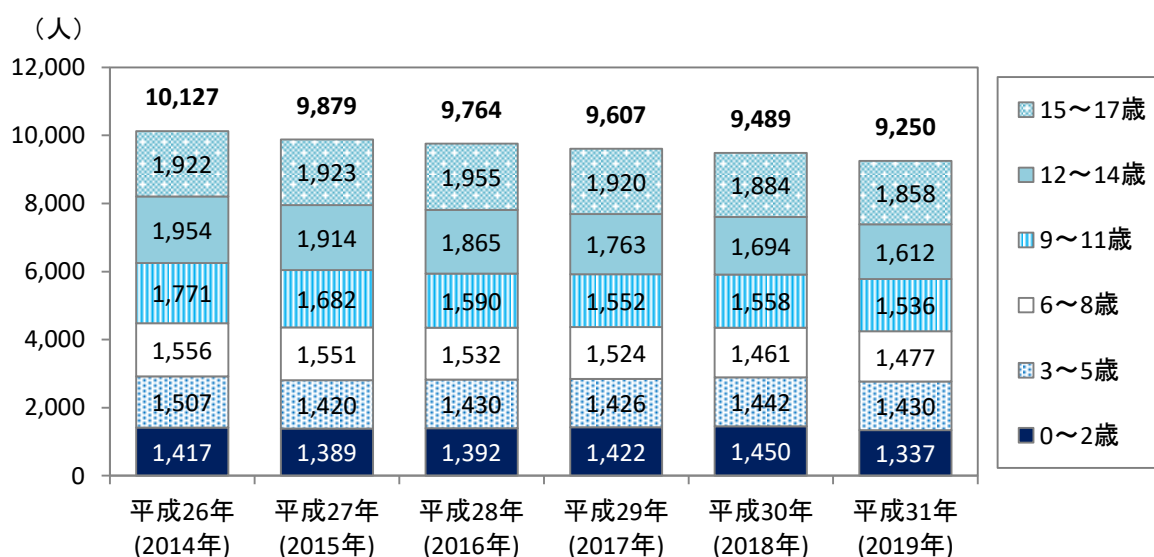
## (2) 子ども人口の推移

住民基本台帳により、平成26年以降の18歳未満の子ども人口の推移をみると、年間平均146人程度の減少を続け、平成31年4月1日現在では9,250人となっています。

そのうち、0～2歳及び3～5歳の乳幼児の数は増減を経て、平成26年から平成31年までともに80人程度の減少がみられます。小学校低学年にあたる6～8歳は減少が続き、小学校高学年にあたる9～11歳は概ね減少傾向にあります。12～14歳の中学生と15～17歳の高校生は、ともに減少し続けています。3歳ごとでは、年齢層が低くなるにつれ、人口が少なくなる傾向がみられます。

平成31年4月1日における年齢層別の構成比は、15～17歳が20.1%で最も高い割合で、12～14歳が17.4%、9～11歳が16.6%、6～8歳が16.0%、3～5歳が15.5%、0～2歳が14.5%と続きます。

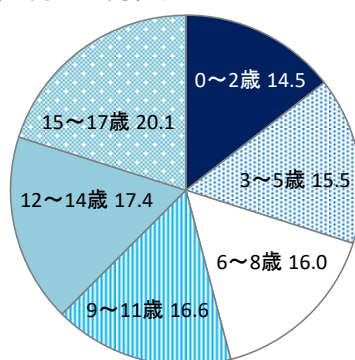
### ■子ども人口の推移



資料：各年住民基本台帳人口(外国人登録含む)で、4月1日現在

### ■子ども人口構成比（平成31年4月1日現在）

N=9,250（単位：％）



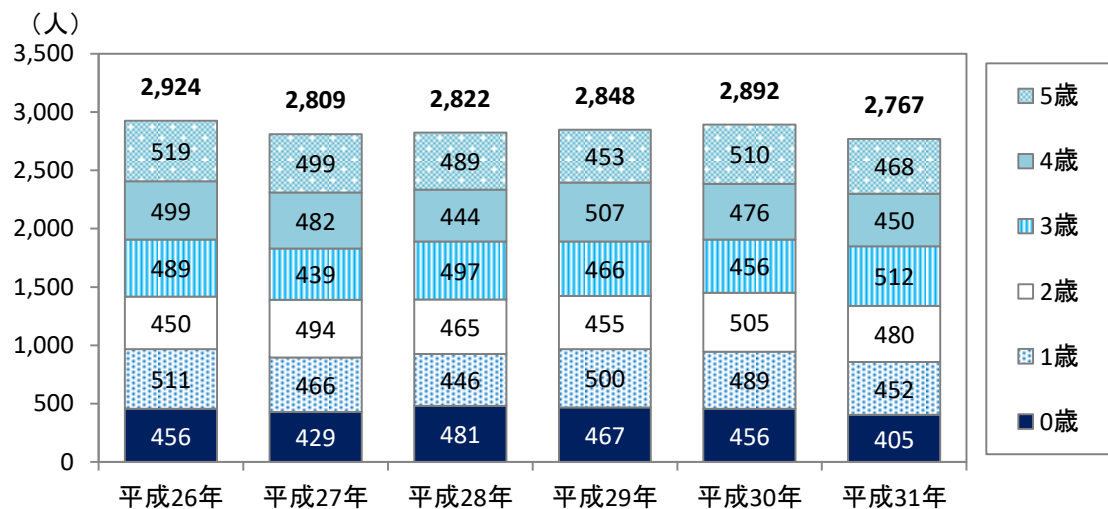


子ども人口のうち、就学前の0～5歳の人口を各年齢別にみると、総数は年間平均26人程度減少し、平成31年には2,767人となっています。

0歳、1歳は、増減の変動を経て減少していますが、2歳、3歳は平成26年に比べて増えています。4歳、5歳は減少しています。

平成31年の年齢構成では、0歳が405人、総数の14.6%、1歳が452人、16.3%、2歳が480人、17.3%、3歳が512人、18.5%、4歳が450人、16.3%、5歳が468人、16.9%となっており、2歳と3歳が比較的多く、0歳と1歳が比較的少なく、乳児数の減少が顕著となっています。

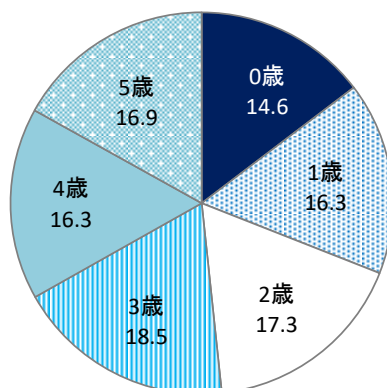
#### ■就学前人口の推移



資料：各年住民基本台帳人口（外国人登録を含む）で、4月1日現在

#### ■年齢別就学前人口の構成比（平成31年4月1日現在）

N=2,767（単位：％）



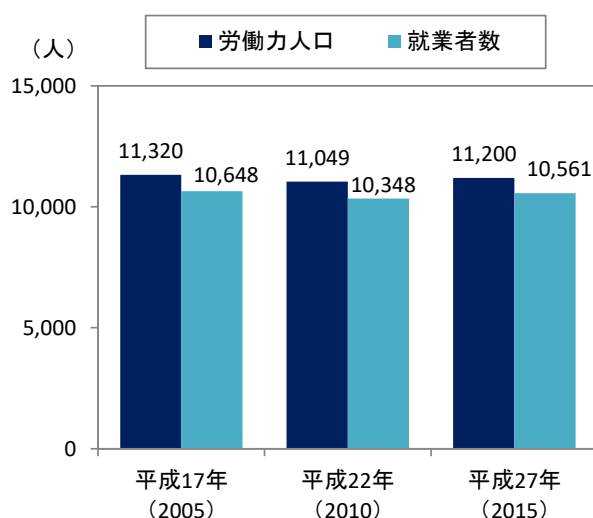
### (3) 就労状況

#### ① 女性の労働力人口・就業者数の推移

国勢調査による平成17年以降の女性の労働力人口及び就業者数の推移をみると、どちらもほぼ横ばいであり、平成27年には労働力人口が11,200人、就業者数が10,561人となっています。

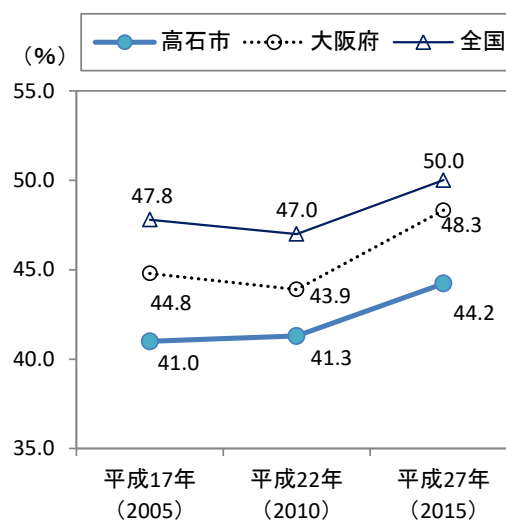
また、15歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力率）は、上昇傾向にあり、平成27年に44.2%となっています。高石市の労働力率は、全国や大阪府を下回って推移しています。

■女性の労働力人口・就業者数の推移



資料: 各年国勢調査(10月1日現在)

■女性の労働力率の推移



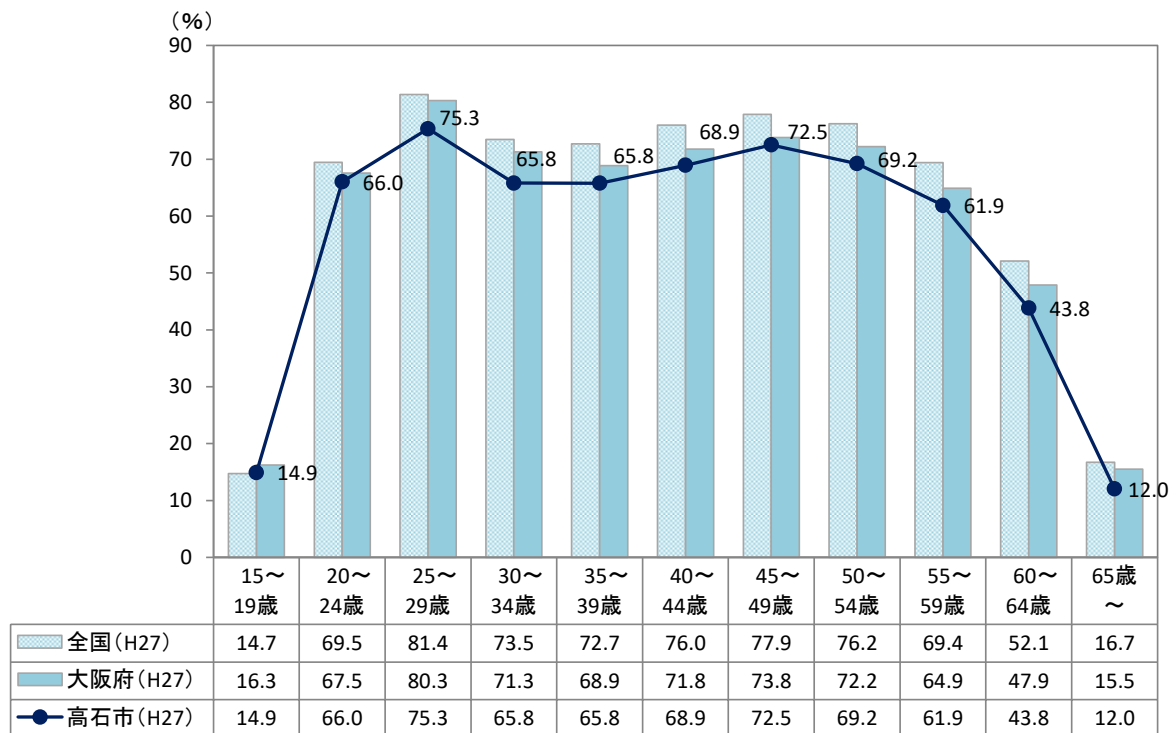
注) 労働力率 = (労働力人口 / 15歳以上人口) × 100

#### ② 女性の年齢5歳階級別労働力率の推移

女性の年齢5歳階級別労働力率についてみると、30歳代で65.8%とM字カーブの底を描いています。

全国及び大阪府と比較すると、15～19歳を除く年齢階級において、就業率は低くなっています。

## ■女性の年齢5歳階級別 就業率

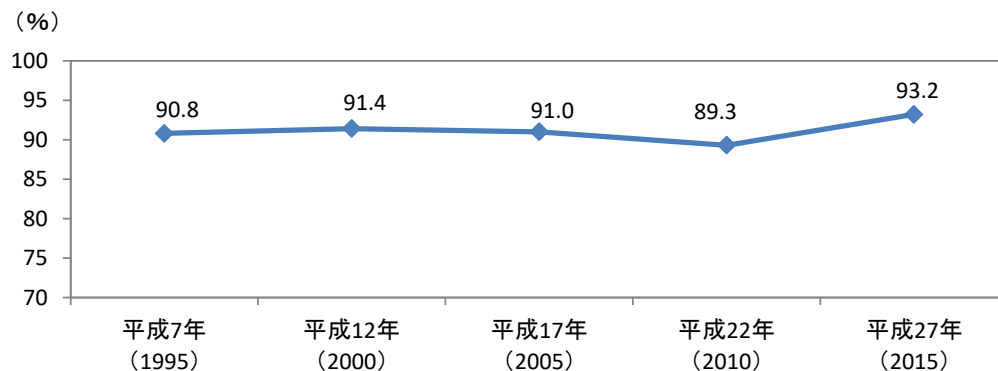


資料: 国勢調査

## ③ 昼間人口と就業者の流出入先

高石市の常住人口に対する昼間の人口率は、おおむね90%前後で推移してきましたが、平成27年には93.2%と上昇しています。

## ■昼間人口率の推移



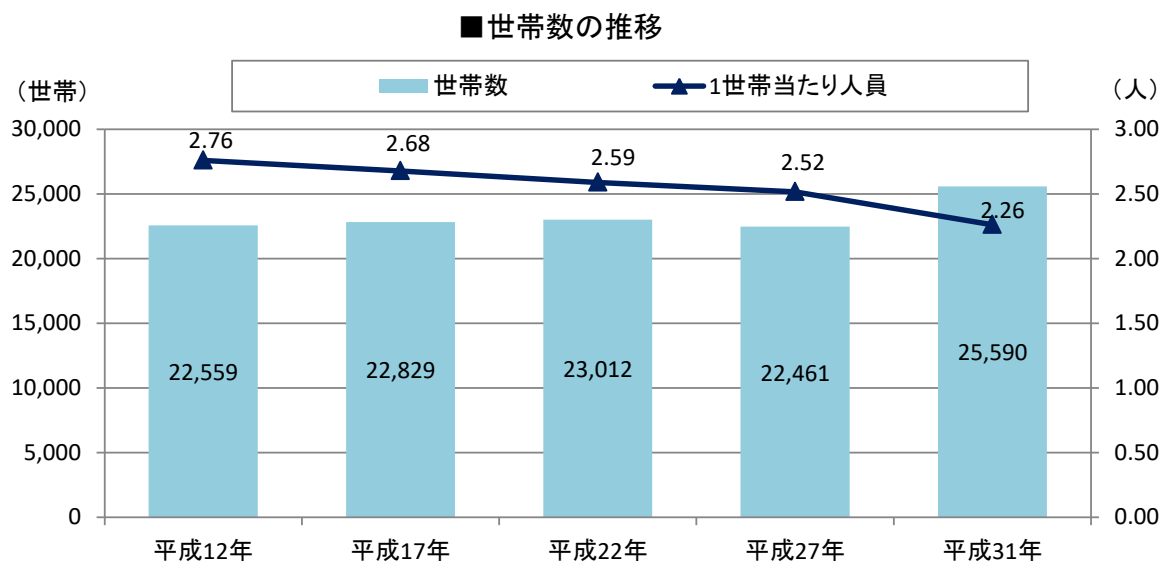
資料: 各年国勢調査

注) 昼間人口率 = 昼間人口 / 夜間人口 (常住人口)

## (4)世帯の動向

### ① 世帯数の推移

高石市の平成12年以降の一般世帯数の推移を国勢調査で見ると、増加傾向から平成27年に減少に転じています。また、住民基本台帳による平成31年1月1日現在の世帯数は25,590世帯となっています。人口が減少している一方で世帯数が増加傾向にあるため、1世帯当たり人員は、平成12年の2.76人が、平成27年には2.52人と、となっています。また、平成31年は2.26人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。

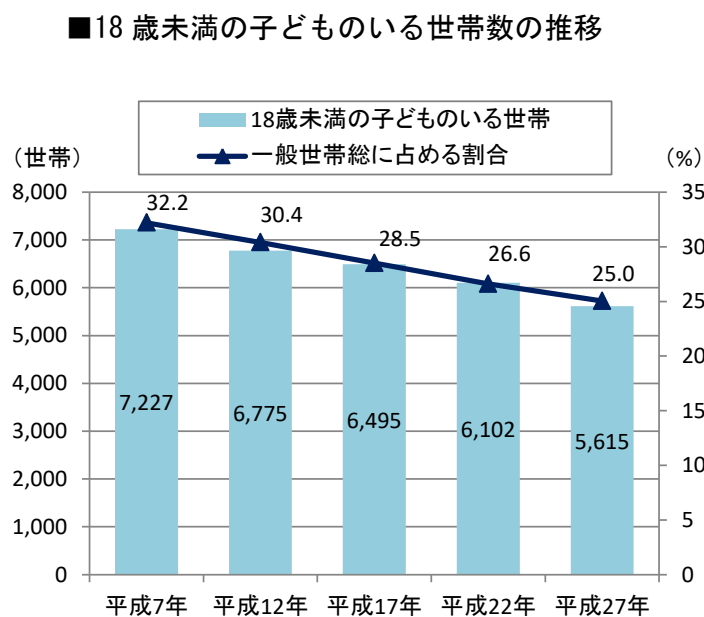


資料：平成27年までは国勢調査、平成31年は住民基本台帳（1月1日）

### ② 子どものいる世帯の推移

国勢調査から、平成7年以降の18歳未満の親族のいる世帯数の推移を見ると、18歳未満の親族のいる一般世帯総数は、全世帯総数と異なり減少を続け、平成27年には5,615世帯となっています。

また、一般世帯総数に占める割合も平成7年の32.2%が、平成27年には25.0%と低下しています。

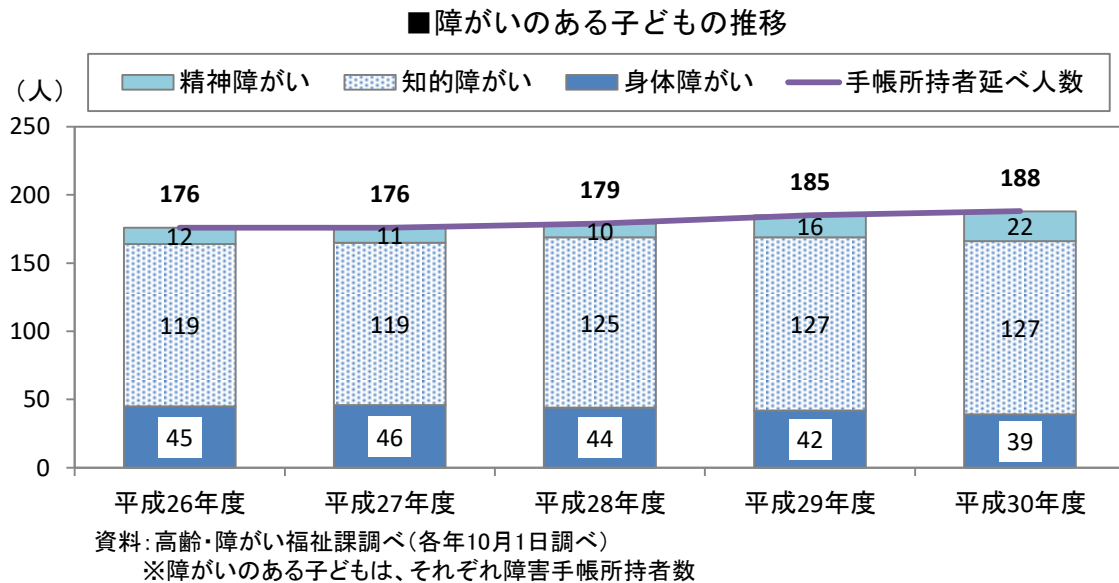


資料：各年国勢調査

## (5) 配慮が必要な子どもを取り巻く状況

### ① 障がいのある子どもの推移

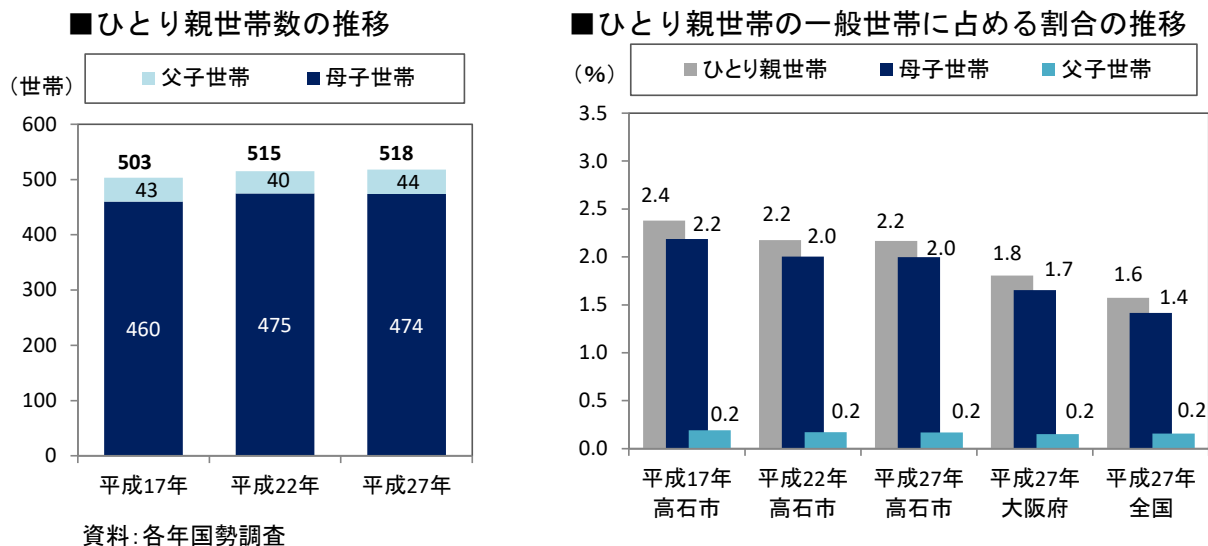
身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者手帳の交付状況から、身体・知的・精神について障がいのある子ども（18歳未満）の推移をみると、平成26年以降延べ手帳所持者数は増加しています。内訳をみると、身体障がいのある子どもは概ね減少、知的障がいのある子どもは増加、精神障がいのある子どもは増加という傾向にあります。



### ② ひとり親世帯の推移

国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成17年の503世帯が平成27年には518世帯と増加しており、内訳をみると母子世帯の増加が大きくなっています。

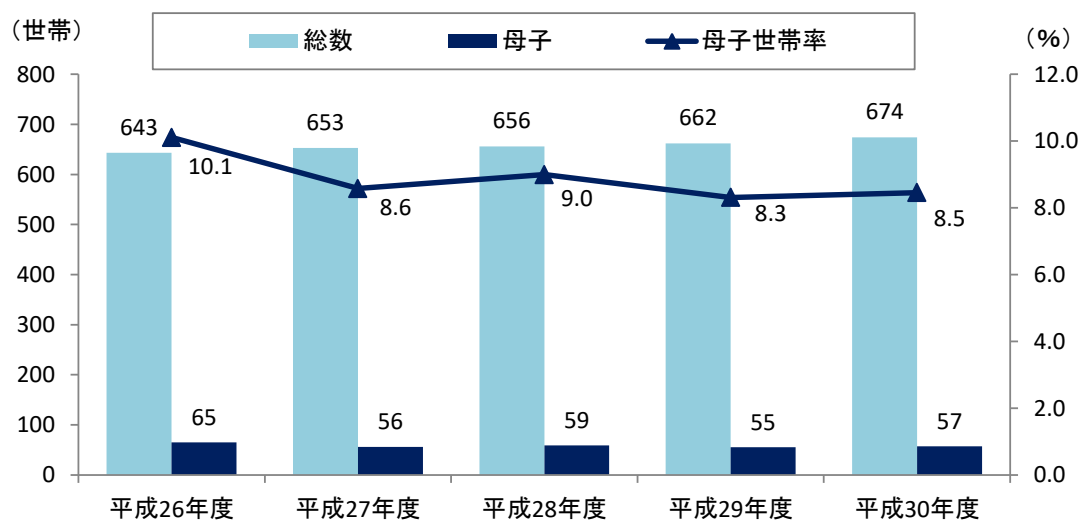
ひとり親世帯の一般世帯総数に占める割合は、平成17年の2.4%が、平成22年及び27年には2.2%と低下しています。平成27年の大阪は1.8%、全国は1.6%となっており、高石市は大阪府及び全国水準より高くなっています。



### ③ 生活保護世帯における母子世帯の推移

生活保護被保護世帯総数は、近年では年々増加し、平成30年度は674世帯となっています。そのうち、母子世帯数は増減を経て、平成30年度に57世帯となっています。総数に占める母子世帯の割合は、平成26年度に10.1%でしたが、平成30年度には8.5%と低下しています。

■生活保護の被保護世帯の類型別推移



資料：高石市調べ(各年度末)

## 2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、その基礎資料として活用するため、高石市に居住する0歳から小学校入学前の子どもがいる家庭、小学生の子どもがいる家庭を対象に、アンケート調査を実施しました。ここでは、その結果から特徴的な項目についてまとめています。

### ■調査実施要項

| 調査対象                            | 配布数                 | 回収数     | 回収率   | 調査期間                              | 調査方法          |
|---------------------------------|---------------------|---------|-------|-----------------------------------|---------------|
| 市内在住 小学校入学前（0～5歳児）のお子さんがおられるご家庭 | 2,376 件<br>（すべての世帯） | 999 件   | 42.0% | 平成31年<br>2月14日～<br>平成31年<br>2月28日 | 郵送配布・回収       |
| 市内在住 小学生のお子さんがおられるご家庭           | 1,299 件<br>（無作為抽出）  | 1,040 件 | 80.1% | 平成31年<br>2月20日～<br>平成31年<br>2月28日 | 小学校を通しての配布・回収 |

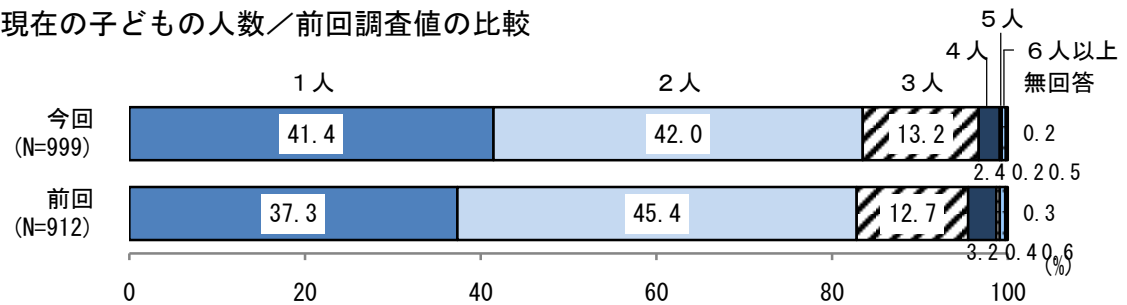
### ■調査結果の表記に関する留意点

- （1）図表中の「N（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- （2）回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- （3）複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- （4）図表中に次のような表示などがある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。
  - ・ MA %（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
  - ・ 3 L A %（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
 これ以外の場合は、特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問です。
- （5）図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- （6）調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、第1位の項目を黒色、第2位の項目を濃い灰色、第3位の項目を薄い灰色等としています（「その他」「無回答」等を除く）。
- （7）図表中において「今回」とあるものは本調査のことです。「前回」とあるものは、平成25年度に実施した「高石市子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査」のことです。

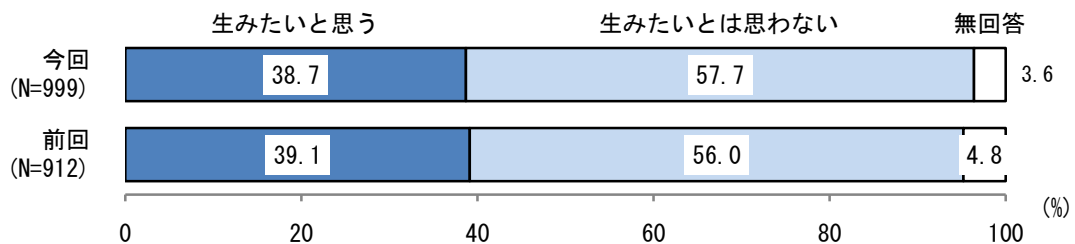
## ① 子どもの人数

- ・現在の子どもの人数は、就学前では、「2人」が42.0%で最も高く、「1人」が41.4%、「3人」が13.2%、【4人以上】が合わせて3.1%となっています。前回調査に比べて「1人」の率が高くなり、「2人」の率が低下しています。しかし、「3人」の率は高くなっています。

■現在の子どもの人数／前回調査値の比較



■もう1人以上の子どもの出産希望／前回調査との比較

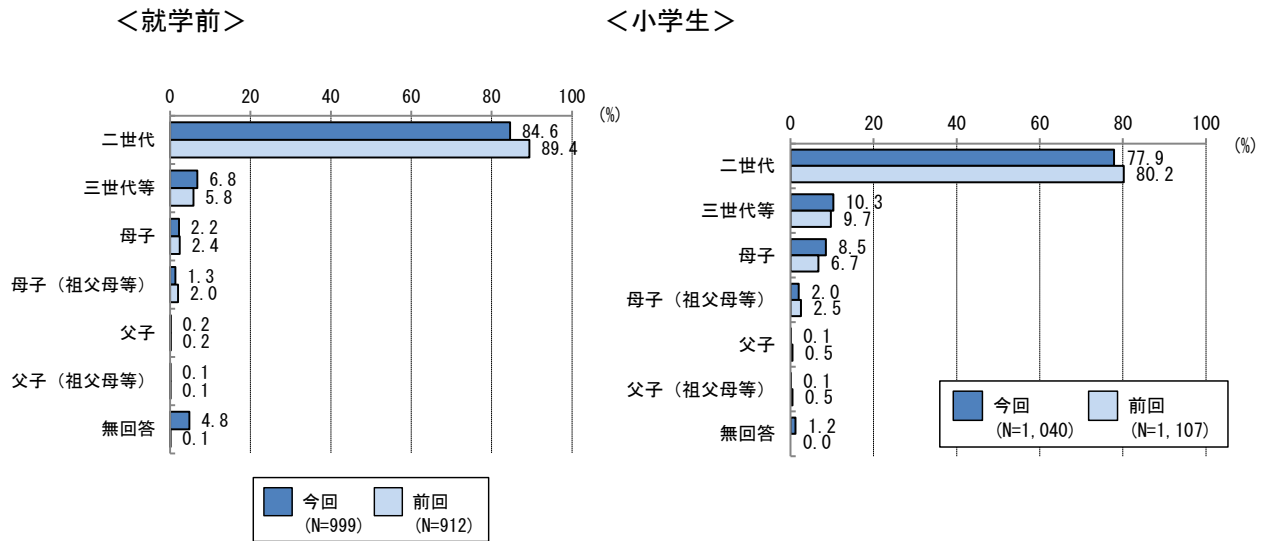


## ② 同居の世帯類型

- ・同居の世帯類型は、就学前も小学生も、両親と子ども等の「二世帯」の率が最も高く、就学前が84.6%、小学生が77.9%で、就学前の方が高くなっています。
- ・両親と子どもと祖父母（両方あるいはどちらか）等の「三世帯」や、両親と子どもと祖父母（両方あるいはどちらか）、曾祖父母（どちらか）等の「四世帯」を合わせた【三世帯等】は、就学前が6.8%、小学生が10.3%で、小学生の方が高くなっています。
- ・「ひとり親」世帯は合わせて、就学前が3.8%、小学生が10.7%で、小学生の方が高く、そのうち、「父子世帯」は、就学前が0.3%、小学生が0.2%で、母子世帯が大半を占めます。



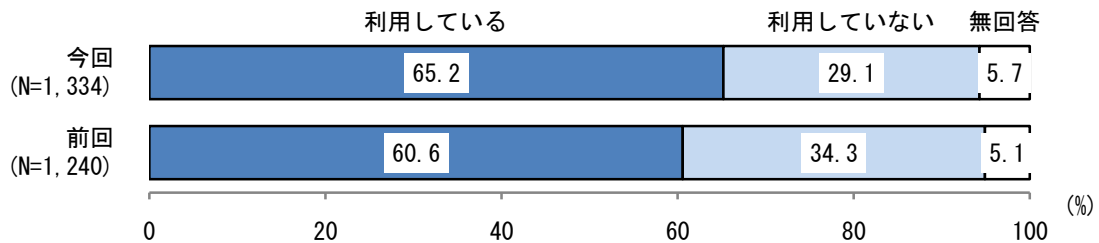
■同居の世帯類型



③ 定期的な教育・保育事業の利用状況

- ・平日の定期的な幼稚園や保育所などの施設やサービスの利用の有無については、「利用している」が65.2%、「利用していない」が29.1%となっています。

■平日の教育・保育事業の利用状況



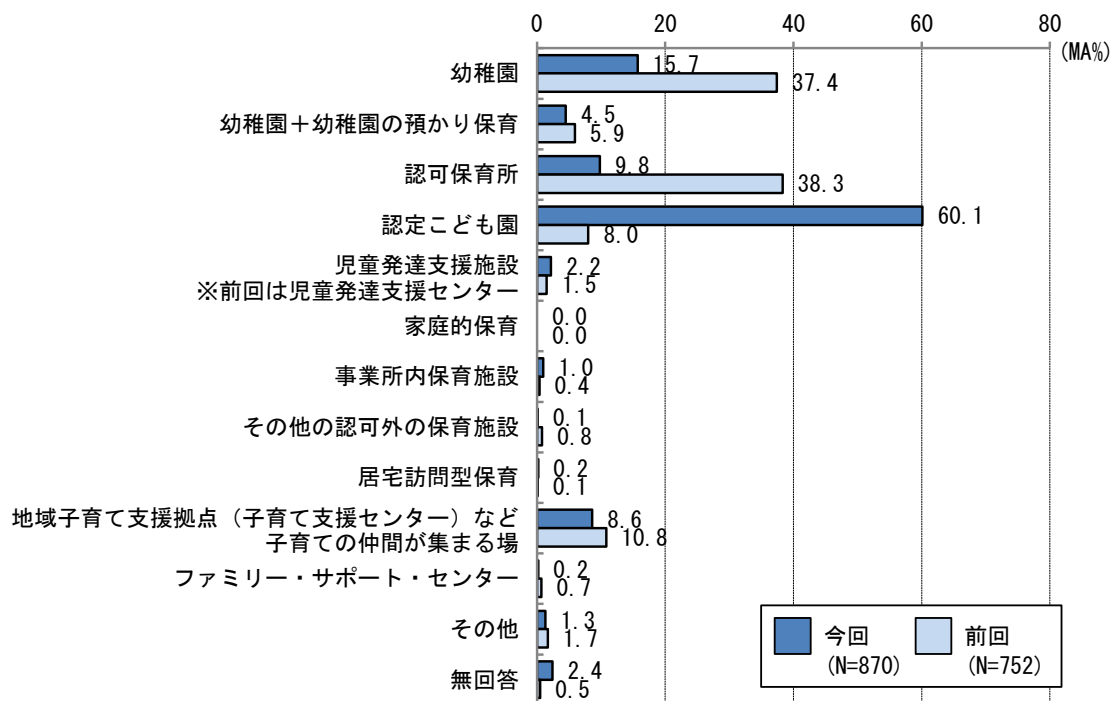
■子どもの年齢別・校区别、平日の教育・保育事業の利用状況

|     |        | N    | (%)    |         |     |
|-----|--------|------|--------|---------|-----|
|     |        |      | 利用している | 利用していない | 無回答 |
| 全体  |        | 1334 | 65.2   | 29.1    | 5.7 |
| 年齢別 | 0歳     | 142  | 14.8   | 79.6    | 5.6 |
|     | 0歳児    | 191  | 41.4   | 53.9    | 4.7 |
|     | 1歳児    | 188  | 59.0   | 35.1    | 5.9 |
|     | 2歳児    | 223  | 68.2   | 28.3    | 3.6 |
|     | 3歳児    | 194  | 90.2   | 6.7     | 3.1 |
|     | 4歳児    | 172  | 85.5   | 6.4     | 8.1 |
|     | 5歳児    | 183  | 89.6   | 3.8     | 6.6 |
| 区学校 | 高石中学校区 | 554  | 64.6   | 30.5    | 4.9 |
|     | 高南中学校区 | 295  | 67.1   | 27.1    | 5.8 |
|     | 取石中学校区 | 475  | 64.6   | 28.8    | 6.5 |

- ・定期的な幼稚園や保育所などの施設やサービスを「利用している」とお答えの方に、平日に利用している施設やサービスについてたずねたところ、「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」が60.1%と最も多く、次いで、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」が15.7%となっています。

## ■現在利用している施設やサービス

（子ども・子育て支援新制度等により、前回調査と今回調査において施設数が異なっています。）



## ■属性別 現在利用している施設やサービス

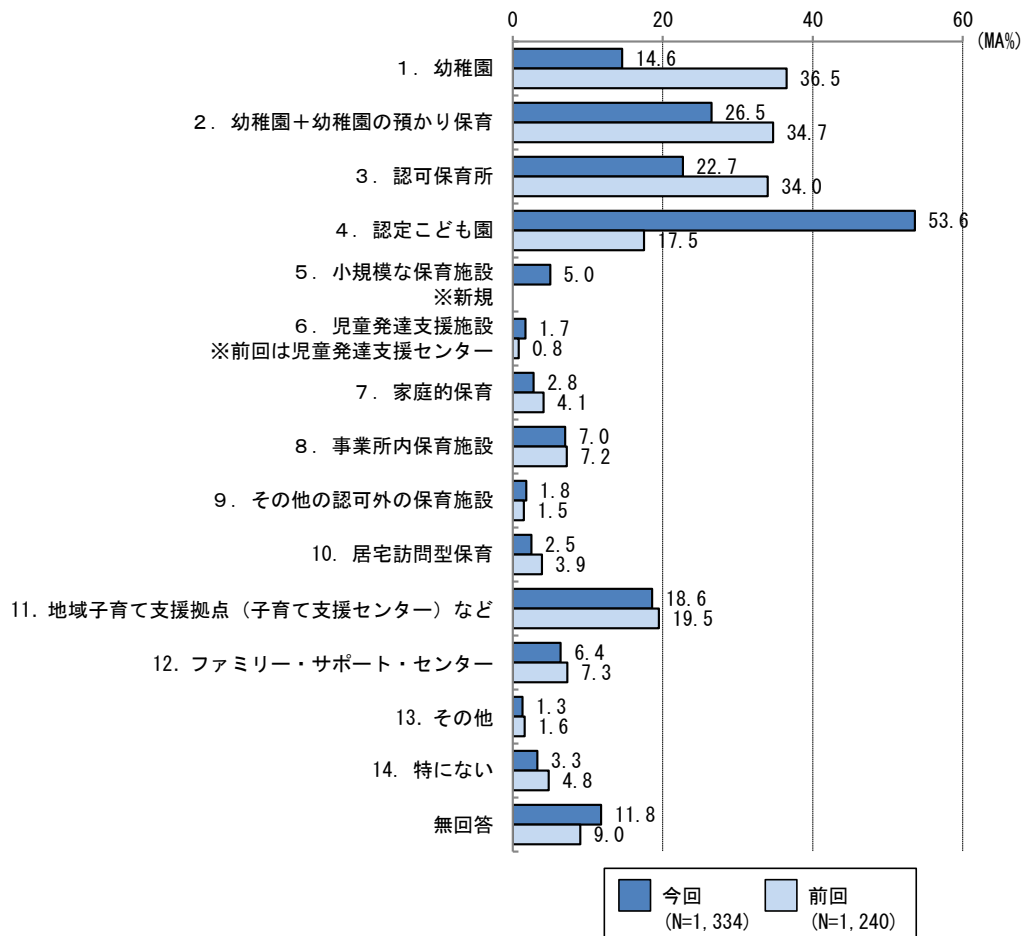
|      |               | N   | 幼稚園  | 預かり保育<br>幼稚園+幼稚園の | 認可保育所 | 認定こども園 | 児童発達支援施設<br>※前は児童発達支援センター | 家庭的保育 | 事業所内保育施設 | その他の認可外の施設 | 居宅訪問型保育 | 地域子育て支援拠点<br>子育ての仲間が集まる場 | ファミリー・サポート・センター | その他 | 無回答 |
|------|---------------|-----|------|-------------------|-------|--------|---------------------------|-------|----------|------------|---------|--------------------------|-----------------|-----|-----|
| 全体   |               | 870 | 15.7 | 4.5               | 9.8   | 60.1   | 2.2                       | 0.0   | 1.0      | 0.1        | 0.2     | 8.6                      | 0.2             | 1.3 | 2.4 |
| 年齢別  | 0歳            | 21  | 0.0  | 0.0               | 9.5   | 23.8   | 0.0                       | 0.0   | 0.0      | 0.0        | 0.0     | 66.7                     | 0.0             | 4.8 | 4.8 |
|      | 0歳児           | 79  | 0.0  | 1.3               | 10.1  | 59.5   | 0.0                       | 0.0   | 2.5      | 0.0        | 0.0     | 29.1                     | 0.0             | 1.3 | 0.0 |
|      | 1歳児           | 111 | 1.8  | 0.0               | 14.4  | 61.3   | 1.8                       | 0.0   | 1.8      | 0.0        | 0.0     | 15.3                     | 0.9             | 2.7 | 4.5 |
|      | 2歳児           | 152 | 13.8 | 2.0               | 7.9   | 63.2   | 2.6                       | 0.0   | 2.0      | 0.7        | 0.7     | 11.8                     | 0.0             | 0.7 | 1.3 |
|      | 3歳児           | 175 | 16.6 | 4.6               | 10.9  | 65.7   | 3.4                       | 0.0   | 0.0      | 0.0        | 0.0     | 0.6                      | 0.0             | 0.6 | 3.4 |
|      | 4歳児           | 147 | 25.9 | 5.4               | 8.8   | 60.5   | 3.4                       | 0.0   | 1.4      | 0.0        | 0.7     | 1.4                      | 0.0             | 2.0 | 1.4 |
| 区別   | 高石中学校区        | 358 | 15.9 | 4.7               | 7.3   | 59.5   | 3.1                       | 0.0   | 1.1      | 0.0        | 0.6     | 11.5                     | 0.6             | 1.7 | 3.1 |
|      | 高南中学校区        | 198 | 13.6 | 4.5               | 22.2  | 54.5   | 2.0                       | 0.0   | 1.0      | 0.5        | 0.0     | 5.1                      | 0.0             | 1.0 | 1.0 |
|      | 取石中学校区        | 307 | 16.9 | 4.2               | 4.9   | 64.8   | 1.3                       | 0.0   | 1.0      | 0.0        | 0.0     | 7.5                      | 0.0             | 1.0 | 2.0 |
|      | ひとり親          | 38  | 5.3  | 7.9               | 15.8  | 68.4   | 0.0                       | 0.0   | 0.0      | 0.0        | 0.0     | 0.0                      | 2.6             | 2.6 | 2.6 |
| 就労状況 | フルタイム共働き      | 327 | 2.4  | 2.8               | 15.0  | 73.4   | 0.0                       | 0.0   | 1.8      | 0.0        | 0.0     | 5.8                      | 0.0             | 0.3 | 1.8 |
|      | フルタイム・パート等共働き | 245 | 12.7 | 6.5               | 11.0  | 69.0   | 1.2                       | 0.0   | 0.4      | 0.0        | 0.8     | 1.2                      | 0.0             | 1.6 | 2.0 |
|      | 専業主婦（主夫）      | 241 | 36.9 | 4.1               | 1.2   | 32.0   | 6.2                       | 0.0   | 0.8      | 0.0        | 0.0     | 22.0                     | 0.4             | 2.1 | 3.3 |

## ④ 今後、定期的に利用したい教育・保育事業

- ・定期的に利用したい幼稚園や保育所などの施設やサービスは、「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」が53.6%と最も多く、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に、さらに時間を延長して利用）」が26.5%、「認可保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育園で定員が20人以上のもの）」が22.7%となっています。

## ■ 今後、定期的に利用したい教育・保育事業

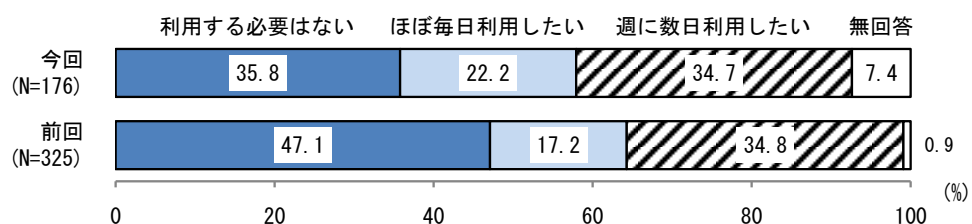
（子ども・子育て支援新制度等により、前回調査と今回調査において施設数が異なっています。）



## ⑤ 幼稚園の長期休暇中の利用意向

- ・幼稚園を利用されている方に、夏休み・冬休みなど長期休暇中の利用希望をたずねたところ、「利用する必要はない」が35.8%、「ほぼ毎日利用したい」が22.2%、「週に数日利用したい」が34.7%となっています。

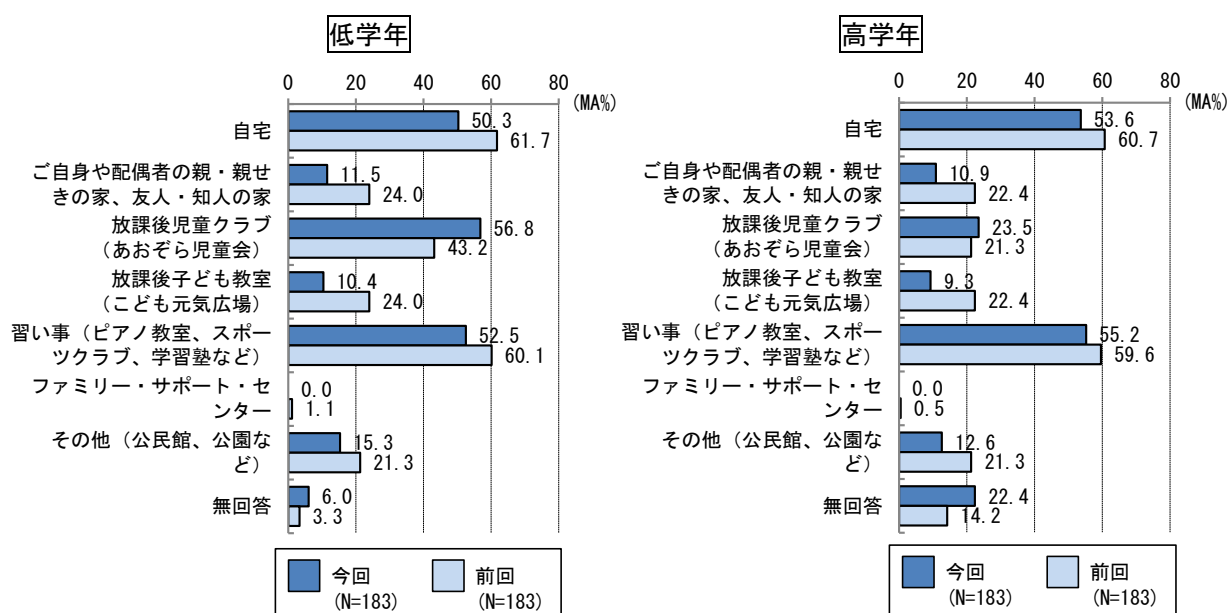
## ■ 長期休暇中の利用希望



## ⑥ 放課後に過ごさせたい場所

- ・放課後の過ごし方の希望は、低学年（１～３年生）では、「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）」が56.8%と最も多く、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が52.5%、「自宅」が50.3%などとなっています。
- ・高学年（４～６年生）では、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が55.2%と最も多く、「自宅」が53.6%、「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）」が23.5%などとなっています。

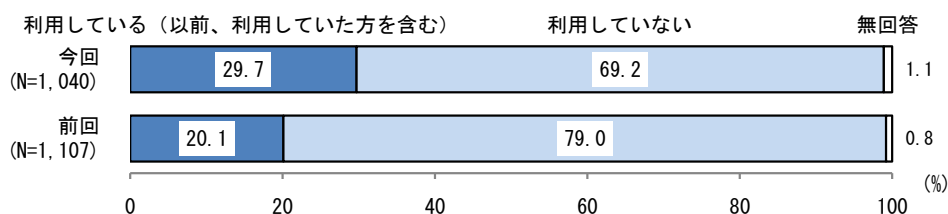
### ■放課後の過ごし方



## ⑦ 放課後児童クラブの利用状況

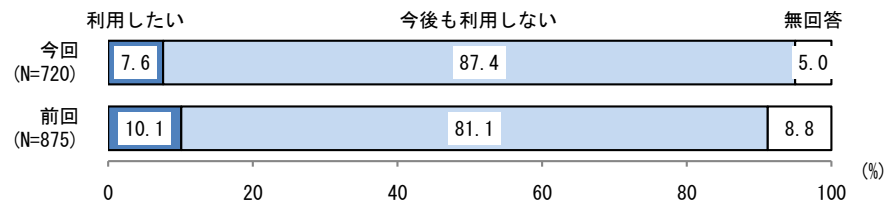
- ・小学生の放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の平日の利用状況は、「利用している（以前、利用していた方を含む）」が29.7%、「利用していない」が69.2%となっています。

### ■平日の放課後児童クラブの利用状況



- ・放課後児童クラブを「利用していない」とお答えの方に、今後の利用希望をたずねたところ、「利用したい」が7.6%、「今後も利用しない」が87.4%となっています。

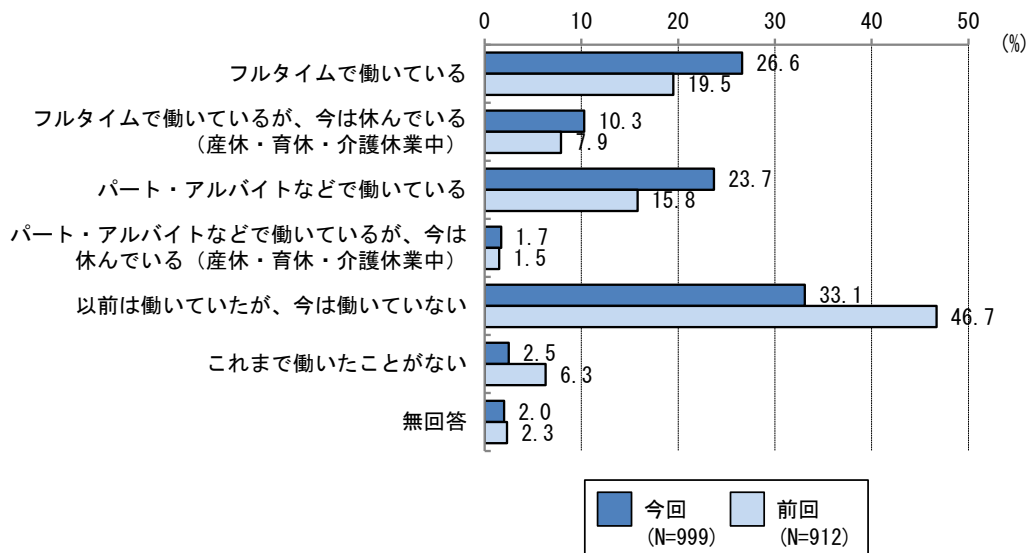
### ■子どもの学年別 放課後児童クラブを利用していない子の今後の利用希望率



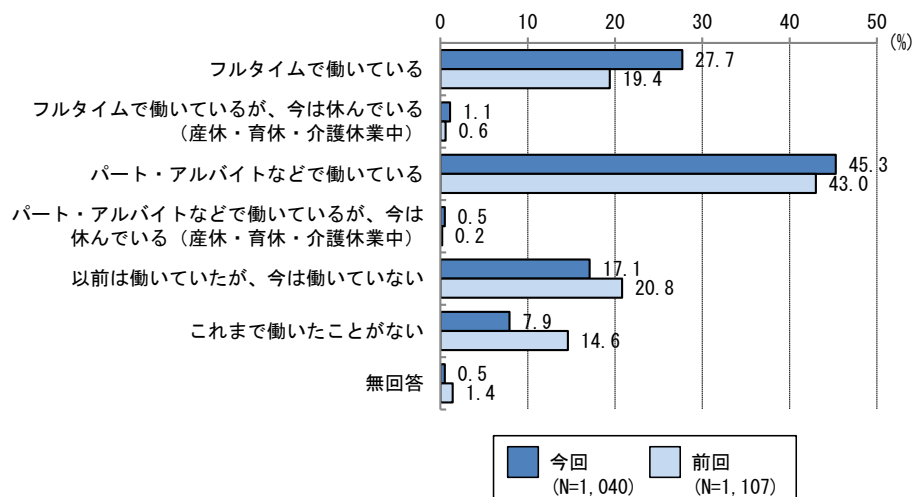
### ⑧ 母親の就労状況と家庭類型

- ・就学前の母親の就労状況は、「以前は働いていたが、今は働いていない」が33.1%と最も多く、次いで、「フルタイムで働いている」が26.6%、「パート・アルバイトなどで働いている」が23.7%となっています。
- ・小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイトなどで働いている」が45.3%と最も多く、次いで、「フルタイムで働いている」が27.7%、「以前は働いていたが、今は働いていない」が17.1%となっています。

#### ■就学前の母親の就労状況／前回調査との比較



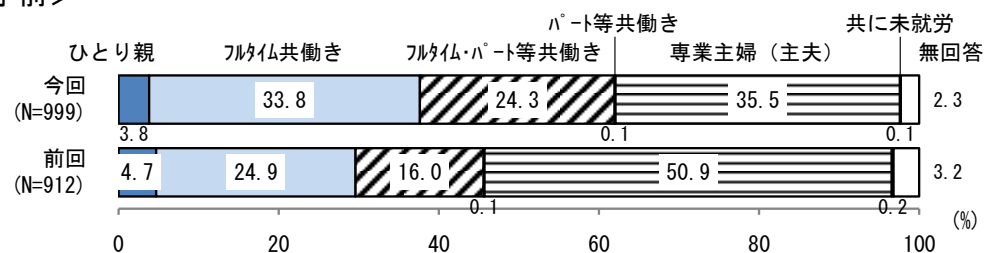
#### ■小学生の母親の就労状況／前回調査との比較



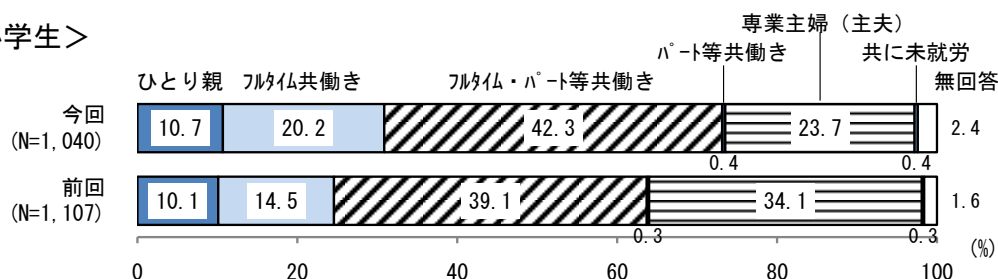
- ・親の就労状況による家庭類型では、就学前で「専業主婦（主夫）」が35.5%と最も多く、「フルタイム共働き」が33.8%、「フルタイム・パート等共働き」が24.3%などとなっています。
- ・小学生では「フルタイム・パート等共働き」が42.3%と最も多く、「専業主婦（主夫）」が23.7%、「フルタイム共働き」が20.2%などとなっています。

## ■ 父親と母親の就労状況による家庭類型

### ＜就学前＞



### ＜小学生＞

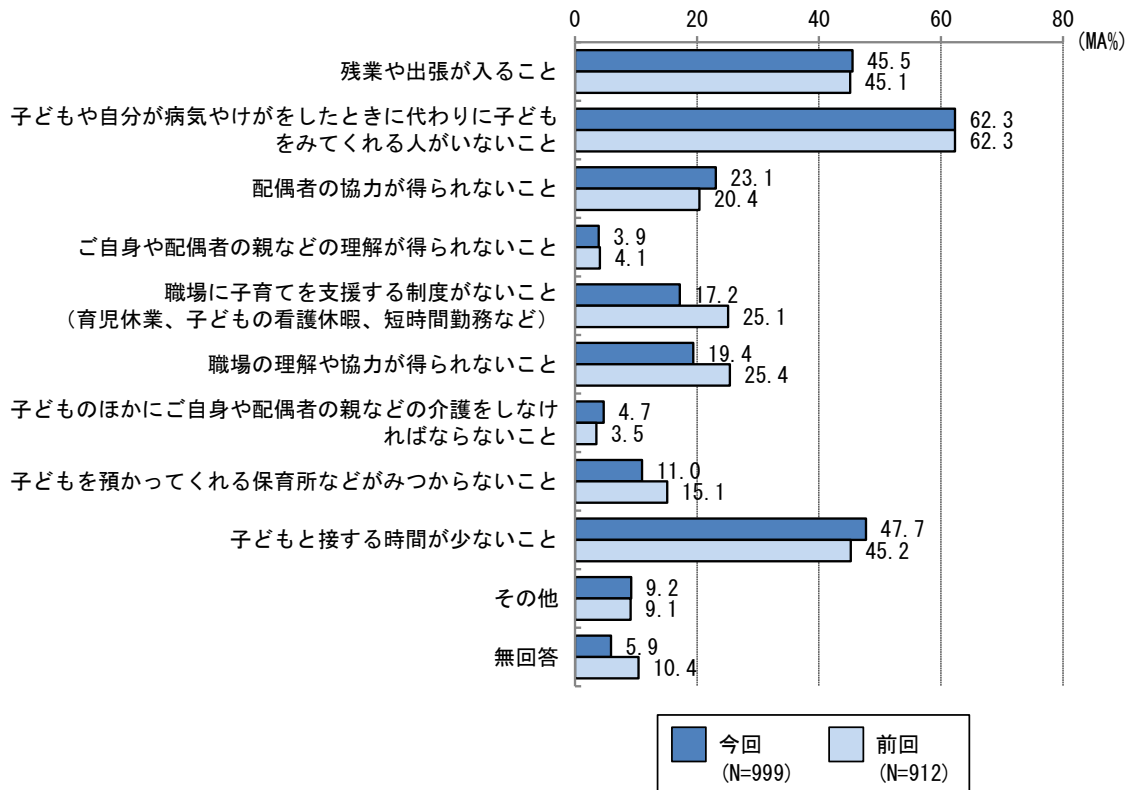


## ⑨ 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと

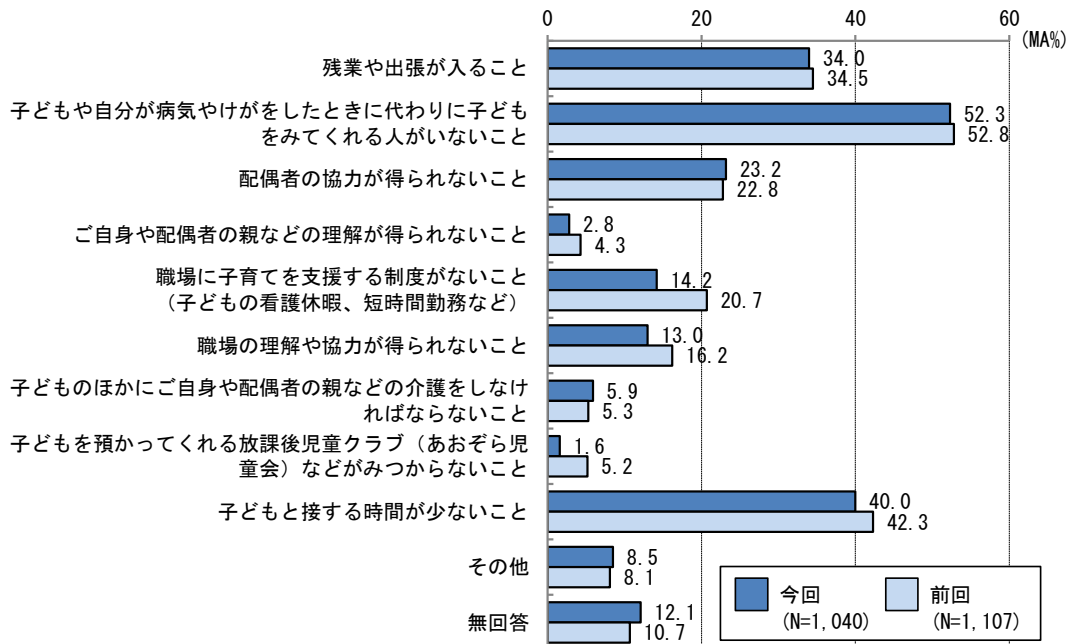
- ・仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことは、就学前の保護者で「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が62.3%、「子どもと接する時間が少ないこと」が47.7%、「残業や出張が入ること」が45.5%などとなっています。
- ・小学生の保護者では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が52.3%、「子どもと接する時間が少ないこと」が40.0%、「残業や出張が入ること」が34.0%などとなっています。

■仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと

＜就学前＞



＜小学生＞

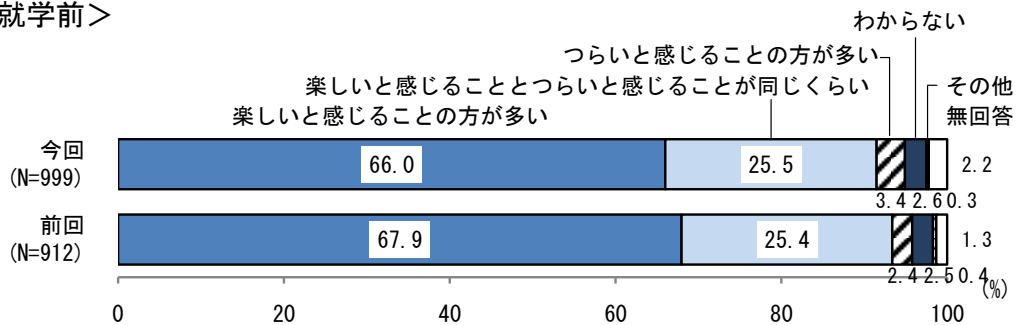


## ⑩ 子育てについて感じる事

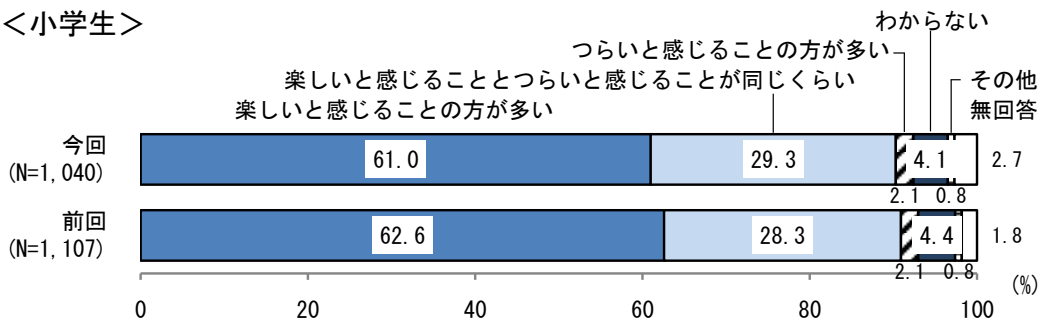
- 子育てを楽しんでいると感じるかについては、就学前の保護者で「楽しいと感じることの方が多い」が66.0%、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が25.5%、「つらいと感じることの方が多い」が3.4%となっています。
- 小学生の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」が61.0%、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が29.3%、「つらいと感じることの方が多い」が4.1%となっています。

### ■子育てに対して感じる事

#### <就学前>



#### <小学生>



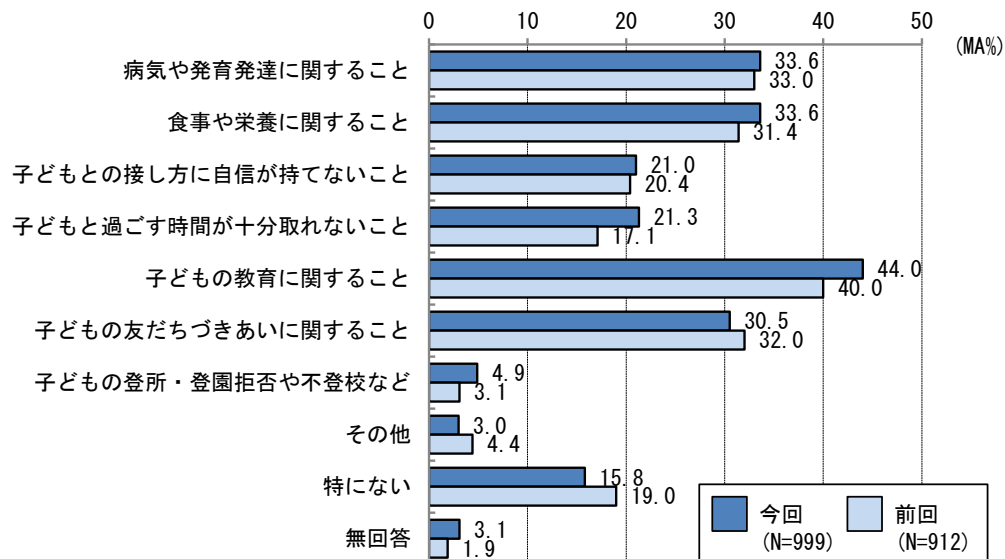
## ⑪ 子育ての悩みや気になること

- 子育てに関して、就学前の保護者が悩んでいること、気になることについて、子どもに関する事では、「子どもの教育に関する事」が44.0%、「病気や発育発達に関する事」と「食事や栄養に関する事」が同率33.6%、「子どもの友だちづきあいに関する事」が30.5%などとなっています。
- 小学生の保護者が悩んでいること、気になることについて、子どもに関する事では、「子どもの教育に関する事」が48.2%、「子どもの友だちづきあいに関する事」が41.0%、「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」が21.3%などとなっています。

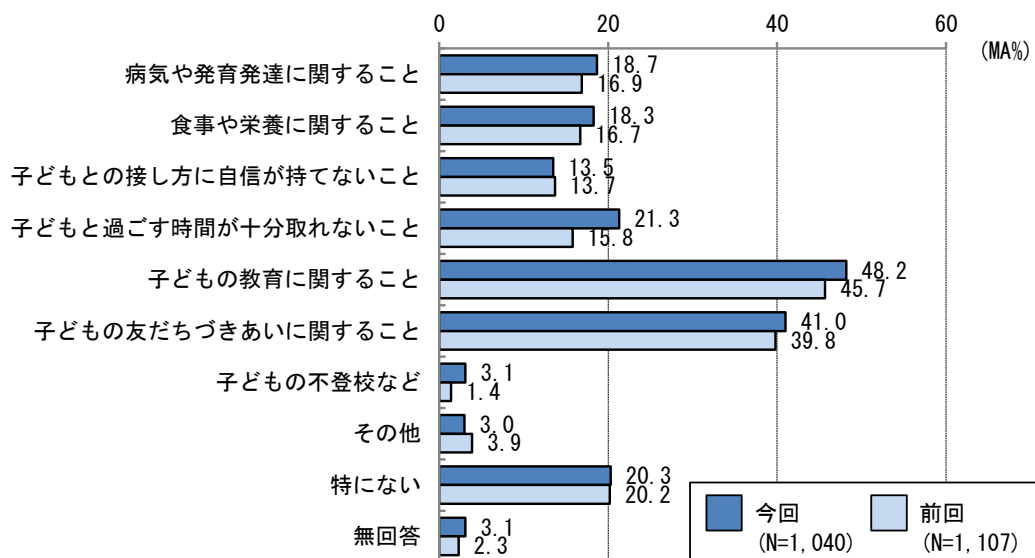


■子どもに関することで悩んでいること、気になること

＜就学前＞



＜小学生＞

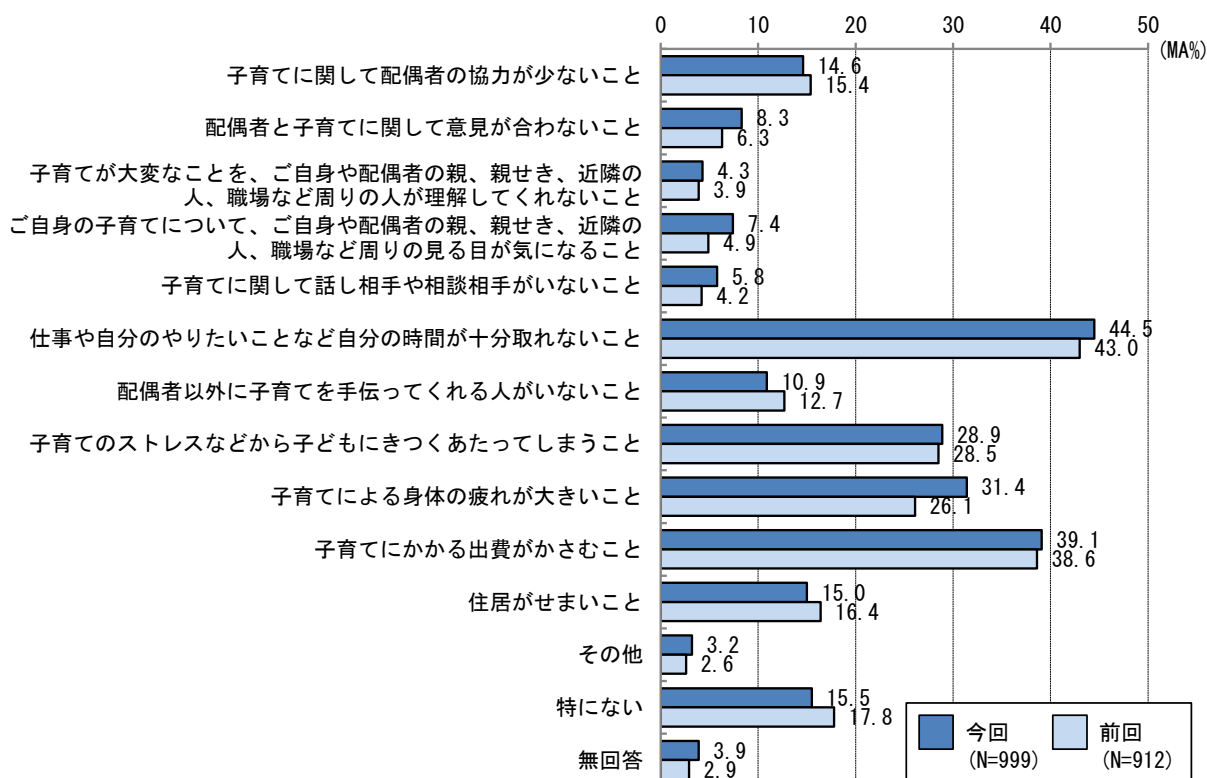


・子育てに関して、就学前の保護者が悩んでいること、気になることについて、自身に関することでは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が44.5%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が39.1%などとなっています。

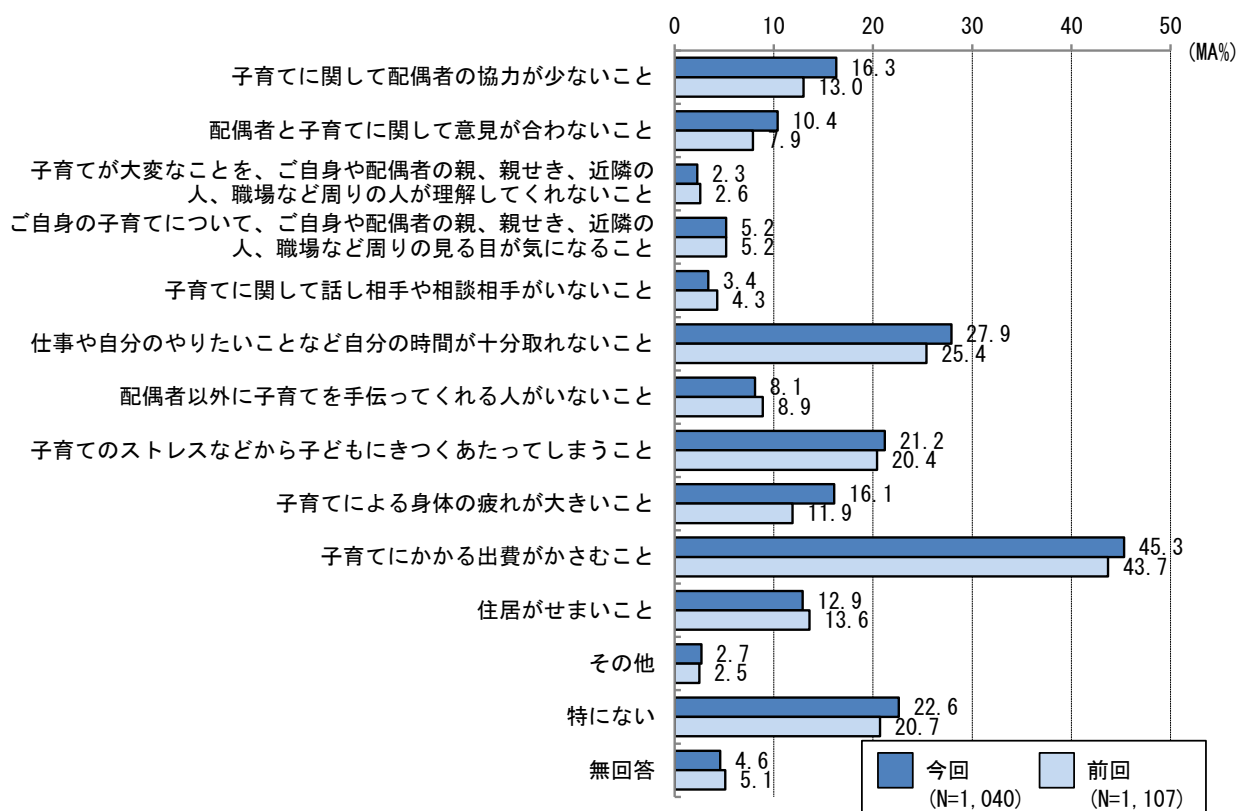
・小学生の保護者の自身に関することでは、「子育てにかかる出費がかさむこと」が45.3%、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が27.9%などとなっています。

## ■自分自身に関することで悩んでいること、気になること

### <就学前>



### <小学生>

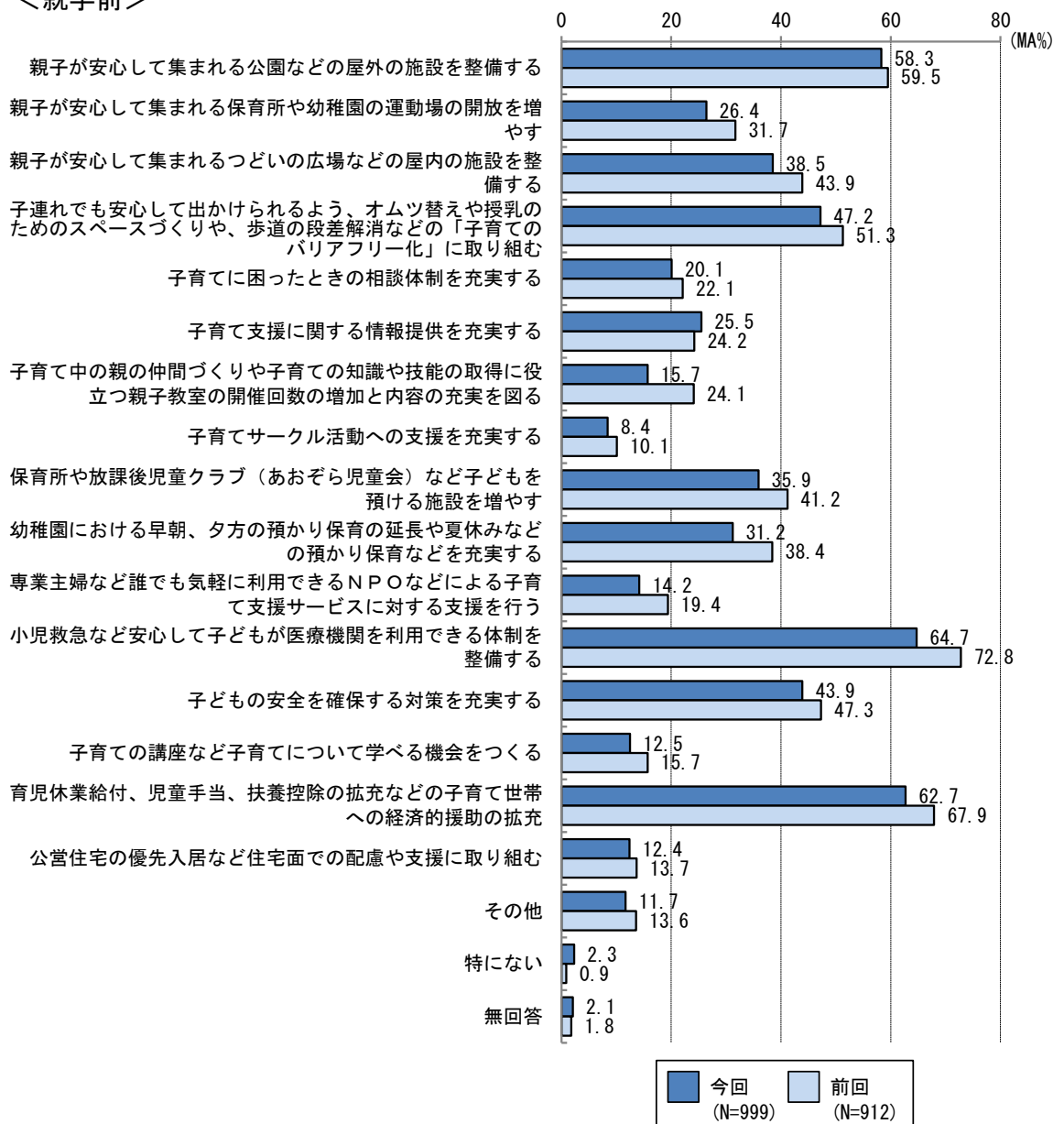


## ⑫ 市役所などに充実してほしい子育て支援サービス

- ・就学前の保護者が、市役所などに充実してほしい子育て支援サービスは、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が64.7%と最も多く、次いで、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が62.7%、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が58.3%となっています。
- ・小学生の保護者が、市役所などに充実してほしい子育て支援サービスは、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が58.2%と最も多く、次いで、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が53.8%、「子どもの安全を確保する対策を充実する」が45.4%となっています。

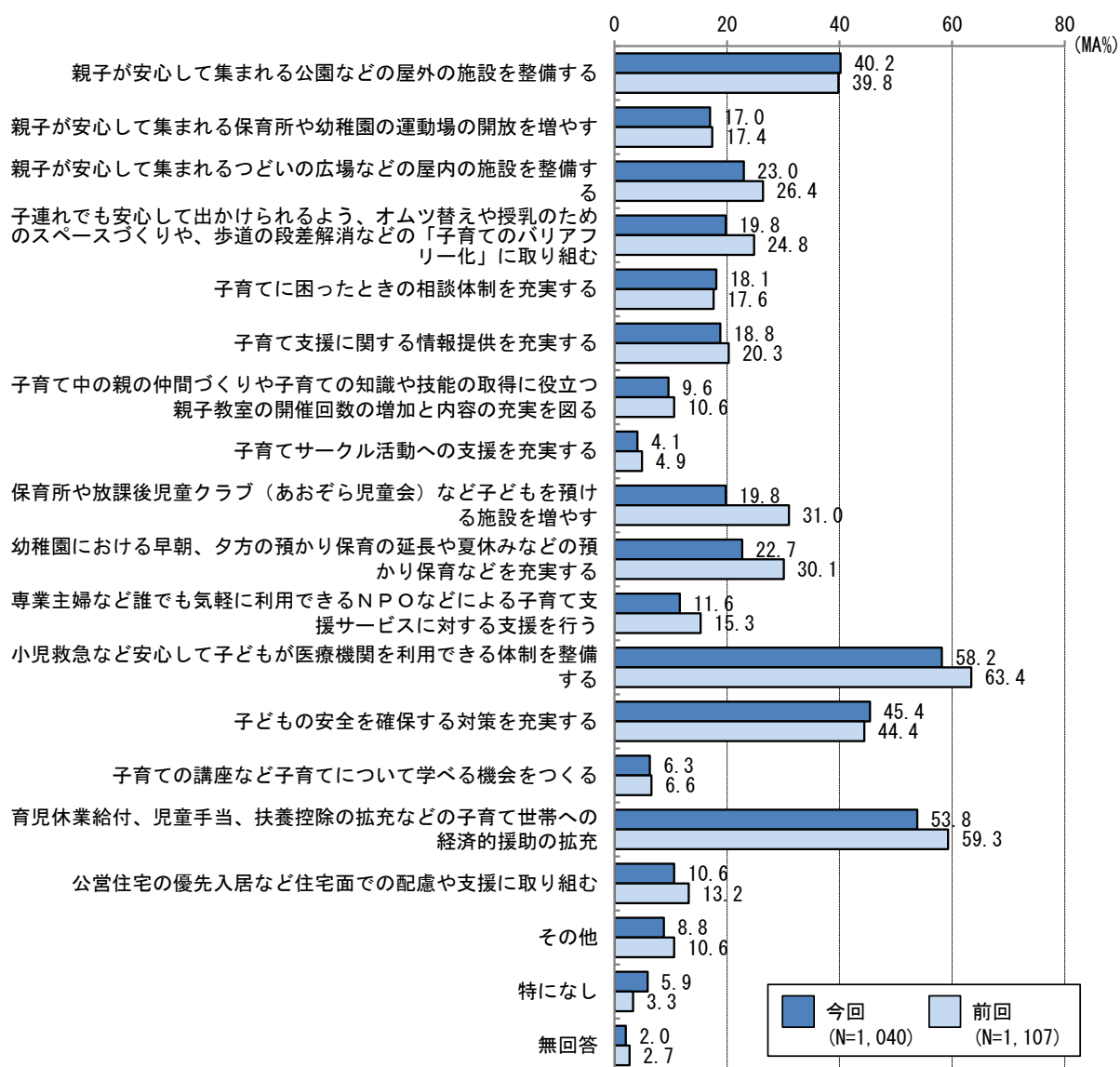
## ■ 充実してほしい子育て支援サービス

## ＜就学前＞



## ■充実してほしい子育て支援サービス

<小学生>



### 3 次世代育成支援行動計画における取組と課題

#### 次世代育成支援行動計画 施策・事業の実施状況

行動計画の施策体系別に施策・事業の実施状況と課題を整理します。

| 項目                  | 取組・課題                                                                                                                                                                                                       | 内 容 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 子どもの成長と自立を支えるまち   |                                                                                                                                                                                                             |     |
| (1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実 |                                                                                                                                                                                                             |     |
| 主な取組                | <ul style="list-style-type: none"><li>● 高石市の民間施設(9園)において、すべて認定こども園に移行が完了</li><li>● 老朽化等が見られる設備に対する施設の改修</li><li>● 幼児教育・保育の無償化の実施</li></ul>                                                                  |     |
| 課 題                 | ◇保育人材の確保<br>◇幼児教育・保育の無償化の円滑な実施                                                                                                                                                                              |     |
| (2) 学校教育の充実         |                                                                                                                                                                                                             |     |
| 主な取組                | <ul style="list-style-type: none"><li>● 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進</li><li>● 幼・小・中学校にALTを派遣</li><li>● ICタグを利用した学校防犯システムによる児童の登下校の管理</li><li>● 小中学校の支援学級及び特別教室の一部について、空調設備の増設</li><li>● 小中学校トイレの洋式化を推進</li></ul> |     |
| 課 題                 | ◇授業改善の取り組みの推進<br>◇教職員のニーズ、社会の動向に応じた研修会の実施<br>◇子ども達の安全確保<br>◇タブレット端末を活用した、主体的・対話的で深い学びにつながる授業<br>◇教職員の適正な勤務時間管理を徹底                                                                                           |     |
| (3) 多様な交流・体験機会の提供   |                                                                                                                                                                                                             |     |
| 主な取組                | <ul style="list-style-type: none"><li>● 中学校での職場体験学習や季節の行事での幼稚園と交流</li><li>● 学校と地域が協力した行事を各校で実施</li><li>● 小中学校と保育所・幼稚園の子ども異年齢交流</li></ul>                                                                    |     |
| 課 題                 | ◇多様な体験機会の提供                                                                                                                                                                                                 |     |
| (4) 児童の健全育成         |                                                                                                                                                                                                             |     |
| 主な取組                | <ul style="list-style-type: none"><li>● あおぞら児童会のクラス増設、延長保育時間の実施、長期休業中の保育時間の延長</li><li>● スマートフォンによるトラブル未然防止の取り組み(適切な使い方を講じる教室の実施等)</li><li>● 青少年指導員が街頭パトロールの実施や子ども交流会を実施</li></ul>                           |     |
| 課 題                 | ◇あおぞら児童会において、女性の就業率の増加に対する対応<br>◇地域全体で子どもを育てる社会環境の整備                                                                                                                                                        |     |
| (5) 家庭や地域の教育力の向上    |                                                                                                                                                                                                             |     |
| 主な取組                | <ul style="list-style-type: none"><li>● ブックスター事業の実施</li><li>● 乳児家庭全戸訪問事業における絵本の提供</li></ul>                                                                                                                 |     |
| 課 題                 | ◇家庭及び地域の教育力の向上<br>◇子どもを地域の一員として認識し、地域ぐるみによる子育ての支援                                                                                                                                                           |     |

| 2 親と子の健康を守るまち   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 親と子の健康確保    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 主な取組            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康診査未受診児に対する受診の促進・フォローアップ体制の充実</li> <li>● 産婦健康診査、多胎妊婦への健康診査費用補助の拡充、妊産婦歯科健康診査の実施</li> <li>● 産前産後サポート及び産後ケア事業の設置（令和2年3月予定）</li> <li>● 子育て世代包括支援センターの立ち上げ</li> <li>● 特に支援が必要なハイリスク妊産婦に対する支援の充実</li> <li>● 「パパママ学級」を高石市立母子健康センターと共同で開催</li> <li>● 市役所にて「あれこれ相談」（乳幼児相談）を実施</li> </ul> |
| 課 題             | ♫健康診査後の医療機関や関係機関等との連携強化によるきめ細やかな事後指導や相談対応など、フォローアップ体制の充実<br>♫ハイリスク妊産婦のフォロー<br>♫パパ・ママ学級への父親の積極的な参加の促進<br>♫クッキング事業における参加者数の増加に向けた取り組み、またニーズをふまえた事業の内容の改善<br>♫妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供                                                                                                                                     |
| (2) 思春期保健対策の充実  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 主な取組            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を目的とした教室の実施</li> <li>● 母子保健と学校保健における、密な情報交換等による連携の強化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
| 課 題             | ♫喫煙や飲酒、薬物乱用の防止のための教育の推進<br>♫学校給食を活用した食育の推進、生活習慣の改善                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (3) 小児救急医療体制の充実 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 主な取組            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生届の手続きをした親や家族へ予防接種手帳をお渡しする際に、かかりつけ医を持つことの大切さについて啓発</li> <li>● 各種手続き・相談事業の時に、小児救急電話相談をチラシにて情報提供</li> <li>● 重大な事故予防のため、乳幼児健康診査の案内にチラシを同封し、4か月児健康診査では事故防止の保健指導を実施</li> </ul>                                                                                                       |
| 課 題             | ♫小児初期救急の充実のため、都道府県、近隣の市町村、関係機関との連携の強化<br>♫保護者に対して発達段階に合わせた事故予防の周知・啓発                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 児童虐待防止対策等の充実       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 主な取組                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待防止月間（11月）を中心にした各種啓発活動、子育て連続講座</li> <li>● 児童虐待の「心理的虐待」のうち、子どもの面前で行われる配偶者間暴力（DV）が増加していることから、DV被害者対策の充実</li> <li>● 子ども家庭センター（児童相談所）と密接に連携した対応</li> <li>● 特に支援が必要である家庭に対し、家庭児童相談員や保健師などがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等</li> <li>● 要保護児童対策地域協議会の開催</li> <li>● 家庭児童相談員の増員</li> </ul> |
| 課 題                    | ♫関係機関と連携した迅速な対応<br>♫要保護児童対策地域協議会を中心に、地域での見守りの促進<br>♫児童虐待の発生予防、早期発見、早期における迅速な対応                                                                                                                                                                                                                                     |
| (2) ひとり親家庭の自立支援の推進     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 主な取組                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子・父子自立支援員による相談</li> <li>● 母子・父子福祉資金貸付資金などの貸付制度の紹介</li> <li>● 養育費に関する情報提供や啓発活動の推進</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
| 課 題                    | ♫ひとり親家庭に対する支援体制の充実<br>♫養育費に関する情報提供・周知                                                                                                                                                                                                                                                                              |



|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(3) 障がい児施策の充実</b>        |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 主な取組                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達相談員による巡回相談、関係機関と連携</li> <li>● 児童発達支援センター松の実園を中心的施設として、障がい児療育の充実</li> <li>● 医療的ケアが必要な子どもに対する看護師配置</li> <li>● 理学療法士の派遣</li> <li>● 障害者週間の期間における、障がい者啓発物品の配布等の取り組み</li> <li>● 各小中学校に障がいの種別に応じた適切な支援学級の設置</li> <li>● 放課後等デイサービスの提供</li> </ul> |
| 課 題                         | ♪ 障がいや発達の状態を早期に把握、1人ひとりに応じた適切な措置・就学指導を行う<br>♪ 関係機関との連携、情報提供や相談・指導の充実<br>♪ 幼・保・小の接続をスムーズにしていく                                                                                                                                                                                        |
| <b>(4) 心の問題を抱える子ども等への支援</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 主な取組                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめアンケート等によるいじめの把握に対して、迅速な対応ができるようカウンセラーによる相談機会の充実や、関係諸機関との連携の強化</li> <li>● 不登校、不登校の傾向が見られる児童・生徒の状況を各学校とヒアリング等を通して把握</li> <li>● S S W等の専門家を招聘しての研修会や事例検討会も開催</li> <li>● 適応指導教室「つれづれ教室」</li> </ul>                                          |
| 課 題                         | ♪ カウンセラーによる相談機会の充実や関係諸機関との連携の強化<br>♪ 被害を受けた児童・生徒に対する適切な支援<br>♪ 不登校の予防的・対応施策における指導の工夫                                                                                                                                                                                                |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち</b>       |                                                                                                                                                                                                                                              |
| <b>(1) 多様な保育ニーズへの対応</b>          |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 主な取組                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時預かり事業の実施（高石市内5か所の認定こども園において）</li> <li>● 延長保育を、19時まで5か所、21時まで5か所で実施</li> <li>● 施設型病児保育、訪問型病児保育の新たな実施</li> </ul>                                                                                    |
| 課 題                              | ♪ 休日保育及び夜間保育についての検討                                                                                                                                                                                                                          |
| <b>(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実</b>      |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 主な取組                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子育て支援センターの増設（羽衣子育て支援センター）</li> <li>● 「高石市あそびカレンダー」の発行</li> <li>● ファミリー・サポート・センター事業の実施と研修の充実</li> </ul>                                                                                            |
| 課 題                              | ♪ 子育てをはじめ不安や悩みを抱える家庭へのさらなる支援<br>♪ ショートステイ・トワイライトステイ事業の利用普及<br>♪ ファミリー・サポート・センターにおける登録会員数、利用者数の増加に向けた周知等                                                                                                                                      |
| <b>(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり</b> |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 主な取組                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● アブラ高石内において、子育て支援施設「HUGOOD」がオープン</li> <li>● 「パパママ応援ブック」発行の継続</li> <li>● 子育て総合サイト「たかいし子育てねっと」を通じて、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供</li> <li>● 地域子育て支援センター、保育所及び認定こども園では、園庭開放や子育てに関するイベントを実施</li> </ul> |
| 課 題                              | ♪ 子育てについての悩み等について、様々な相談窓口での対応の充実<br>♪ 情報提供の充実<br>♪ 地域における子育ての理解を深めるための啓発<br>♪ 保護者同士の交流や情報交換の場などの提供の充実                                                                                                                                        |
| <b>(4) 子育てを大切にする職場環境づくり</b>      |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 主な取組                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労における男女平等の促進にむけ、ポスター、パンフレット等を配布・啓発</li> <li>● 働き方に関する制度等のパンフレットを窓口に配架するなどして、周知・啓発</li> </ul>                                                                                                       |

|  |     |                                                                                                                                            |
|--|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女がともに子育てを担い、仕事と家庭を両立できるように啓発・周知</li> <li>●男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、実効性のある施策の積極的な推進</li> </ul> |
|  | 課 題 | ♫就労における男女平等の促進<br>♫仕事と子育てを両立できるよう、周知・啓発<br>♫ワーク・ライフ・バランスを実現するために、男女が協力し合う意識や男女平等の意識啓発                                                      |

## 5 親も子も安全・安心に暮らせるまち

### (1) 快適なまちづくりの整備

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅のバリアフリー改修工事（富木住宅・富木南住宅）の完了</li> <li>●南海本線下り線(関西空港・和歌山市行き)高架切替が完了</li> <li>●南海中央線(綾園地区)自転車道設置を完了、南海中央線(加茂地区)全線供用開始</li> <li>●違法駐車についてキャンペーンの実施</li> <li>●「高石市開発指導要綱」に基づく駐車場整備の指導</li> <li>●福祉バスの全面リニューアル、ダイヤやルートの一部変更等</li> </ul> |
| 課 題  | ♫市営住宅における長寿命化対応工事<br>♫事故の危険性の高い通学路等における対応（歩道等の設置、自転車道の延長）<br>♫駅周辺の放置自転車をなくし、歩行者の安全な通行の確保と環境の美化                                                                                                                                                                               |

### (2) 交通安全教育の推進

|      |                                                                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全教室の実施、春・秋の交通安全運動期間や長期休業前の児童・生徒に対する啓発・指導の実施</li> <li>●高石警察署を招いての交通安全教室や、地域のボランティアの方とも連携した交通安全教育の推進</li> <li>●自転車の正しい乗り方の指導</li> </ul> |
| 課 題  | ♫交通安全教育の推進と地域の見守りによる登下校時の安全の確保<br>♫自転車の安全利用のため等のルール周知                                                                                                                            |

### (3) 防犯・防災対策の推進

|      |                                                                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●全小学校の「子どもの安全見まもり隊」による地域ぐるみの見守り活動の継続的な推進</li> <li>●警察OBがスクールガードリーダーとして校区を巡回し、指導助言</li> <li>●こども110番運動の推進</li> <li>●各幼稚園・保育所・認定こども園ごとに避難訓練を随時実施</li> </ul> |
| 課 題  | ♫開発協議に際して、事業者等への防犯灯の設置の推奨<br>♫児童生徒の登下校の安全確保と地域ぐるみの見守りの推進<br>♫子どもの防災に対する知識の定着及び意識の向上                                                                                                              |



## 4 新たな計画策定にあたっての主要な課題

本計画における、体系の枠組みを越えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い課題は、次のとおりです。

### ① 教育・保育の一体的な提供の推進

- 幼稚園、保育所、認定こども園と小・中学校との連携による教育の充実や異年齢交流等の推進
- 幼児教育・保育における無償化の円滑な実施

### ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

- 子ども・子育て新制度における地域子ども・子育て支援事業の着実な実施
- ニーズに合った事業の選択・利用等を行えるための情報提供や相談支援の充実
- 放課後児童健全育成事業において、今後も小学校1年生から6年生までの利用希望に対応できるよう、クラスの増加の実施と事業の充実

### ③ 児童虐待の予防・防止

- 民生委員・主任児童委員・児童委員や自治会等地域住民や地域団体、保育所や幼稚園、認定こども園、小・中学校、医療機関等との連携による組織的な対応の促進、児童虐待の発生予防、早期発見、早期における迅速な対応
- 啓発活動の充実や児童虐待を予防する講演会、講座の開催

### ④ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への相談機能や情報提供機能の充実
- ひとり親家庭の経済的支援や、自立に向けた資格取得など就労支援等の充実
- 養育費に関する情報提供や啓発活動の推進

### ⑤ 障がい児施策の充実

- 障がいのある子どもの療育・教育・保育の充実
- 障がいのある子どもに対する相談支援や障がい福祉サービス、地域生活支援事業の充実

### ⑥ 地域における子育て支援機能の向上

- 地域子育て支援センターを中心とした、子育て情報や保護者同士の交流の場の提供
- たかいし子育てねっとなど情報提供サイトの充実
- 子どもの貧困対策における、横断的な取り組み

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

「第4次高石市総合計画」では、基本理念を『市民主体の やさしさと 活力あふれる “健幸” のまち』としています。また、人口減少に歯止めをかけ、次代の活力につなげるため、子どもや子育てに関する不安や悩みを抱える子育て世代が、安心して子どもを産み育てられる総合的な子育て支援システムの構築が重要であるとし、まちづくりの目標の1つに「ひとにやさしい<sup>はぐく</sup>育みのまち」としています。

今回策定の「高石市子ども・子育て支援事業計画」では、親子を取り巻く環境の変化や多様なニーズを踏まえた質の高い教育・保育事業を推進するための子ども・子育て支援事業計画であるとともに、次世代育成支援対策を引き継ぐ計画でもあります。

そのため、本計画の基本理念については、高石市のまちづくりの基本的な方向を定める「第4次高石市総合計画」の基本理念や目標を踏まえたものとする必要があります。

その上で、まず基本とすることは、次代を担う子どもたちにとって、一人ひとりの権利と利益が最大限尊重され、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長することができる、子どもにとってやさしいまちをめざしていくことです。

そして、子育て家庭にとっては、子どもと向き合い、日々成長する子どもの姿に感動しながら、大きな喜びや生きがいを持って、子育てができるように支援し、子育て家庭にとってやさしいまちをめざしていくことです。

また、地域社会にとっては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼稚園や保育所、認定こども園、学校、地域、職場など、社会のあらゆる分野の構成員が、親子の成長を見守り、支え合うことができるように、さらに、様々なふれあいや支え合いを通じて地域の活力や、教育力などを高めることができるまちをめざしていくことです。

このような認識のもとに、高石市では地域社会と一体となって、子育てを支援すること、そのことにより高石市全体が活性化し地域力が高まり、発展することをめざし、基本理念を「ひとにやさしい育みのまち高石」とします。

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現をめざし、5つの基本目標を設定し、基本目標のもとに子ども・子育て支援施策を推進します。

### 基本目標1 子どもの成長と自立を支えるまち

子どもが未来の高石の担い手として、また、自らの人生の主演として夢と希望を持ち、心身ともに健やかにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実を図るとともに、子育て基盤としての家庭や見守り支える地域の教育力の向上を図ります。

また、地域の様々な人との出会いや交流の中で、子どもたちが社会性やコミュニケーション力、豊かな情操などを育めるように、地域住民や地域団体、NPOやボランティア団体等との連携により、多様な体験機会の提供の充実を図ります。

さらに、次代の親として子どもの健全な育成が図られるよう、有害環境対策を進めるとともに、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進など、次代を担う若者の自立を支援します。

### 基本目標2 親と子の健康を守るまち

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、健やかな妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する母子保健対策の充実を図ります。

また、生涯にわたり親子が心身ともに健康で暮らすことができるよう、保護者の健康づくりを進めるとともに、適切な食習慣や健康づくりに資する食育の推進をはじめ、思春期保健対策等、ライフステージに沿った健康の確保・増進対策を進めます。

さらに、子どもの健康管理に関してかかりつけ医をもつことの大切さの啓発を進めるとともに、小児救急診療体制についての周知を図ります。

### 基本目標3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち

障がいのある子どもや長期療養中の子ども、虐待の疑いがある子ども、いじめを受けていたり、集団生活になじめないなどで不登校の子どもなど、様々な状況にある配慮が必要な子どもとその保護者に対して、関係課や関係機関・団体等と連携し、子どもの人権といのちを大切にすることを基本に、迅速かつ適切で総合的な取組を推進します。

また、ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援するとともに、子育て・生活支援の強化や相談体制を充実させます。

#### 基本目標4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち

すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らし、子どもの成長を喜びや生きがいとして実感できるよう、国や大阪府、企業や事業所等と一体となって、男女にかかわりなく仕事と家庭生活や地域生活との調和が実現できる社会環境の整備に努めます。

また、保護者の多様な就労形態や子どもの教育・保育事業についての多様なニーズに対応するため、柔軟かつ総合的な就学前の教育・保育事業を推進するとともに、地域子ども・子育て支援事業の見込量の計画的な達成に向けての取組を進め、質の確保を図ります。

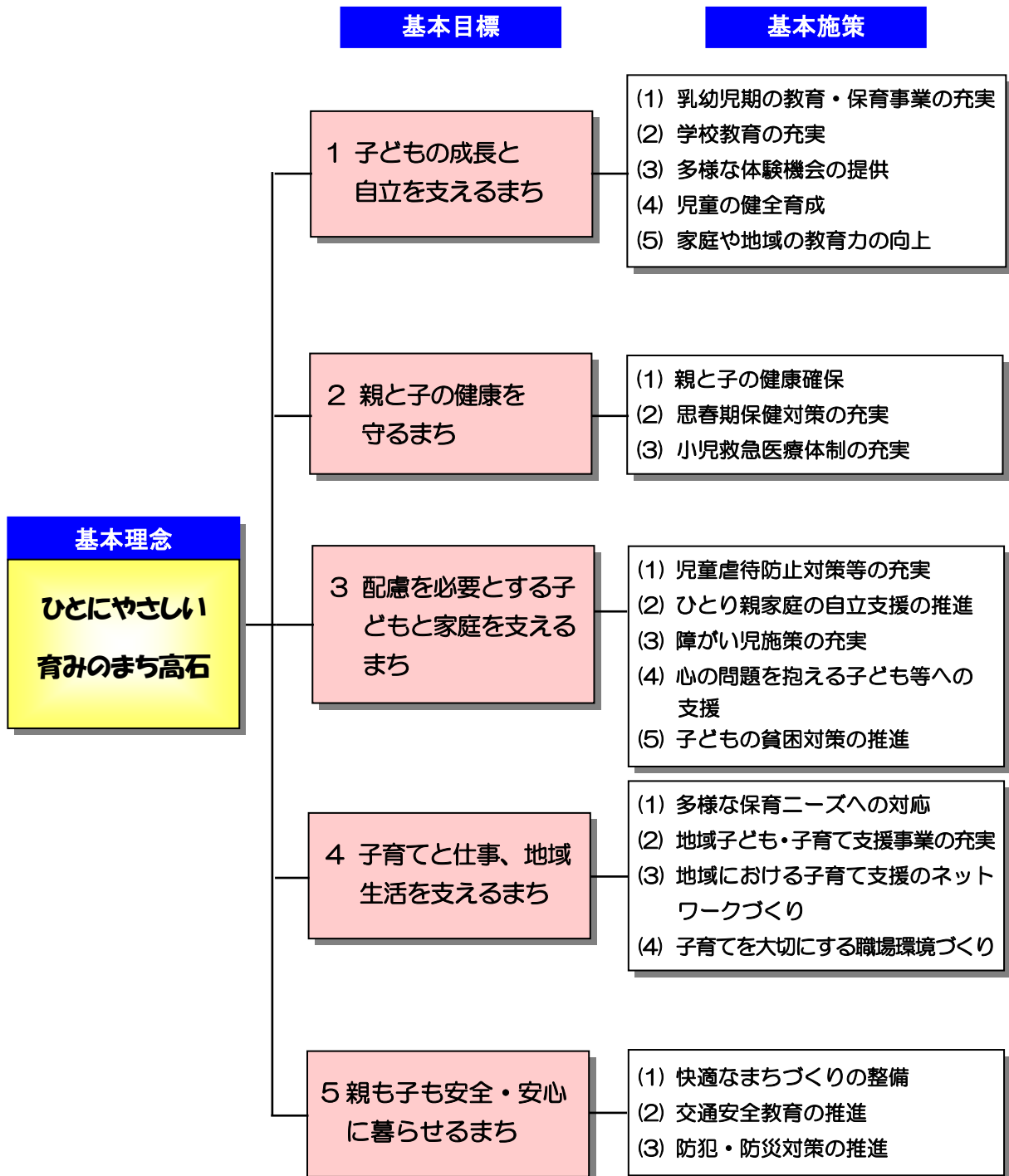
#### 基本目標5 親も子どもも安全・安心に暮らせるまち

子育て家庭が暮らしやすく、快適さを感じられるよう、住環境の整備を進めるとともに、子どもと一緒に安全・快適に外出できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化などの環境整備を進めます。

また、子どもを事故や犯罪被害から守るため、地域住民や関係機関・団体等と連携し、交通安全対策や防犯対策を進めます。

### 3 施策の体系

本計画の具体的な施策の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 子どもの成長と自立を支えるまち

#### 基本施策(1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実

##### 【施策の方向】

就学前の子どもが人として育っていく過程を支援するとともに、保護者の就労の有無に関わらず、質の高い教育・保育事業を提供するため、幼稚園、保育所、認定こども園における教育・保育内容の充実を図るとともに、職員の資質向上に努めます。

また、子どもが安全・快適に施設・設備を利用できるよう、老朽化等の進む施設の改善や設備の整備を進めます。

##### 【具体的な取組】

##### ① 教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業等で提供される教育・保育が、子どもの健やかな心身の発達を促す重要なものであることを踏まえ、その安定的な提供や、地域における連携等を円滑に行っていくことができるよう、適切な支援や情報提供を行っていきます。

##### ② 教育・保育の一体的提供の推進

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識のもと、家庭や地域社会、幼稚園・保育所等それぞれが幼児教育を充実させるとともに、地域における幼稚園教諭と保育士の交流や合同研修を実施するなど、相互の連携を図り、教育と保育の一体的提供に努めます。

また、子ども・子育て支援新制度における認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもたちを受け入れる施設であるとともに、質の高い教育と保育の一体的提供を行い、地域子ども子育て支援事業の役割を担う施設であることから、引き続き、必要な支援を行います。

##### ③ 産後の休業及び育児休業明けからの施設や事業の円滑な利用の確保

0歳児の子どもが保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境の整備に努めます。

## ④ 教育・保育施設及び設備の改善

引き続き、幼稚園・保育所・認定こども園の施設改善を実施します。また、快適な教育・保育環境のため、設備の整備に努めます。

## ⑤ 幼児教育・保育の無償化の実施【新規】

「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の利用料（3歳～5歳児及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児）が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。

## 基本施策(2) 学校教育の充実

## 【施策の方向】

学校教育において、子どもたちが自らの夢や目標の実現をめざして努力し、自己実現を図ることができるよう、平成31年4月策定の「たかいし教育ビジョン」に基づき、確かな学力の育成をはじめ、豊かな心の育み、健やかな体の育成、社会で活躍する子どもの育成、個に応じた教育の推進に取り組みます。

また、時代や社会情勢の変化や様々な教育課題に対応できるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、安全・安心な教育環境の整備を進め、保護者や地域に信頼される学校づくりを推進します。

## 【具体的な取組】

## ① 確かな学力の向上

子どもたちの知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力を育むため、「全国学力・学習状況調査」等の結果から見える課題を明らかにし、学力向上のための授業研究や、児童・生徒一人ひとりの習熟度や学習意欲に応じた指導方法を工夫し改善していきます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着や、ノーテレビデーを推進し、望ましい生活習慣、学習習慣を確立するとともに、朝読書や学校司書・図書ボランティアによる読み聞かせなどを通じて基礎学力を支える読書を定着させ、学力向上を図ります。

## ② 豊かな心を育む

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒に望ましい生活習慣や規範意識、思いやりの心を育むため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図っていきます。

児童・生徒が多様な人権課題に対して正しく適切に行動し、自他共に大切にできるような人権意識・人権感覚を育成するなど、各校の人権教育の充実を図っていきます。

そのために、今後も大学教授、大阪府教育センターの指導主事等を講師として招聘し、教職員の二一ズ、社会の動向に応じた研修を計画的に実施していきます。

様々なスポーツ選手を「夢先生」として派遣し、夢をもつことやあきらめないことの大切

切さなどを学ぶ機会として「夢先生事業」を継続実施し、夢や志を育む教育の充実を図っていきます。

### ③ 健やかな体の育成

子どもたちが学齢期の心身の成長発達についての基本的な知識の習得と理解を図るとともに、健康に関する実践的な判断力や行動を選択する力を育てていきます。併せて、体育実技研修会等の充実を図り体育科の授業改善を図ります。また、全国体力、運動能力、運動習慣等調査を活用し、学校における体育・健康に関する指導を充実させます。

子どもたちの心身の成長発達については、健康教育研修会、保健主事・養護教諭研修会を実施し、保健学習や保健指導を中心とした学校保健の充実を図ります。

特に、子どもたちの体力・運動能力の向上をめざして、「1校1実践」の取組等を通して、運動習慣の確立、即ち「運動の日常化」を図ります。

### ④ 社会で活躍する子どもの育成

時代の変化により生じる課題に対し、子どもたち自らが新しい知識や情報を得て、社会の変化の中で主体的に生きていく力を身につけ、社会で活躍することができるよう、授業において積極的にICTを活用し情報教育を推進するとともに、環境問題への関心を高め、発達の段階に応じて、地球環境や地域環境、リサイクル等の環境学習への取組を推進します。また、国際化時代を迎え、将来国際社会で活躍できる子どもを育成するため、英語教育を推進し、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。特に、小学校においては、文部科学省の教育課程特例校として1年生から英語教育を実施し、中学校卒業時には英語技能検定3級程度の学力をめざします。

### ⑤ 個に応じた教育の推進

障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を着実に推進します。

あわせて適応しにくい子どもたち等、特別な支援や配慮を必要とする子どもたちへの指導体制や相談体制の充実に努めます。

### ⑥ 教職員の資質・能力向上の推進

教職員には、使命感や倫理観、幅広い専門的知識や豊かな教養、そしてこれらに基づく実践的な指導力が求められています。専門性や今日的な教育課題への対応力を高めるための経験、職能別研修や、リーダーシップを発揮できるよう管理職研修を充実させます。また、校務支援システムの導入やメンタルヘルス対策によって教職員の負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を増やすことで、指導力の一層の向上を図ります。



⑦ 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

子どもたちの生きる力を育む継続的な指導が行えるよう、幼保小中の連携等、異校種間連携を推進しています。

⑧ 小中学校間の連携の推進

各中学校区は、子どもたち・学校・家庭・地域等の実態に基づき、「めざす子ども像」「研究主題」を設定、共有し、義務教育9年間を見通した「教育目標の一貫性と学習目標の設定」をふまえて、子どもたちの「生きる力」の育成を図ります。

児童・生徒の力を継続して支えていくという学びの連続の構築という観点から、小・中学校の連携、施設分離型の小中連携教育を推進します。

⑨ 安全・安心な学校教育環境の整備

快適な学校生活を送る施設づくりを推進するため、給排水設備等の設備インフラの改修や空調機増設などの施設整備に取り組みます。

また、学校における防犯設備の整備については、ＩＣタグを利用し、児童の登下校を管理する学校防犯システムの運用を継続実施し、さらなる安全確保に努めます。学校侵入の不審者対応や、学校給食におけるアレルギー対応などについても、定期的な点検と対応研修を行い、迅速な実践につながる管理体制の充実を図ります。

## 基本施策(3) 多様な交流・体験機会の提供

### 【施策の方向】

友だちとの遊びや地域の人たちとの交流、体験などの様々な場での学びや活動を通して、次代の親となる子どもたちの自立心や自制心などの社会性やコミュニケーション力、主体性が培われるよう、地域住民や各種団体等と連携し、多様な体験機会の提供を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 自然体験、社会体験活動の充実

地域の資源を活用した自然体験、世代間交流など多様な体験活動を通して、地域社会との関わりの中で、他者との信頼関係を築いてともに物事を進めたりする喜びや充実感を体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、社会性や豊かな人間性の基礎を育みます。

#### ② スポーツ・レクリエーションの環境づくり

子どもたちがスポーツを通して健康で明るく活力ある生活と仲間づくりが進められるよう、クラブ活動を奨励し、近畿大会、全国大会等への参加を今後も継続して支援します。

また、体験活動の充実を図るため、総合的な学習の時間や特別活動の時間について、研究を進めていきます。各中学校区の地域教育協議会「すこやかネット」が中心となった「フェスティバル」や「スポーツ活動」「教職員による音楽演奏活動」など学校と地域が協力した行事を各校で実施していきます。

#### ③ 乳幼児とのふれあいや異年齢の子どもの交流機会の充実

中学生・高校生が乳幼児とふれあう体験の中で子育てに関する意義や大切さを理解し、次代を担う子どもとして成長できるよう、中学校における職場体験学習をはじめ、支援教育における幼稚園との交流、防災に係る避難訓練での幼稚園や保育所、認定こども園と小・中学校との連携など、異年齢の子どもとの交流の機会の充実を図ります。

#### ④ 職業観や勤労観の育成

小・中学校9年間を見通した組織的、系統的なキャリア教育の推進を図るとともに、全中学校区において策定した「キャリア教育全体計画」をさらに改善し、社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるよう、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。

また、児童・生徒の就職に対する社会性を養うとともに、地域産業への理解を進めるため、中学校での職業人やハローワーク職員等による講話の継続実施を行い、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成に取り組みます。

## 基本施策(4) 児童の健全育成

### 【施策の方向】

子育てと仕事の両立を支援し、子どもを健全に育成するため、放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の充実を図り、規模の適正化や職員の研修などを通じて質の向上に努めます。

また、すべての子どもが放課後や休日を安全に過ごすことができるよう、地域住民や地域団体等との連携により、自由に遊び、学習や様々な体験活動、交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりに努めます。

さらに、有害情報や犯罪の被害から子どもを守るため、インターネットや携帯電話などの使用に関しても、啓発活動などを通して保護者の意識を高め、有害情報などへの対応策の普及に努めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の充実

保護者の就労等により昼間の保育が必要な児童に、学校の空き教室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）を実施しています。今後も、クラス増設等により、あおぞら児童会において待機児童をつくらないことを基本とし、さらに放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

特別な配慮を必要とする児童については、人数に応じた職員の加配や研修などを実施しています。

また、新・放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室推進事業（こども元気広場）」と連携していきます。（第5章参照）

#### ② 放課後子ども教室推進事業（こども元気広場）の推進

子どもたちに放課後の安全で健やかな活動場所を提供するため、各小学校区において、地域団体の参画・協力を得て、放課後や土曜日にスポーツや学習活動を行う「こども元気広場事業」を実施しています。

今後も、「放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）」と連携しながら、また地域の方々のご協力をいただき、放課後や週末等に子どもたちが安全に活動できる場所づくりに努めます。

#### ③ 青少年健全育成活動の推進

地域の関係団体等と連携を行いながら、地域全体で子どもの健やかな成長を支援するとともに、市内で活動する青少年健全育成団体の協力を得て、社会環境の整備と子どもの健全育成支援の推進に取り組みます。

#### ④ 有害環境の把握と対策の推進

児童・生徒の携帯電話への過度の依存からの脱却を図るため、学校における「児童・生徒の携帯電話の持ち込み原則禁止」を徹底するとともに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発や被害者・加害者とならないよう児童・生徒への指導を充実させていきます。

また、卒業生や他校生との交友を通して、問題行動に走る場合がみられることから、交友関係を的確に把握し、指導に留意し、問題行動の減少に努めます。

#### ⑤ 道徳教育の推進

子どもに望ましい生活習慣や規範意識、思いやりの心を育てるため、小・中学校の指導内容や教材の工夫、体験活動の充実、家庭や地域との連携等を指導、支援し道徳教育の充実に取り組みます。また、高石市道徳教育推進教師連絡会及び高石市道徳研修会については、教科となった『特別の教科 道徳』を「考える道徳」・「議論する道徳」の授業を実施していきます。

### 基本施策(5) 家庭や地域の教育力の向上

#### 【施策の方向】

子どもにとって最も大切な居場所であり、人格を築く基盤でもある家庭において、親が子育ての義務と責任を十分に自覚しながら、楽しんで子育てができるよう、子どもの教育に対する家庭の役割の喚起や地域社会とのつながりを促していきます。

地域においては、学校支援ボランティアや地域教育協議会への支援による市民との協働や、人材の育成支援などを通じて地域の教育力の向上に努めるとともに、活動の場づくりを進めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 家庭教育への支援の充実

赤ちゃんとその保護者に、絵本を介して言葉と心がふれあうひとときを持つきっかけをつくることを目的とした活動であるブックスタートをはじめ、子どもと本を結びつける事業を実施していきます。

また、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少など、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。家庭教育の学習機会を確保するため、PTAが自主的に開催する研修会等の活動を支援するなど、家庭教育力の向上を図っていきます。

さらに、公民館や市民文化会館事業等と連携し、家庭教育学習機会の提供を行っていきます。

② 地域の教育力の向上

学校支援ボランティアとして登録されている地域の方々の様々な知識、技能、経験を子どもたちの教育活動に活用し、学校と市民が協働して、安全で安心な子どもの居場所づくりや学校支援活動を進めることにより、地域の教育力の向上を図ります。

また、地域教育協議会「すこやかネット」への支援を継続し、子どもたちが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいくよう努めます。

③ 人材の育成・活用

地域教育力の向上をめざし、地域と連携を図りながら、青少年活動やスポーツ活動のリーダーの人材発掘・育成を実施します。

## 基本目標2 親と子の健康を守るまち

### 基本施策(1) 親と子の健康確保

#### 【施策の方向】

妊娠・出産・子育てなどの不安や悩みを軽減するため、母と子どもの健康に関する相談体制を充実させ、関係機関との連携によりきめ細かな対応を図ります。

また、保護者が子どもとともに生涯にわたって心身ともに健やかに生活できるように、疾病の予防と健康の保持・増進を促進します。

#### 【具体的な取組】

##### ① 乳幼児健康診査、フォロー体制の充実

乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、乳幼児の健全な発育に寄与することを目的として健康診査を実施しており、安心して子育てをしてもらえるよう努めます。

また、健康診査後に医療機関や関係機関などとの連携強化によるきめ細やかな事後指導や相談対応を必要に応じて実施するなど、フォローアップ体制の充実に引き続き取り組んでいきます。

##### ② 妊産婦に対する健康診査と相談の充実

妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安の解消のため、妊婦健康診査事業について、医療機関と協力しながら充実を図るとともに、ハイリスク妊産婦のフォローに努めます。

妊婦健康診査事業は、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、計画期間中の見込量の達成に努めます。(第5章参照)

##### ③ 出産前教育の充実

妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパママ学級」の内容充実や開催日の工夫などにより、出産前教育の充実に努めます。

また、「パパママ学級」へ妊産婦だけでなく父親の積極的な参加を促進します。

##### ④ 相談と情報提供の充実

乳幼児の日々の食事や発育・発達に関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、相談事業を充実するとともに、幼稚園、保育所、認定こども園との連携を推進します。

また、病気や事故の最新事例紹介など、乳幼児の生活に関する情報提供の充実に努めます。

##### ⑤ 基本的生活習慣の啓発及び教育

子どもが心身ともに健康に育つために生活の基礎となる生活習慣について、今後も乳幼児期から学童期においても継続的に啓発及び教育に努めます。

## ⑥ 地域における食育の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成をめざし、食生活改善推進協議会等と連携し、小学生と保護者を対象とした「ふれ愛親子クッキング」を開催しています。今後も、食育の推進を図ります。

また、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じて食に関する学習の機会や情報提供を推進します。

さらに、全中学校において、完全給食を実施しており、望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成をめざしていきます。

## ⑦ 妊娠・出産から子育て期における切れ目ない支援の充実【新規】

妊娠・出産から子育て期における支援として、よりきめ細かな支援を実施するため、平成29年度から産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を、令和元年度からは産婦健康診査、妊産婦歯科健康診査、妊産婦支援事業等を開始しました。

また、子育て世代包括支援センターを設立（令和2年3月予定）し、妊娠・出産から子育て期における相談事業や医療機関等の地域の様々な関係機関と連携することにより、切れ目のない支援をワンストップで対応します。

## 基本施策(2) 思春期保健対策の充実

### 【施策の方向】

家庭、学校、地域などが連携して未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用などに関する正しい知識を学ぶことができる機会づくりを進めるとともに、その普及・啓発に努め、未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用などの防止に努めます。

また、男女がお互いの性を尊重するとともに、望まない妊娠や性感染症予防についての正しい知識の習得ができるよう、学校教育における教育・学習内容を充実させます。

### 【具体的な取組】

#### ① 喫煙・飲酒・薬物に関する教育

小・中学校において、警察等の関係機関の協力を得ながら、喫煙や飲酒、薬物乱用などの防止のための教育を推進します。

## ② 性に関する正しい知識の普及

思春期は、豊かな母性、父性を育むために重要な時期です。生命の尊さや自分たちが将来子育ての当事者になることの自覚を促すことも必要であり、そのため、思春期における自我の確立、身体発育や性機能の発達、性感染症や人工妊娠中絶の身体に及ぼす影響など正しい知識の普及、健康的で豊かな人間性と社会性をもった性意識、性行動を身につけるよう、指導を推進していきます。

## ③ 母子保健と学校保健の連携

学校保健会・小学校教育研究会等で、情報交換を密に行い、連携の強化に努めています。さらに、乳幼児期の生活習慣等子どもの生活環境について関係部局と連携を図りながら、学校における健康教育の充実につとめています。

# 基本施策(3) 小児救急医療体制の充実

## 【施策の方向】

子どもの健康管理に関してかかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、緊急時にも迅速・適切に救急医療を受けることができるよう、小児救急医療体制についての周知を図ります。

## 【具体的な取組】

### ① かかりつけ医を持つことについての啓発

子どもの健康管理や緊急時に相談できるよう、かかりつけ医を持つことの大切さについて啓発を図ります。

### ② 小児初期救急医療体制の充実

泉州北部地域5市1町（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）で医療協議会を設け、岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを開設しています。今後も小児の初期救急を充実させるため、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の強化を図ります。

また、泉州地区小児科救急輪番体制の整備とともに、広報、ホームページ、施設等を通じて周知の徹底を進めます。

### ③ 小児救急電話相談についての周知

夜間の子どもの急病時、病院へ行った方がよいかどうか、判断に迷った時などに看護師が相談に応じる小児救急電話相談について周知を行います。



④ 乳幼児の事故についての周知と予防の推進

乳幼児に起こりうる重大な事故を予防するため、乳幼児健康診査の案内にチラシを同封し、4か月児健康診査では事故防止の話を実施しています。発達段階に合わせて事故予防の周知に努め、子どもの命を守るため、保護者に対して意識づけを行います。

## 基本目標3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち

### 基本施策(1) 児童虐待防止対策等の充実

#### 【施策の方向】

児童虐待防止について、子どもを虐待から守るメッセージリボンであるオレンジリボン・キャンペーンを通して広報啓発に取り組みます。

また、妊娠期から乳幼児期を通した母子保健活動との連携により、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）などの社会資源を活用し支援します。

さらに、虐待（疑いを含む）通告を受けた際には、庁内の連携を図るとともに、警察や医療機関などの関係機関とも連携をとった取組を行います。

#### 【具体的な取組】

##### ① 啓発の推進

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため児童虐待防止月間（11月）を中心に各種啓発活動を実施します。

また、怒らない、叩かない、具体的なしつけの方法について、コモンセンス・ペアレンティングなどの子育てスキルを学ぶための子育て講座や講演会を行います。

##### ② 子どもの安全確保の優先と迅速な対応

虐待（疑いを含む）通告を受けた際には、子どもの安全確保を第一に考え、関係機関等への情報収集、状況調査を行いながら、子ども家庭センター（児童相談所）と密接に連携して迅速かつ適切な対応に努めています。また、児童虐待の「心理的虐待」のうち、子どもの面前で行われる配偶者間暴力（DV）が増加していることから、DV被害者対策の充実を図ります。

##### ③ 養育支援訪問事業の推進

特に支援が必要である家庭に対し、家庭児童相談員や保健師などがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。（第5章参照）

##### ④ 組織的な対応の促進

要保護児童対策地域協議会を中心として、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等での児童の見守り、保健センターにおける健診等の母子の観察、民生委員・主任児童委員・児童委員による地域での見守りを依頼するなど、関係機関や地域が連携を図ります。（第5章参照）

## 基本施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【施策の方向】

ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てが行えるよう、相談機能を強化し、経済的支援や、養育費の確保策、資格取得に向けた訓練等受講の促進、就業支援事業の推進を通じて、総合的な自立支援を推進します。

### 【具体的な取組】

#### ① 相談体制の充実

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立のための相談に応じます。育児・就労・経済的問題など広い分野に渡る内容に適切に対応し、多様な支援施策や社会資源などの適格な情報が求められるため、関連部署・機関と連携しながら相談機能や情報提供機能の充実を図ります。

#### ② 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度による経済的支援制度を推進します。また、大阪府母子寡婦福祉資金、父子福祉資金により、貸付を行っています。

#### ③ 養育費の確保に向けた情報提供・啓発活動

子どもの養育費は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費に関する情報提供や啓発活動を推進します。

#### ④ 就業支援事業の推進

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、個々の状況に合わせた就業を支援します。また、より良い条件の職への就業につなげるため、就職支援講座の開催や資格・技能習得の支援をするとともに、公共職業安定所等の関係機関との連携を深め、就職・転職に関する支援を推進します。

#### ⑤ 訓練等受講の促進

看護師など、就職の際に有利で生活の安定に効果の高い資格の取得を目的に修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給する「高等職業訓練促進給付金等事業」の周知を図り、利用を促進します。

また、「自立支援教育訓練給付金事業」についても周知を図り、雇用保険制度の指定教育訓練講座など、就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親家庭の父母を支援し、自立の促進を図ります。

## 基本施策(3) 障がい児施策の充実

### 【施策の方向】

障がいのある子どもとその保護者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、関係部局や幼稚園、保育所、認定こども園、あおぞら児童会、学校、医療機関などの関係機関が連携を強化し、個々の状況に応じたきめ細かな相談や対応を図ります。

また、発達障がい等、個々の障がいの種類や程度に応じて、適切な対応や教育・保育の充実が図れるよう、研修などを通じて支援にあたる職員の資質の向上に努めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 発達相談の充実と障がいの早期対応

発達相談について、他課等との連携を強化しながら、幼稚園、保育所、認定こども園等へ発達相談員が巡回相談（市町村保育所、幼稚園等巡回支援事業）を行うことにより、園の指導者の指導力の向上を図ります。行動面や対人関係において気になる園児や障がいのある園児について、園の指導者がよりよく園児を理解し、園での生活がスムーズにいくよう、園の指導者と専門職がともに考え、支える体制を整えます。

#### ② 支援施設の充実

児童発達支援センターである松の実園を障がいの重度・重複・多様化の傾向に対応した相談や訓練、療育を行うことができる中心的施設として、障がい児療育の充実に努めます。

#### ③ 就学児支援の充実

就学支援を通じて幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図り、就学後の学校生活がより適切なものとなるよう支援します。保護者、幼稚園、保育所、認定こども園に趣旨、意義等を十分説明するとともに、小学校への就学支援の充実を図ります。

#### ④ 支援教育の充実

発達障がい等の特性の理解を深め、幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導ができるよう、教職員への研修会を充実させ、校内委員会を活性化していきます。

また、障がいの種別に応じた適正な支援学級の設置を進めるとともに、障がいの程度に応じ、看護師配置や理学療法士の派遣を実施するなど、支援教育の充実を図ります。

全小中学校で情報の共有化を図り、ともに学びともに育つ機会の確保に努めます。

#### ⑤ 啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合う社会の実現に向けて、市民に対し、発達障がいや支援教育に関する啓発活動の推進に努めます。

## ⑥ 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進

障がいのある子どもとその家族の生活を効果的に支援するため、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供に努めます。

また、発達障がいや難病患者等も障害者総合支援法の対象となることから、障がい福祉サービスや地域生活支援事業について周知に努め、利用の促進を図ります。

さらに、障がいのある子どもとその家族の立場に立った相談が行えるよう、相談支援機能の充実を図ります。

## 基本施策(4) 心の問題を抱える子ども等への支援

### 【施策の方向】

心の問題を抱える子どもやその保護者に対して、身近に相談できる機会や専門的な相談など、職員の資質の向上とともに、相談体制の充実を図ります。

また、犯罪やいじめ、児童虐待などの被害にあった子どもの精神的なダメージの軽減と不登校の悩みを抱える子どもの立ち直り支援の充実を図ります。

### 【具体的な取組】

#### ① 相談・支援体制の充実

教職員が被害を受けた児童・生徒の出すシグナルを見逃すことのないよう、子ども理解のための研修会等を実施し、早期に子どもへの対応を行います。いじめが確認された場合は、「いじめは絶対に許されない」との強い指導を行っていきます。

また、いじめアンケート等によるいじめの把握に対して、迅速な対応ができるよう、カウンセラーによる相談機会の充実や、関係諸機関との連携の強化に努めます。

さらに、子どもたちそれぞれに成長を促す指導方法の研究を進めるとともに、学級集団作り等の研修を進めます。

#### ② 関係機関との連携

関係各課、学校、警察、少年サポートセンター、子ども家庭センター、家庭児童相談員等との連携を密にし、犯罪、いじめ等の被害を受けた児童・生徒に対して、各機関が協力して適切に支援するように努めます。

#### ③ 不登校の対策と適応指導教室「つれづれ」

家庭や関係機関との連携を図り、不登校の適切な対応に努めます。また、教育研究センター内に設置している適応指導教室「つれづれ」における指導の工夫を図り、学校適応指導の充実にも努めます。

## 基本施策(5) 子どもの貧困対策の推進

### 【施策の方向】

子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長していけるよう、学習・体験機会の確保を図り、生活や経済的な面を支援するとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

### 【具体的な取組】

#### ① 教育支援の推進【新規】

これまで、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援として、高校進学を目的とした学習会（高石市学習支援事業）を実施してきましたが、令和2年度からは、貧困の連鎖を防止するため、学習支援だけでなく保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善への支援（学習・生活支援事業）を実施します。

#### ② 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援（再掲）

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、個々の状況に合わせた就業を支援します。また、より良い条件の職への就業につなげるため、就職支援講座の開催や資格・技能習得の支援をするとともに、公共職業安定所等の関係機関との連携を深め、就職・転職に関する支援を推進します。

「高等職業訓練促進給付金等事業」の周知を図り、利用を促進します。また、「自立支援教育訓練給付金事業」についても周知を図り、雇用保険制度の指定教育訓練講座など、就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親家庭の父母を支援し、自立の促進を図ります。

#### ③ 相談体制の充実（再掲）

こどもに関することや子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるよう、様々な相談窓口での対応の充実を図るとともに、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

#### ④ 経済的支援の推進（一部再掲）

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度、ひとり親家庭における通勤定期購入費用の支援等による経済的支援制度を推進します。また、大阪府母子寡婦福祉資金、父子福祉資金により、貸付を行っています。

また、家庭生活の安定に寄与するとともに児童の健やかな成長を願って、児童手当、こども医療費助成制度等による経済的支援制度を推進します。

## 基本目標4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち

### 基本施策(1) 多様な保育ニーズへの対応

#### 【施策の方向】

共働き家庭やひとり親家庭の保育ニーズに対応し、時間外（延長）保育等地域・子ども・子育て支援事業をはじめ保育サービスの充実に努めます。

また、就労の有無にかかわらず、一時的・緊急的な保育ニーズなどへの対応を図ります。障がいのある子どもの保育の充実に努めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 乳児保育の充実

共働き家庭の増加や勤務形態の多様化により、産休明けの職場復帰や1年間の育児休業取得が困難な保護者など、0歳児保育についてのニーズが高まっています。市内全保育所・認定こども園において、0歳児保育を実施しています。（第5章参照）

##### ② 一時保育等の充実

保護者の急用発生などの緊急時や週数日のパートタイム就労の非定型、また、育児不安等の私的理由に対応するなど、地域の多様なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園での一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）などの子育て関連サービスについて、必要に応じて効果的に組み合わせて情報提供できるよう、コーディネート機能を強化します。（第5章参照）

##### ③ 時間外（延長）保育の充実

保育所・認定こども園では通常保育の終了後、延長して子どもを預かる延長保育を実施しています。現在5か所で19時まで、その他5か所で21時までの延長を実施しています。今後も、働く女性の増加や勤務形態の多様化に対応できるよう、ニーズに応じた事業量を確保します。（第5章参照）

##### ④ 病児・病後児保育の推進

子どもが保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保育所・認定こども園において緊急対応や保健的な対応を図るため、病児・病後児保育（体調不良児型）を実施しています。

また、平成28年度より、病児対応型（施設型・訪問型）を開始しています。子どもが病気の際に、就労などの都合により保護者の保育が困難な場合、病児保育室において児童を一時的に保育するまたは児童の自宅に訪問し保育します。（第5章参照）

#### ⑤ 休日保育の推進

日曜日、祝日等の保育所での保育サービスについては、就労形態の多様化により両親ともに常勤しているケースもみられることから、他の保育事業と今後検討します。

#### ⑥ 夜間保育の推進

22時を基本として開設する夜間保育事業について、時間外保育の延長等による対応などを含め、今後検討します。

#### ⑦ 障がい児保育等の推進

障がい児保育事業を実施するにあたり、発達相談員による巡回相談等を実施や、保育士の加配などにより、障がい児保育事業をサポートする体制を整えています。今後とも、障がいのある子どもや、配慮を必要とする子どもの受け入れを支援していきます。

#### ⑧ 保育事業の質の向上

保育事業の質の向上を図るため、保育施設における自己評価を職種別で実施しています。今後も随時、職員研修を実施するとともに、第三者評価の導入を進め、保育事業の質の向上に努めます。



## 基本施策(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 【施策の方向】

すべての子育て家庭が地域の中で子育ての不安や悩みを抱えたまま孤立することのないように、乳児家庭全戸訪問事業を推進するとともに、子育て支援センターを中心に、できる限り身近な地域で子育て相談や交流の機会を提供できるよう取り組みます。

また、緊急時等の多様な保育ニーズに対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

### 【具体的な取組】

#### ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図り、家庭の養育環境を把握し、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業に繋げるなど、継続的な支援に努めます。（第5章参照）

#### ② 地域子育て支援センター事業の充実

子育てに関する様々なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、保健所、病院などの子育て関連施設のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせて情報提供できるよう、地域でのコーディネート機能を強化していきます。（第5章参照）

#### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実

保護者の疾病疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、7日以内の短期間の養育を行うショートステイ事業を実施しています。本事業は、新制度の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。今後も地域子ども・子育て支援策として利用しやすい環境を整備し、普及に努めます。（第5章参照）

#### ④ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の充実

保護者の仕事等の理由で、平日の夜間又は休日に不在となり、帰宅が夜間になるなど家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設で一時的に児童を養育・保護するトワイライトステイ事業を実施しています。本事業は、新制度の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。今後も地域子ども・子育て支援策として利用しやすい環境を整備し、普及に努めます。（第5章参照）

#### ⑤ ファミリー・サポート・センター事業の推進

地域における子育ての相互援助活動を行う会員制組織であるファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会に委託し実施しています。本事業は、新制度の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。今後も地域子ども・子育て支援策として利用しやすい環境を整備し、普及に努めます。（第5章参照）

も・子育て支援事業に位置づけられました。保育所等の開始前後における児童の預かりや送迎、また保護者が病気や休養時等に児童の預かりを行うことにより、仕事と育児の両立や地域の子育てを支援します。（第5章参照）

## ⑥ 園庭開放等子育て支援の推進

幼稚園や保育所、認定こども園において、園庭開放、育児教室等を実施し、身近な地域での子育て支援のセンター的役割を担っています。今後も、民生委員・主任児童委員・児童委員等と連携し、未就園児の保護者が地域の中で子育ての悩みを抱えたまま孤立することがないように、参加を働きかけるとともに、相談等子育て支援の充実に取り組みます。

## 基本施策(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

### 【施策の方向】

子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

また、常に変化する子育て家庭の状況を把握し、柔軟に対応していくため、行政部局間の連携をはじめ、子育て・家庭教育などを支援する関係機関や団体、サークルなどの専門機関がお互いに情報交換や連携して取り組むことができるネットワークづくりを進めます。

また、子育てに関連する情報を積極的に発信することにより、その家庭が必要とするサービスを利用できるように支援します。

### 【具体的な取組】

#### ① 相談体制の充実

子どもに関することや子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるよう、地域子育て支援センターをはじめ、様々な相談窓口での対応の充実を図るとともに、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

また、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園についての相談等に対応できるよう、利用者支援事業を推進します。（第5章参照）

#### ② 地域での子育て支援に関する関心の喚起

核家族の増加や地域における人間関係の希薄化、母親の就労ニーズの高まりなど、子どもを取り巻く環境が変化する中で、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を見守り、応援することができるよう、子育てへの関心を高め、理解を深めるための啓発を進めます。

### ③ 地域での子育て支援ネットワークの強化

多様化する子育ての不安やニーズに対して地域で幅広く支援するため、子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌「パパママ応援ブック」、子育て総合サイト「たかいし子育てねっと」を通じて、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。今後も、子育て支援策として情報提供に努めます。

### ④ 子育ての仲間づくりの支援

子育ての不安やストレス等の精神的負担を減らすとともに、保護者同士の交流や情報交換等の場となるよう、子育て支援課（地域子育て支援センター）、学校教育課、地域包括ケア推進課、こども家庭課、幼稚園、保育所、NPO等が連携を図り、幼稚園や保育所、認定こども園、地域での場の提供を進めるとともに、子育てサークル等仲間づくりと活動の支援に努めます。

## 基本施策(4) 子育てを大切にする職場環境づくり

### 【施策の方向】

仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」のとれた社会を実現し、すべての人が安心して子育てや地域活動などに参加できるよう、企業に対して育児・介護休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善や働き方の見直しについて啓発に努めます。

また、仕事と生活の調和に取り組んでいる企業に関する紹介などを行い、市民の関心を高めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 男性を含めた働き方の見直し

地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、多面的に仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めます。

#### ② 企業に対する意識啓発

雇用における男女平等や休業制度等の法律改正等があった場合、企業に対し、関係機関を通じて、情報提供を行っていきます。

また、市内の事業所等に対して女性活躍推進法の周知と事例紹介等を通じて、雇用者の処遇改善など積極的な取組の促進を図ります。また、関係機関との連携のもと、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭が両立できるよう、事業所に対し男女平等に関する啓発を

進めます。

**③ 女性の就労支援**

就労の場における男女の不平等を是正し、男女がともに能力を発揮し、生きがいをもって働き続けられる環境を整備します。

**④ 男女共同参画社会づくりの推進**

活力のある社会を築くためには、性別にとらわれずに誰もが自分の能力を発揮できる社会環境をつくり、ともに責任を分かち合うことが必要です。「第2次高石市男女共同参画計画」に基づき、さまざまな方針決定の場や社会的な活動の場、就労の場などにおいて男女共同参画を推進します。

## 基本目標5 親も子も安全・安心に暮らせるまち

### 基本施策(1) 快適なまちづくりの整備

#### 【施策の方向】

子育てしやすい、住みよいまちをめざして、子育てに配慮した良質な公営住宅の整備を推進します。妊婦、親子連れの人が安全・快適に外出できるよう、歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、駅舎及びその周辺について、関係機関と協議しバリアフリー化を進めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 安全・安心な公営住宅の整備

時代に対応した安全・安心な住居づくりや、高齢者や障がいのある人にもやさしいバリアフリー化等、居住環境を整備するため、「高石市営住宅長寿命化計画」を策定しました。今後も長寿命化計画に基づき、整備を進めます。

##### ② 安全な道路交通環境の整備

新バリアフリー法に基づく基本構想作成（特定経路の整備）については、今後とも関係機関と協議します。

また、事故の危険性の高い通学路等については、都市計画道路の整備に併せ歩道等を設置するとともに、自転車道については延長整備を進めます。

##### ③ 駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上

駐車場の整備については、「高石市開発指導要綱」に基づき、必要台数を確保するよう指導を徹底します。

また、違法駐車については、春と秋の交通安全運動期間中にキャンペーンで駐車マナーの向上を訴えます。

##### ④ 妊婦・親子連れなどに配慮したまちづくり

妊婦や親子連れが安心して外出できるよう、都市計画道路の進捗に併せ歩道の整備を進めます。

また、鉄道駅舎のバリアフリー化については、大阪府・鉄道事業者（JR 西日本、南海電鉄）等と協議を進めます。

さらに、羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づき、関係事業者と羽衣駅周辺のバリアフリー化に向けた協議を進めます。

また、妊婦の方、乳幼児を連れた方などの移動を支援するため、利便性の向上を図りつつ、市内を循環する福祉バスのらくらく号を運行します。

## 基本施策(2) 交通安全教育の推進

### 【施策の方向】

子どもが交通事故にあわないよう、関係機関と教職員やＰＴＡ、地域住民等が連携し、交通安全教育を推進するとともに、登下校時の見守り等、防犯活動を促進します。

また、チャイルドシートの正しい使用の周知を進めるとともに、自転車による事故の被害者、加害者にならないよう、利用に際してのルール等の周知と指導を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 交通安全教育の推進

高石警察署の方を招いて小学校低学年児童に対する交通安全教室や、小中学校の保健体育科教科指導を深めていくとともに、地域のボランティアの方とも連携して交通安全教育を推進します。

特に、登下校の安全について保護者等の関心が高まっていることから、児童・生徒の登下校時における交通安全についての指導をはじめ、各小学校区における通学路における対策必要箇所について教職員、ＰＴＡがともに把握し、子どもたちの安全確保の充実を図ります。

#### ② チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、使用効果及び正しい使用方法について、交通安全運動期間中の街頭キャンペーンや、各交通安全教室においてパンフレットの配布を行い、啓発に取り組みます。

#### ③ 自転車利用についてのルールの徹底

自転車の正しい乗り方について、交通事故を起こさないよう、小学生を対象とした警察官の指導、交通指導員の街頭指導等で、自転車利用についてのルールの徹底を進めます。

## 基本施策(3) 防犯・防災対策の推進

### 【施策の方向】

子どもを犯罪被害から守るため、日頃から地域住民同士があいさつを交わしたり、顔の見える関係づくりを促進するとともに、教職員やPTA、地域住民等が連携し、登下校時のパトロール体制を強化します。

また、緊急時には子どもが助けを求めることのできる場所の確保に努めます。

さらに、地震などの災害時において、迅速に対応できるよう、学校等において定期的に避難等の集団訓練を行います。

### 【具体的な取組】

#### ① 防犯灯の整備

市内の自治会が設置する防犯灯について、設置及び電気料金の補助を続けるほか、開発時の防犯灯の設置について、開発者には自治会と協議するよう勧めていきます。

#### ② 地域での見守り活動の推進

子どもたちの安全確保を図るため、保護者・地域・関係団体等の協力を得て、全小学校に結成されている「子どもの安全見まもり隊」による地域ぐるみの見守り活動の継続的な推進を図ります。

また、学校と通学路の安全点検を実施し、交通安全と防犯の視点から作成している学校ごとの「安全マップ」の見直しを、学校・家庭・地域で行い、安全対策の向上を図ります。

#### ③ こども110番運動の推進

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込んできた時に、保護することができるよう、地域住民や事業所、商店等の協力を得て、こども110番運動を推進します。

#### ④ 自らの命を守り抜く力の育成

自然災害に対して、自分の命は自分で守る意識を持ち、災害時には自らの危険を予測し、回避する能力を高めていくことが重要であることから、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校において防災に関する研修会を行い、教職員の防災に関する意識・対応能力の向上を図るとともに、児童・生徒等には学級活動や各教科を通して、災害時に主体的に行動する態度を育成する防災教育ならびに防災訓練の推進を図ります。

## 第5章 事業の見込量と確保方策

### 1 事業の見込みについて

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。その内容は以下のとおりですが、この記載すべき事項に基づき見込量と確保方策について、この章でまとめています。

#### ■子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項

##### (1) 幼稚園や保育所・認定こども園などに関する需給計画

幼稚園や保育所・認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用見込量」と、その見込量に見合う幼稚園や保育所などの定員（供給）を確保していくための計画（確保策）を定めます。

##### (2) 時間外（延長）保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

時間外（延長）保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業について、見込量と確保策を定めます。地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

- |                              |                                                    |
|------------------------------|----------------------------------------------------|
| ① 利用者支援に関する事業                | ⑧ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 |
| ② 時間外（延長）保育事業                | ⑨ 地域子育て支援拠点事業                                      |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業           | ⑩ 一時預かり事業                                          |
| ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | ⑪ 病児・病後児保育事業                                       |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業                | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）                     |
| ⑥ 子育て短期支援事業                  | ⑬ 妊婦に対して健康診査を実施する事業                                |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業                 |                                                    |



## 2 将来の子ども人口

事業の見込量を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

### ■子ども人口の推計方法について

#### ① 推計方法：コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

#### ② 基準年：平成31年

#### ③ データ：平成27年～31年の3月末現在の学区別の性・年齢1歳階級別人口

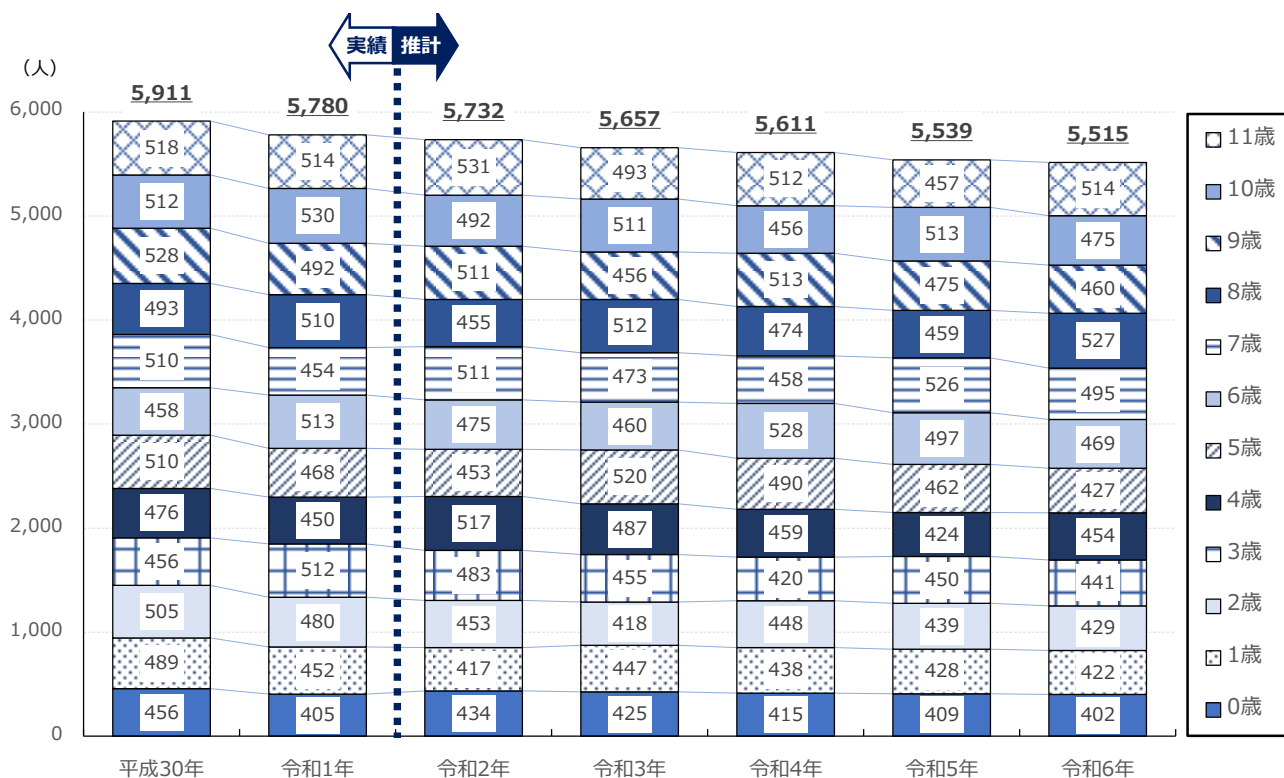
#### ④ 合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月の推計（中位）に用いた仮定値を参考に、実際の高石市の出生数で補正し、女性の15～49歳の出生率を設定しました。

#### ⑤ 男女児性比：平成27～31年の0歳児の平均性比をそれぞれ用いて配分しました。

# ■就学前及び小学生人口の推計結果

| 年齢  | 実績        | 推計        |           |           |           |           |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     | 令和<br>1年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
| 0歳  | 405       | 434       | 425       | 415       | 409       | 402       |
| 1歳  | 452       | 417       | 447       | 438       | 428       | 422       |
| 2歳  | 480       | 453       | 418       | 448       | 439       | 429       |
| 3歳  | 512       | 483       | 455       | 420       | 450       | 441       |
| 4歳  | 450       | 517       | 487       | 459       | 424       | 454       |
| 5歳  | 468       | 453       | 520       | 490       | 462       | 427       |
| 小計  | 2,767     | 2,757     | 2,752     | 2,670     | 2,612     | 2,575     |
| 6歳  | 513       | 475       | 460       | 528       | 497       | 469       |
| 7歳  | 454       | 511       | 473       | 458       | 526       | 495       |
| 8歳  | 510       | 455       | 512       | 474       | 459       | 527       |
| 9歳  | 492       | 511       | 456       | 513       | 475       | 460       |
| 10歳 | 530       | 492       | 511       | 456       | 513       | 475       |
| 11歳 | 514       | 531       | 493       | 512       | 457       | 514       |
| 小計  | 3,013     | 2,975     | 2,905     | 2,941     | 2,927     | 2,940     |

## ■就学前及び小学生人口の推移



### 3 教育・保育提供区域の設定

#### ① 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

#### ■教育・保育提供区域の運用に関して、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める事項

##### 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能となっています。

##### 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならないとされています（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

##### 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能となっています。

## ② 高石市における教育・保育提供区域の設定

高石市は、東西約6.1km、南北約4.1km、面積11.29km<sup>2</sup>の市域となっています。市内には保育所が1か所、幼稚園が1か所、認定こども園が9か所、小学校は7校、中学校は3校あります。

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

### 1）供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避けるようにします。

### 2）子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

地域特性や上記の観点も踏まえ、高石市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

※ 1号認定：3歳以上の就学前の子どもで教育希望

2号認定：3歳以上の保育が必要な就学前の子どもで保育を希望

3号認定：3歳未満の保育が必要な子どもで保育を希望

## ■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

| 11事業                                                                                                      | 提供区域 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <b>利用者支援事業</b><br>子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等                                                         | 市内全域 |
| <b>時間外（延長）保育事業</b><br>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施                                                | 市内全域 |
| <b>放課後児童健全育成事業</b><br>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供                                         | 市内全域 |
| <b>子育て短期支援事業</b><br>保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において養育・保護                                  | 市内全域 |
| <b>乳児家庭全戸訪問事業</b><br>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等                                                | 市内全域 |
| <b>養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</b><br>養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等                  | 市内全域 |
| <b>地域子育て支援拠点事業</b><br>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等                                              | 市内全域 |
| <b>一時預かり事業</b><br>幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施                                                         | 市内全域 |
| <b>病児・病後児保育事業</b><br>病児又は病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育する又は自宅に訪問し保育する事業                                   | 市内全域 |
| <b>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）</b><br>乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等 | 市内全域 |
| <b>妊婦に対して健康診査を実施する事業</b><br>妊婦が定期的に行う健診費用を助成                                                              | 市内全域 |

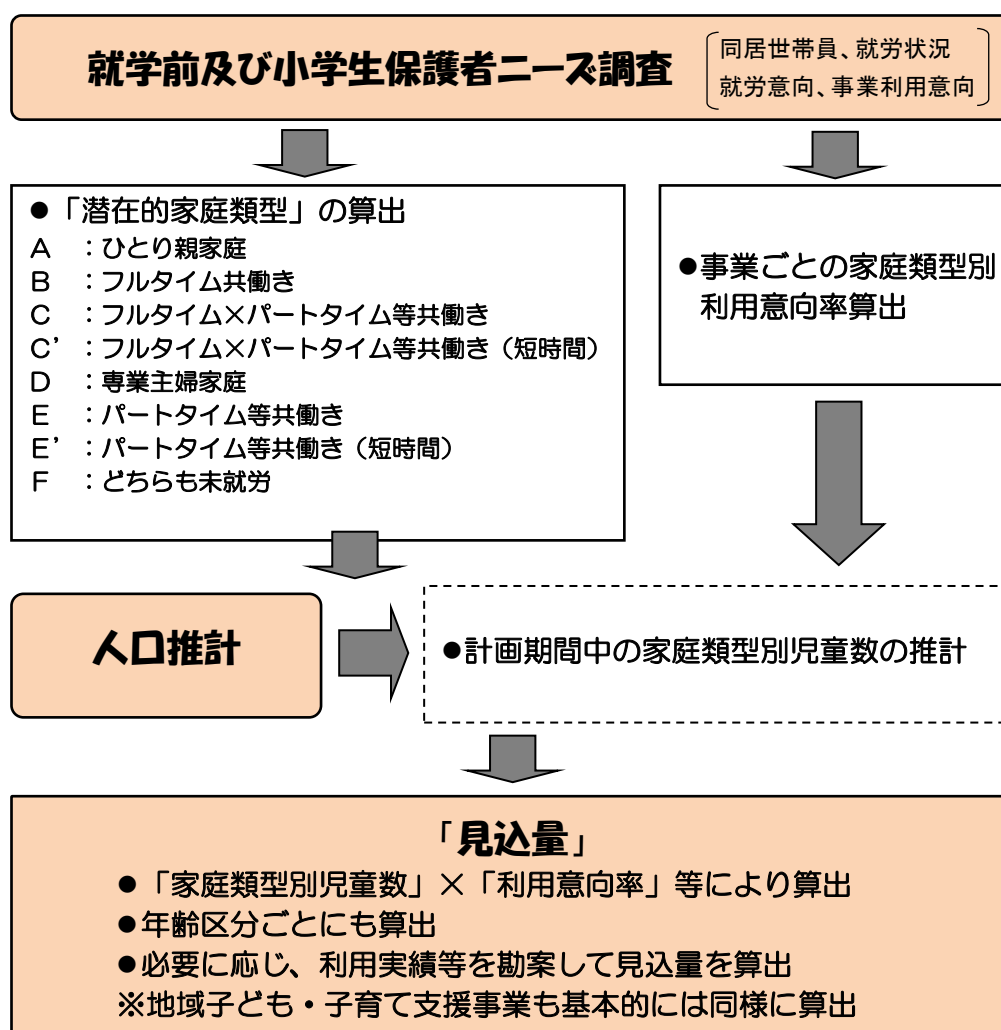
## 4 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

### ① 教育・保育の見込量設定の考え方

教育・保育の見込量設定については、次の点を基本とします。

- 1) ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の状況と就労意向、教育・保育事業の利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労現況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえ、見込量を設定します。
- 2) 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設が円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた見込量を設定します。

#### ■見込量設定のフロー



## ② 教育の実施／幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

## 【現 況】

対象年齢：就学前児童（1号認定/3～5歳、2号認定/3～5歳）

施設数：市内幼稚園1園（公立）・市内認定こども園9園（私立）・その他市外施設

## ■幼稚園・認定こども園の利用園児数の推移

| 項 目    |    | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 園児数(人) |    | 724    | 687    | 675    | 667    | 662   |
| 内訳(人)  | 3歳 | 175    | 202    | 191    | 194    | 229   |
|        | 4歳 | 254    | 230    | 255    | 225    | 209   |
|        | 5歳 | 295    | 255    | 229    | 248    | 224   |

注) 令和1年度実績は5月1日現在



## ■幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の見込量と確保方策

| 認定区分(年齢)      | 実績    | 計画期間  |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 1号認定(3～5歳)(人) |       | 526   | 516   | 471   | 448   | 431   |
| 教育利用希望の2号(人)  |       | 120   | 121   | 113   | 110   | 109   |
| 合計            | 662   | 646   | 637   | 584   | 558   | 540   |
| 確保方策(人)       |       | 862   | 862   | 862   | 862   | 862   |

注) 令和1年度実績は5月1日現在

## 【確保方策】

○計画期間中に認定区分ごとの確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。

### ③ 保育の実施／保育所・認定こども園（保育所部）

#### 【現 況】

対象年齢：就学前児童（3号保育認定/0～2歳、2号保育認定/3～5歳）

施設数：保育所1園（公立1園）、認定こども園9か所（私立）

#### ■保育所・認定こども園の園児数の推移

| 項 目       |      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 園児数(人)    |      | 1,093  | 1,165  | 1,242  | 1,307  | 1,283 |
| 内訳<br>(人) | 0歳   | 110    | 129    | 125    | 126    | 101   |
|           | 1～2歳 | 385    | 397    | 439    | 470    | 458   |
|           | 3～5歳 | 598    | 639    | 678    | 711    | 724   |

注) 令和1年度実績は8月1日現在



#### ■保育所・認定こども園（保育園部）の見込量と確保方策

| 認定区分(年齢)      | 実績        | 計画期間      |           |           |           |           |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|               | 令和<br>1年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
| 3号認定(0歳)(人)   | 101       | 123       | 123       | 121       | 121       | 121       |
| 3号認定(1・2歳)(人) | 458       | 432       | 430       | 440       | 431       | 423       |
| 2号認定(3～5歳)(人) | 724       | 753       | 770       | 734       | 728       | 732       |
| 合計            | 1,283     | 1,308     | 1,323     | 1,295     | 1,280     | 1,276     |
| 確保方策(人)       |           | 1,318     | 1,336     | 1,336     | 1,336     | 1,336     |
| 3号認定(0歳)(人)   |           | 123       | 123       | 123       | 123       | 123       |
| 3号認定(1・2歳)(人) |           | 432       | 440       | 440       | 440       | 440       |
| 2号認定(3～5歳)(人) |           | 763       | 773       | 773       | 773       | 773       |

注) 令和1年度実績は8月1日現在

#### 【確保方策】

○計画期間中に認定区分ごとの確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。



## 5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### ① 利用者支援事業

#### 【事業内容】

対象年齢：就学前児童（0～5歳）をもつ保護者

内 容：【基本型】公立保育所1園と認定こども園1園にそれぞれ1カ所、羽衣駅再開発ビル（イコーネ羽衣）に1カ所の計3カ所開設しています。

【母子保健型】高石市役所の保健福祉部地域包括ケア推進課内に1カ所開設しています。

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものです。

#### ■利用者支援事業の施設数の推移

| 項 目     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 施設数(箇所) | 2      | 3      | 3      | 3      | 4     |



#### ■利用者支援事業の確保方策

| 項 目             | 実績    | 計画期間  |       |       |       |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 見込量(か所)         | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 確保方策<br>施設数(か所) |       | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |

#### 【確保方策】

○利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じます。

## ② 時間外（延長）保育事業

### 【事業内容】

対 象：2号認定（3歳～5歳）及び3号認定（0歳～2歳）の乳幼児  
内 容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育所・認定こども園等で保育を行います。

### ■時間外（延長）保育事業の利用児童数の推移

| 項 目      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用児童数(人) | 697    | 569    | 505    | 551    | 560   |
| 施設数(箇所)  | 10     | 10     | 10     | 10     | 10    |

注) 令和1年度実績は見込み



### ■時間外（延長）保育事業の見込量（利用実人数）

| 項 目     | 実績(見込)    | 計画期間      |           |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | 令和<br>1年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
| 見込量(人)  | 560       | 562       | 561       | 545       | 533       | 525       |
| 確保方策(人) |           | 600       | 600       | 600       | 600       | 600       |
| 施設数(箇所) | 10        | 10        | 10        | 10        | 10        | 10        |

### 【確保方策】

○保育標準時間は1日11時間、保育短時間は1日8時間を超える利用について、延長保育事業が適用されます。量に見合った事業量を確保します。

## ③ 放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）

**【事業内容】**

対 象：小学校1年生から6年生まで  
 内 容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。  
 市内7小学校（14クラス）で実施  
 利用時間：平日 放課後～午後6時、延長保育 午後6時～午後7時  
 土曜日 午前8時30分～午後6時  
 夏休み等長期休業 午前8時～午後6時、延長保育 午後6時～午後7時

## ■放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の登録児童数の推移

| 登録児童数    | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1～3年生(人) | 506    | 507    | 517    | 534    | 572   |
| 4～6年生(人) | 69     | 112    | 145    | 150    | 143   |
| 合計(人)    | 575    | 619    | 663    | 684    | 715   |
| 施設数(箇所)  | 7      | 7      | 7      | 7      | 7     |

注)令和1年度実績は5月1日現在



## ■放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の見込量と確保方策

| 項 目      | 実績    | 計画期間  |       |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 1～3年生(人) | 572   | 565   | 585   | 610   | 639   | 662   |
| 4～6年生(人) | 143   | 154   | 158   | 172   | 179   | 190   |
| 合計(人)    | 715   | 719   | 743   | 782   | 818   | 852   |
| 確保方策(人)  |       | 719   | 743   | 782   | 818   | 852   |
| 施設数(箇所)  | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     |

注)令和1年度実績は5月1日現在

**【確保方策】**

○今後も小学校1年生から6年生までの利用希望に対応できるよう、クラスの増加を実施するとともに事業の充実を図ります。

#### ④ 子育て短期支援事業

##### 【事業内容】

内 容：【ショートステイ事業】

保護者の疾病疲労、その他の身体上、精神上又は環境上の理由により、家庭において子どもを養育することが一次的に困難になった場合、7日以内の短期間の養育を行う事業

【トワイライトステイ事業】

保護者の仕事等の理由で、平日の夜間又は休日に不在となり、帰宅が夜間になるなど家庭において子どもを養育することが一次的に困難になった場合、児童福祉施設で一時的に預かる事業

実施施設：【ショートステイ事業】

泉大津市・和泉市・岸和田市の児童養護施設及び乳児院計6か所と契約して実施

【トワイライトステイ事業】

岸和田市・和泉市内の児童養護施設3カ所と契約して実施

##### ■子育て短期支援事業の利用児童数の推移

| 項 目      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用児童数(人) | 86     | 121    | 112    | 8      | 115   |
| 施設数(箇所)  | 6      | 6      | 5      | 6      | 6     |

注) 令和1年度実績は見込み



##### ■子育て短期支援事業の見込量と確保方策

| 項 目                 | 実績(見込) | 計画期間  |       |       |       |       |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     | 令和1年度  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ショートステイ(人日)         | 115    | 122   | 129   | 133   | 137   | 142   |
| トワイライトステイ(人日)       | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保方策<br>ショートステイ(人日) |        | 150   | 150   | 150   | 150   | 150   |
| トワイライトステイ           |        | 30    | 30    | 30    | 30    | 30    |
| 施設数(か所)             | 6      | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     |

##### 【確保方策】

○本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）を活用して、ひとり親家庭の児童など要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。

## ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

## 【事業内容】

対 象：生後4か月までの乳児

内 容：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

## ■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数の推移

| 項 目     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 訪問人数(人) | 457    | 469    | 468    | 409    | 433   |

注) 令和1年度実績は見込み



## ■乳児家庭全戸訪問事業の見込量と確保方策

| 項 目          | 実績(見込)    | 計画期間      |           |           |           |           |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|              | 令和<br>1年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
| 見込量(確保方策)(人) | 433       | 435       | 426       | 416       | 410       | 403       |

## 【確保方策】

○育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。

○母子健康手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業内容】

対 象：養育の支援が特に必要な家庭  
内 容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、当該家庭の適切な養育を支援します。

■養育支援訪問事業の訪問人数の推移

| 項 目     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 訪問人数(人) | 32     | 45     | 45     | 49     | 50    |

注) 令和1年度実績は見込み



■養育支援訪問事業の見込量と確保方策

| 項 目          | 実績(見込)    | 計画期間      |           |           |           |           |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|              | 令和<br>1年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
| 見込量(確保方策)(人) | 50        | 62        | 68        | 72        | 76        | 80        |

【確保方策】

- 乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会など、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。
- 児童虐待の発生の予防、早期発見・早期対応を図るため、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の調整機関やネットワークを構成する関係機関の職員の専門性の資質向上及びネットワーク強化するとともに、養育支援訪問事業と連携します。

## ⑦ 地域子育て支援拠点事業

## 【事業内容】

対象年齢：就学前児童（0～5歳）及びその保護者

内 容：公立保育所1園、認定こども園3園にそれぞれ1カ所、アブラたかいしに設置された子育てウエルカムステーションHUGOODの計5カ所で事業を実施しています。

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供したり、情報提供等を実施する事業です。

## ■地域子育て支援拠点事業の利用状況

| 項 目       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延利用回数(人回) | 24,445 | 30,583 | 27,804 | 26,232 | 30,000 |
| 施設数(箇所)   | 3      | 4      | 4      | 4      | 5      |

注) 令和1年度実績は見込み



## ■地域子育て支援拠点事業の見込量と確保方策

| 項 目             | 実績(見込) | 計画期間   |        |        |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 | 令和1年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 見込量(人回)         | 30,000 | 27,137 | 27,088 | 26,281 | 25,710 | 25,346 |
| 確保方策<br>施設数(か所) | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      |

## 【確保方策】

○既存の子育て支援拠点（地域子育て支援センター等）を活用し、家庭保育の保護者及びその子どもに対して、子育て相談や子育て関連情報の提供や交流の場の提供等を行います。

## ⑧ 一時預かり事業

### 【事業内容(在園児対象)】

対 象：1号認定及び2号認定（3歳～5歳）  
内 容：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後や長期休業日等に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■幼稚園、認定こども園における預かり保育の利用状況

| 延利用日数(人日) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1号認定(人日)  |        |        |        |        |       |
| 2号認定(人日)  |        |        |        |        |       |
| 合計        | 1,248  | 6,042  | 5,377  | 7,846  | 7,850 |

注)令和1年度実績は見込み



### ■幼稚園、認定こども園における預かり保育の見込量と確保方策

| 項 目             | 実績    | 計画期間  |       |       |       |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 1号認定(人日)        |       | 862   | 867   | 812   | 793   | 784   |
| 2号認定(人日)        |       | 7,599 | 7,646 | 7,160 | 6,987 | 6,914 |
| 合計(見込)          | 7,850 | 8,461 | 8,513 | 7,972 | 7,780 | 7,698 |
| 確保方策<br>延人数(人日) |       | 8,461 | 8,513 | 7,972 | 7,780 | 7,698 |
| 施設数(か所)         | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |



**【事業内容(在園児対象以外)】**

対 象：幼稚園における預かり保育以外を受ける乳幼児  
 内 容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所、認定こども園、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイなどの子育て関連事業において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

**■幼稚園における在園児対象の預かり保育以外の一時預かりの利用状況**

| 延利用日数(人日)        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 一時預かり見込量<br>(人日) | 1,325  | 1,675  | 1,768  | 2,097  | 2,100 |
| ファミサポ見込量<br>(人日) | 87     | 106    | 134    | 84     | 84    |
| 合計               | 1,412  | 1,781  | 1,902  | 2,181  | 2,184 |

注)令和1年度実績は見込み

**■幼稚園における在園児対象の預かり保育以外の一時預かりの見込量と確保方策**

| 項 目               | 実績(見込)    | 計画期間      |           |           |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                   | 令和<br>1年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
| 見込量延人数(人日)        | 2,184     | 2,340     | 2,488     | 2,561     | 2,649     | 2,754     |
| 一時預かり見込量(人日)      | 2,100     | 2,244     | 2,392     | 2,468     | 2,558     | 2,664     |
| ファミサポ見込量(人日)      | 84        | 96        | 96        | 93        | 91        | 90        |
| 確保方策合計<br>延人数(人日) |           | 2,374     | 2,522     | 2,598     | 2,688     | 2,794     |
| 一時預かり確保方策         |           | 2,244     | 2,392     | 2,468     | 2,558     | 2,664     |
| 施設数(か所)           | 5         | 5         | 5         | 5         | 5         | 5         |
| ファミサポ確保方策         |           | 100       | 100       | 100       | 100       | 100       |
| トワイライトステイ         |           | 30        | 30        | 30        | 30        | 30        |
| 施設数(か所)           | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         |

**【確保方策】**

- 幼稚園での預かり保育や在園児の一時預かり等の今後の利用ニーズを見極めながら、既存施設での受け入れの対応を図ります。
- 子育てに関する多様なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイなどの子育て関連事業のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせて情報提供できるよう、コーディネート機能を強化します。

## ⑨ 病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

対 象：【体調不良型】事業実施保育所、認定こども園に通園する子ども  
 【病児対応型】施設型：満1歳から小学3年生まで  
 訪問型：生後6か月から小学6年生まで

内 容：児童が病気の際に、就労している等で保護者の保育が困難な場合に、保育所・病児保育室において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問する事業です。

### ■病児・病後児保育事業の利用状況

| 延利用日数(人日) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 病児対応型     | 0      | 32     | 148    | 198    | 198   |
| 体調不良型     | 2,507  | 3,060  | 2,991  | 3,047  | 3,050 |
| 合計        | 2,507  | 3,092  | 3,139  | 3,245  | 3,248 |

注) 令和1年度実績は見込み



### ■病児・病後児保育事業の見込量と確保方策

| 項 目               | 実績    | 計画期間  |       |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 見込量延人数(人日)        | 3,248 | 3,308 | 3,374 | 3,343 | 3,338 | 3,358 |
| 確保方策合計<br>延人数(人日) |       | 3,400 | 3,400 | 3,400 | 3,400 | 3,400 |
| うち病児対応型           |       | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   |
| 事業所数(か所)          | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| うち体調不良型           |       | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 |
| 施設数(か所)           | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |

### 【確保方策】

○体調不良児対応型の保育については、すべての市内施設で実施しています。

○平成28年度より、病児対応型（施設型・訪問型）を開始しております。

## ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

## 【事業内容】

対 象：依頼会員は、幼児期から小学生等の子どもを養育している保護者で、市内に在住又は在勤の人が対象

内 容：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となって、育児について助け合う会員組織です。  
乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

## ■ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

| 項 目     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 延人数(人日) | 277    | 158    | 313    | 299    | 299   |

注) 令和1年度実績は見込み



## ■小学生のファミリー・サポート・センター事業の見込量と確保方策

| 項 目             | 実績(見込) | 計画期間  |       |       |       |       |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 令和1年度  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 延人数(人日)         | 299    | 298   | 291   | 294   | 293   | 294   |
| 確保方策<br>延人数(人日) |        | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   |

※乳幼児については⑧一時預かり事業を参照

## 【確保方策】

- 依頼会員と提供会員の確保のため、市広報・ホームページ等の活用や、幼稚園、保育所、認定こども園といった教育・保育施設や、地域子育て支援センター、親子サロンなどの地域子ども・子育て支援事業をはじめ、自治会での口コミなど様々な媒体を活用して周知を図ります。
- 提供会員に対する研修の実施により質の向上をめざします。

## ⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

### 【事業内容】

対 象：妊娠届出者  
内 容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行します。

### ■妊婦健康診査事業の利用状況

| 項 目       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 延利用回数(人回) | 6,057  | 5,816  | 5,313  | 5,446  | 5,379 |

注) 令和1年度実績は見込み



### ■妊婦健康診査事業の見込量と確保方策

| 項 目           | 実績(見込)    | 計画期間      |           |           |           |           |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|               | 令和<br>1年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
| 見込量(確保方策)(人回) | 5,379     | 5,452     | 5,339     | 5,213     | 5,138     | 5,050     |

### 【確保方策】

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

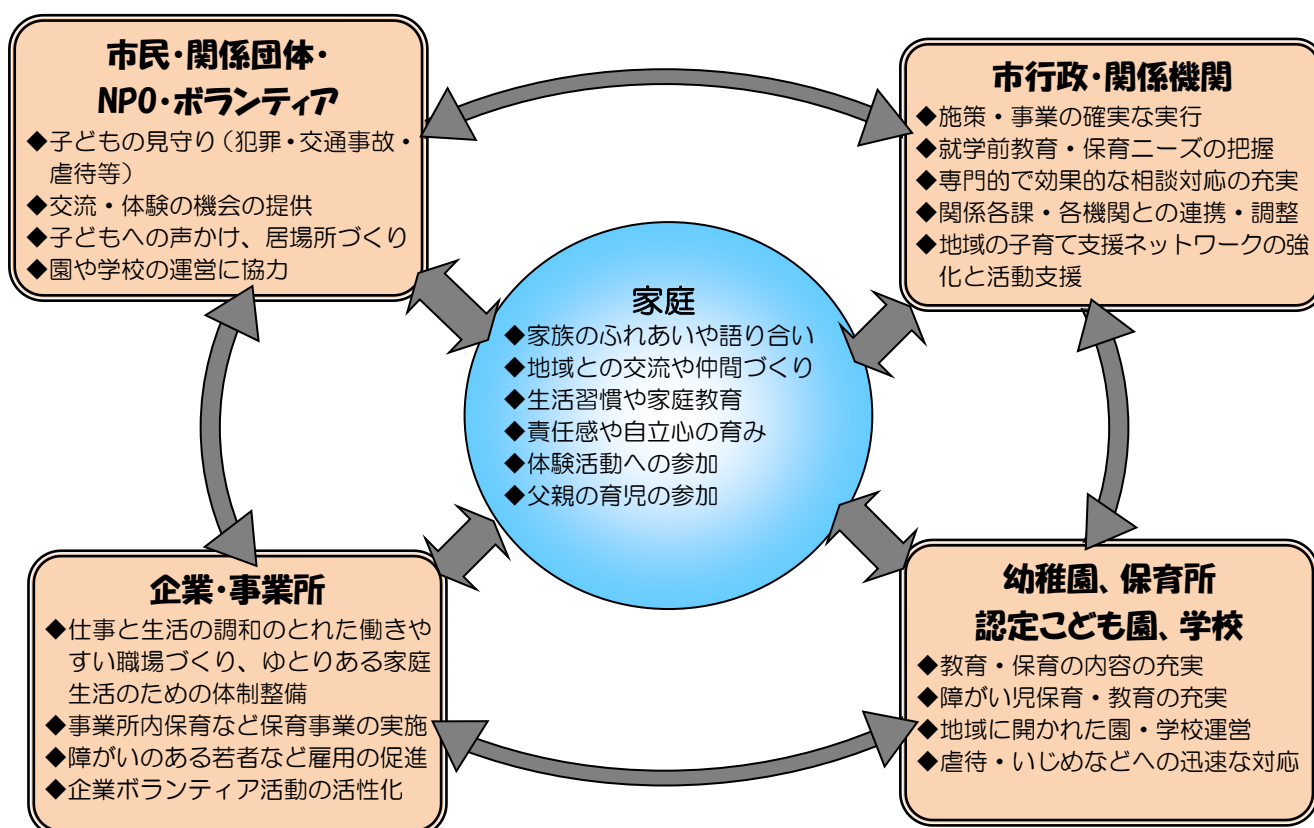
## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「ひとにやさしい 育みのまち高石」を実現するため、地域社会全体で子育て家庭の見守り、支援に取り組んでいきます。



### 2 計画の進行管理

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）改善（Action）を行うPDCAサイクルに基づき、進捗状況を管理していきます。事業の進捗状況の管理・評価にあたっては、利用者の視点に立ち、関係部局、関係団体などと連携を図りながら、個別事業に加え、計画全体の成果についても点検・評価・公表し、施策の改善につなげます。

また、子育て家庭の取り巻く環境、経済、社会情勢、国の施策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応できるよう、市民ニーズの変化や国における新たな施策等を適切に把握し、必要に応じ、適宜見直しを行います。

## 資料編

### 1 計画の策定経過

| 年月日                               | 事 項                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成31年<br>1月31日                    | 第7回<br>高石市子ども・子育て会議        | (1) 高石市子ども・子育て支援事業計画について<br>(2) 高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について<br>(3) 次期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について<br>ニーズ調査についてのご報告について<br>(4) その他                                                                                                         |
| 平成31年<br>2月14日<br>平成31年<br>～2月28日 | 高石市子ども・子育て支援<br>に関するニーズ等調査 | ●市内在住の就学前の子どもがいるすべての世帯を<br>対象に、郵送により配布・回収<br>●市内在住の小学生のいる世帯で、各小学校の各学年<br>1クラスを対象に、小学校を通じて配布・回収<br>●配布数：就学前子どもがいる保護者2,376件<br>小学生のいる保護者1,299件<br>回収数：就学前子どもがいる保護者999件<br>小学生のいる保護者1,040件<br>回収率：就学前子どもがいる保護者42.0%<br>小学生のいる保護者80.1% |
| 令和1年<br>11月20日                    | 第8回<br>高石市子ども・子育て会議        | (1) 第2期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定<br>について<br>(2) ニーズ調査等結果の概要について<br>(3) 高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等<br>について<br>(4) その他（スケジュールなど）                                                                                                               |
| 令和2年<br>2月6日                      | 第9回<br>高石市子ども・子育て会議        | (1) 高石市子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>(2) その他                                                                                                                                                                                             |
| 2月 日<br>～3月 日                     | パブリックコメント実施                | ●本計画について、市民の意見を広く募集するため、<br>広報、ホームページにて周知を行い、計 名の皆<br>様からご意見をいただきました。                                                                                                                                                              |

## 2 高石市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日

条例第 20 号

改正 平成 27 年 12 月 16 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 児童福祉又は学校教育の関係者

(3) 公共的団体の関係者

(4) 市民のうちから委員として市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(平 27 条 28・一改)

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続き  
その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にか  
わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年12月16日条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。



### 3 高石市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

| 所属・役職等       | 氏 名       | 備 考        |
|--------------|-----------|------------|
| 学識経験者        | 畠 中 宗 一   | 会長         |
|              | 中 西 利 恵   | 副会長        |
|              | 清 水 益 治   |            |
| 公立保育所・所長     | 太 田 員 代   |            |
| 私立認定こども園・園長  | 土 師 一 仁   |            |
| 公立幼稚園・園長     | 藤 原 淑 子   |            |
| 私立認定こども園・園長  | 中 川 千 嘉 子 |            |
| 公立小学校・校長     | 末 本 裕 喜   |            |
| 民生委員・児童委員協議会 | 川 村 千 春   |            |
| 社会福祉協議会      | 山 崎 雅 雄   |            |
| 事業者          | 隈 元 英 輔   |            |
| 保護者          | 岡 本 佳 子   |            |
|              | 村 井 香     |            |
|              | 村 上 幸     |            |
|              | 吉 寛 子     | ～令和2年1月25日 |
|              | 今 岡 結 貴   | 令和2年1月26日～ |

## 4 用語の説明

### ア行

#### 【ＩＣタグ】

電波を受けて働く小型の電子装置の1つで、モノや人を電子的に識別できるようにします。ＩＣタグに登録した情報を管理するネットワークやコンピュータを含めたシステム全体のことをＩＣタグ・システムと呼びます。

#### 【ＩＣＴ】

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略、コンピュータ技術の活用。

#### 【生きる力】

文部科学省では、平成14年度から実施してきた学習指導要領で「生きる力」を育むことを理念にしていますが、平成22年度からの小・中学校及び特別支援学校の新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことをめざし、「生きる力」とは知・徳・体のバランスのとれた力とし、それぞれの意味を次のように規定しています。

知（確かな学力）：基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

徳（豊かな人間性）：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等

体（健康・体力）：たくましく生きるための健康や体力

#### 【育児休業、育児・介護休業法】

育児休業とは、労働者がその子を養育するために行う休業のことで、育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成4年4月施行））に基づきます。この法律は、育児や介護を行う労働者が職業生活と家庭生活を両立できるように支援することを目的としており、労働者は申し出により育児（介護）休業を取得できることや、休業の申し出や取得を理由とする不利益な取扱いの禁止等が盛り込まれています。また、平成21年には子育て中の短時間勤務制度の義務化や残業免除の義務化、子どもの看護休暇の拡充等を内容とする法改正が行われています。

#### 【1校1実践】

子どもの体力向上を目的として、学校ごと、又は校区の小・中学校において発達段階に応じた共通の取組（例えば、「マラソン朝会やなわとび朝会」）を計画し、実践する。

#### 【ALT】

Assistant Language Teacherの略で、外国語指導助手のこと。グローバル化に対応した英語教育を実践するため、学校に配置する外国語の先生のことです。

**【オレンジリボン・キャンペーン】**

子どもへの虐待をなくしたいという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広める市民活動です。リボンには、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちが込められています。国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

**力行****【キャリア教育】**

キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

**【合計特殊出生率】**

15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計のことで、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

**【子育て世代包括支援センター】**

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点。母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条の改正が行われ、「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。)が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)では、平成32年度末までの全国展開を目指し取り組むこととされています。

**【コミュニケーション能力】**

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から寄せられた表現を正確に受取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受取ることのできる力のことをいいます。

**【コミュニティ・スクール】**

平成16年9月から、新しい公立学校運営の仕組みとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことをめざすものです。コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえて、学校を設置する教育委員会が決定します。

**【コモンセンスペアレンティング】**

Common Sense Parentingのことで、略はCSP。アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」の親への教育プログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すものです。

## 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

性別や年齢に関係なく、仕事と生活全般（家庭生活だけでなく、地域活動やボランティア、趣味、学習などの様々な活動を含みます）のバランスをとろうとする考え方、又はバランスがとれた状態のことをいいます。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会のあり方に関わる重要な課題です。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割等が具体的に示されました。

## 【次世代育成支援対策推進法、改正次世代育成支援対策推進法】

平成15年7月に成立・公布されました。日本における急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国が定める指針に即して自治体や企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。平成20年の法改正では、国の指針における基本的視点に「仕事と生活の調和の実現の視点」が追加されたほか、行動計画を策定しなければならない企業の対象範囲が拡大されました。

平成26年4月23日に公布された「改正次世代育成支援対策推進法」の主な改正事項は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長することや、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金調整の見直し等となっています。

## 【次代の親】

平成15年に公布された「次世代育成支援対策推進法」では、市町村行動計画の策定を義務つけていましたが、その策定指針において示された8つの基本的視点の1つに「次代の親づくりの視点」があり、その内容は、「子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。」としています。

## 【児童虐待】

平成12年5月に公布、11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童虐待の定義を児童に対する①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置、保護の怠慢）、④心理的虐待を加えること、としています。同法は平成16年4月に改正され、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

さらに、平成20年4月改正法においては、①地方公共団体は重大な被害を受けた虐待事例の分析を行うこと、②市町村に対し通告児童の安全確認を行うことが義務化されたこと、③地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長から児童虐待に係る児童、保護者の情報提供を求められた時は情報提供ができることが規定されました。

**【食育】**

一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化の継承や健康の確保等が図れるよう、食に関する様々な知識や食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組のこと。

**【新・放課後子ども総合プラン】**

「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと。

「新・放課後子ども総合プラン」では、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進していくとされています。

**夕方****【第三者評価】**

事業者や利用者以外の第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場からサービスの評価を行うもの。利用者のサービスの意向を把握するための「利用者評価」とサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力を把握するための「事業評価」があります。結果をわかりやすく公表することにより、利用者は様々なサービスを比較し選択することができます。また事業者も、自らのサービスのレベルや事業経営の課題等を把握することができます。

**【地域の教育力】**

地域の教育力とは、行政をはじめ家庭、学校、地域団体、NPO・ボランティア等地域の様々な主体が、資源を活用するとともに、連携・協力により、子どもたちが学び、遊び、体験等を通して、社会性や規範、体力、コミュニケーション能力等を育てられるよう取り組む活動等のことです。

**【適応指導教室】**

長期欠席をしている不登校の児童・生徒を対象に、教育研究センター内で学習の援助をしながら、本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

## ハ行

### 【発達障害】

「発達障害者支援法」上の定義では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」としています。

自閉症：「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障害。自閉症の人の半数以上は知的障害を伴いますが、知能に遅れがない高機能自閉症の人もあります。

アスペルガー症候群：広い意味での自閉症に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。

注意欠陥多動性障害：「集中できない（不注意）」「じっとしていられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障害。

学習障害：全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。

### 【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

### 【バリアフリー】

「障害・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいいます。公共交通施設・建築物等のバリアフリー化、心のバリアフリー化といったようにも使われます。

建築物におけるバリアフリーとしては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が、平成18年（2006年）に施行されました。

### 【ブックスタート】

親が乳児を抱きながら絵本を読み聞かせて、親子関係を築くきっかけにしたり、子どもの情緒的な成長を促そうとするもので、乳幼児健診等において絵本をプレゼントし、その楽しさを知らせる活動です。

## マ行

### 【メンタルヘルス】（mental health）

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減・緩和とそれへのサポートを指す。



## ヤ行

## 【要保護児童対策地域協議会】

虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、保護を必要とする子ども及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。平成16年の児童福祉法改正法で、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会」を置くことができると規定されました。

## ウ行

## 【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期等をいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ともいい、各期の区分は様々です。

## 【労働力人口】

15 歳以上の労働可能な人口のうち、働く意思のある人たちをいいます。労働力人口は実際に働いている就業者と、実際には働いていないが働く意思を持って仕事を探している失業者の合計として定義されています。





## **第2期高石市子ども・子育て支援事業計画**

令和2年〇月

編集・発行 高石市教育部こども未来室こども家庭課

〒592-8585

大阪府高石市加茂4丁目1番1号

TEL：072-265-1001（代）

FAX：072-265-1015